

シテ、其能力ヲ定ムヘキハ論ヲ俟タサルコトナリ、又鑑定通事ハ、剽奪公權停止公權中ノ者ト雖モ、之ヲ爲スヲ得ヘキヤ否ヤ、法律ニ其明文ナシ、然レモ余ハ剽奪公權停止公權中ノ者ハ、鑑定人通事タルヲ得サル者トス、(第三一四號參看)又民事商事等ノ證人ニ就キ、前ニ論セシ所ハ、鑑定人通事ニモ皆適用スヘキモノトス、

〔第一四四八號〕 鑑定人通事ハ、學術若クハ經驗ニ依テ、或ハ事物或ハ意思ノ眞實ナル所ヲ、識別表明スル者ナイフ、必シモ其名義ニ拘ハラズ、故ニ醫師ノ診斷、評價人ノ評價、又ハ實地ノ試験ノ如キ、皆是レ鑑定ニシテ、外國人ノ言語文書ノ翻譯、暗啞者ノ通辨ノ如キハ、皆是レ通事ナリ、鑑定人ハ、佛語ニ

ル語ナリ、又通事ハ、あんでる云レトイヒ、本ト言語文字ヲ解釋シテ、其本意ヲ通スルノ意ニ出テタル語ナリ、而シテ証ニ在テハ、證人ト同ク、其事ノ正實ナル所ヲ陳述シテ、裁判官カ必證ヲ作ルノ具ト爲スニ過キサルモノナリ、證人ハ實地ニ聞見セシ所ヲ陳述シ、鑑定人通事ハ、學術經驗ニ依テ識得タル所ヲ陳述スルノ別アルノミ、

〔第一四四九號〕 或云ク、第二百十八條第二百二十四條ニ、裁判所ニ呼出サレタル者トアリ、證人疾病ノ時ノ如キハ、裁判官其所在ニ就キ訊問スルカ故ニ、其實裁判所ニ呼出シタル者ニアラサルモ、此場合ニ於テハ、呼出狀ヲ發シタルモノナレハ、尙ホ可ナリ、然レモ皇族勅任官證人ナルキハ、呼出ス能ハサルカ故ニ(治罪法第百八十七條)第二百十八條第二百二

十四條ノ罪ヲ犯スモ、罰スルヲ得スト、余思フニ然ラサル
 ヘシ、裁判所ニ呼出サ、ルハ、其身分ヲ重ニスルカ爲メノミ、
 法文ニ裁判所ニ呼出サレタル者トアルハ、必シモ裁判所ノ
 訟廷ニ呼出サレ、訟廷ニ於テ訊問ヲ受ケタル者ニ限ラス、前
 罪法第六十六條ニ依レハ、豫審判事ハ臨檢ノ場所ニ於テ、
 同法第七十條以下ノ規則ニ從ヒ、證人ヲ訊問ス、此場合ニ
 於テハ、證人タル者ハ、多クハ現場ニ在ルヘキカ故ニ、別ニ呼
 出狀ハ發スルヲナカルヘシ、此證人ニシテ、偽證セハ如何、豫
 審判事ハ能力者タルト無能力者タルトヲ別テ、能力者タレ
 ハ、法式ヲ履キ宣誓セシメテ、訊問スルナルヘシ、只尋常ノ證
 人ト異ナル所ハ、裁判所ニ呼出サ、ルノ一點ニ在ルノミ、此
 點ノ差アルモ、證人トシテ呼出シタルニ相違ナク、又裁判所

ニ呼出シタルニ相違ナキモノトス、臨檢ハ、佛語ニで、さんど、
 去る、る、り、いとイヒ、猶ホ其場所ニ下向スルトイハ、ンカ如シ、
 即チ裁判所カ其場所ニ出張スルチイフ、而シテ裁判所トハ、法
 式ニ從ヒ、相當官吏ノ別席スル所チイフ、某裁判所ト記シテ
 表札ヲ掲ケタル衙門ノ謂ニアラス、表札ハ世人ノ便ヲ圖リ
 テ掲ケシノミ、表札ナシト雖モ裁判所タルニ妨ナシ、呼出狀
 モ亦表札ト一般ナリ、呼出狀ナシト雖モ、呼出シタル者ハ、即
 チ呼出シタル者ナリ、平常ノ場合ニ於テハ、其事ヲ確實ナラ
 シムルカ爲メニ、呼出狀ヲ發スルノミ、裁判所ノ目前ニ在テ
 其人ヲ呼出スルハ、呼出狀ヲ發スルノ要ナク、又法律道理モ
 之ヲ發スルヲ命セサルナリ、裁判官カ證人トシテ、訊問ス
 ル旨ヲ告知スルハ、是レ即チ之ヲ呼出シタルモノナリ、訟廷

内犯罪ノ如キモ、時ニ其目前ノ人ヲ證人トシテ訊問スルコトアルヘシ、是レ亦其旨ヲ告知スレハ、則チ之ヲ呼出シタルモノナリ、故ニ偽證ノ罪ヲ問フニ於テ何ノ妨カ是レアラズ、

〔第一四五〇號〕 賄賂其他ノ方法ヲ以テ、人ニ囑託シテ、偽證又ハ詐偽ノ鑑定通事ヲ爲サシメタル者モ、亦偽證ノ例ニ照シテ處斷ス、(二二五條) 囑託者ハ、總則第一百五條ニ所謂ル教唆者ニシテ、而シテ囑託ヲ受ケテ詐偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ、則チ第四百四條ノ正犯ナリ、然レモ正犯ハ、詐偽ノ事實ヲ知テ、故意ニ詐偽ノ陳述ヲ爲シタルニアラザレハ、罪ト爲ラス、單ニ囑託ヲ受ケタルノヨニシテ、賄賂其他ノ事ナク、囑託ノ事件ヲ眞實ナリトシテ、陳述シタル場合ノ如キ是レナリ、誤信シタル事件ヲ陳述シタルノミニテハ、詐偽ノ陳述トイフヘカ

ラス、詐偽ノ陳述トイハシニハ、假令ヒ曲庇陷害ニハ意ナキモ、故意事實ヲ掩蔽シタルモノナラサルヘカラス、又囑託者タル教唆者ヲ罰セシニハ、正犯タル證人鑑定人通事ニ於テ、詐偽ノ陳述ヲ爲シ、教唆ノ結果ノ生シタルコトヲ要ス、但シ教唆者ハ、其知ル所ニ從テ罰セラルヘケレハ、總則第八條ノ區別モ、亦之ヲ適用セサルヘカラス、

〔第一四五一號〕 被告ハ詐言ヲ陳述スルモ罪ナク、親屬モ相容隠スルコトヲ得、若シ被告又ハ親屬ニシテ囑託ヲ爲サハ如何、曰ク、被告タルト親屬タルトニ論ナク、他人ニ囑託シテ詐偽ノ陳述ヲ爲サシメタル者ハ、皆其教唆者トシテ罰スヘシ、自ラスレハ罪ナクシテ、他ニ爲サシムレハ罪アリトスルハ、或ハ其意ヲ得サルモノ、如ク思フ者モアルヘク、又

或ハ實際ニモ其論議アリト聞ケリ、然レモ這ハ是レ大ニ異ナル所アリ、即チ自己ノ罪ヲ免ル、カ爲メナレハ、他人ニ罪ヲ犯カシムルモ可ナリトハイテヘカラス、己レ一身ノミナレハ、事或ハ不正ニ渉ルモ、辨護ノ爲メナリトシテ、之チ不問ニ付スルヲ得ヘケレモ、辨護ノ爲メナルモ、不正ノ事ヲ爲スノ權アリトハイフヘカラス、夫ノ正當防衛ノ場合ノ如ク、他ヨリ先ツ暴行ヲ受ケテ、其事ノ切迫シ、萬已ムヲ得サル場合トハ同一視スルヲ得ス、然レハ己レ自ラモ尙ホ爲スノ權ナク、只法律ニ於テ寬宥シテ不問ニ付セラル、ノミナリ、然ルチ況ンヤ、他人ヲシテ罪人ヲラシムルノ場合ニ於テ、本人自ラ其罪ヲ免ル、ヲ得ンヤ、偽證モ罪ナリ、殺傷モ罪ナリ、賊盜モ罪ナリ、其罪タルニ至テハ一ナリ、若シ己レノ罪ヲ免ル、

カ爲メ、他人ニ偽證罪ヲ犯カシムルヲ得ルトモ、又己レノ罪ヲ免ル、カ爲メニハ、他人ニ殺傷賊盜ノ罪ヲモ犯カシムルヲ得ルトイハサルヘカラス、豈如此キノ道理アラシヤ、尙ホ第二百二十五條ニイフ所ハ、只刑事ノミノニアラスシテ、民事商事等ノ原被兩造ニモ關スルモノナリ、刑事ニ於テ罰金ヲ免レントスルモ、民事ニ於テ負債ヲ免レントスルモ、其金錢ニ係ルハ一ナリ、刑事ノ罰金ハ榮譽ニ關スルコトハ大ナルキモ、其榮譽ハ以テ正當防衛ノ原由トスヘキニアラス、又法律ニ於テモ、其原由トハ爲サ、ルナリ、

〔第一四五二號〕 或云ク、第二百二十五條ハ悉クハ無益ノモノナルノミナラス、反テ有害ノモノナリ、何トナレハ、教唆ハ、脅迫暴行ヲ以テ爲スコトアレモ、脅迫暴行ヲ以テ囑託ヲ爲ス

ノ道理ナク、而シテ脅迫暴行ヲ以テ教唆シタル者ハ、終ニ法律ノ間ヲ所ニアラストイフカ如キ疑義ヲ生スヘケレハナリ
 佛文原稿第二百五十九條ヲ案スルニ、同條ニハ、賄賂其他ノ方法ヲ以テ、證人鑑定人、又ハ通事ヨリ詐僞ノ陳述ヲ得タル者トアリテ、囑託ノ文字ヲキチ以テ、單ニ教唆ノ罪ヲ示スニ止マリ、更ニ語弊ナシ、然レモ今ハ囑託ノ文字アルカ故ニ、如此キ議論ヲ來タスニ至リタリ、囑託ノ俗ノ屬ノ字ニシテ、古ハ單ニ屬ノ字ヲ用ヒ、屬ニ託ナリ、託ハ寓言也、又寄也、委也、信任也ト字書ニ註セリ、而シテ古來ノ用例ヲ視ルモ、實ニ脅迫暴行ヲ以テ、人ヲ屬託シ、又ハ事ヲ屬託セシヲ見ス、故ニ脅迫暴行ヲ以テ、詐僞ノ陳述ヲ爲セシメタル者ハ、第二百二十五條ヲ適用セスシテ、第二百五條ヲ適用スヘシ、第二百二十五條ハ、

總則ヲ複言セシノミニシテ、總則ヲ適用スルヲ禁シタルニアラス、其禁シタルニアラサルコトハ、立案者ノ註解ニ徴シテ明ナリ、註解ニ云ク、本條ハ疑惑ヲ生シ得ル所ノ場合ニ於テ、明ニ第一百十八條(即チ第一百五條)ノ規則ヲ適用シタルモノナリト、之ニ依テ法律ノ趣旨ハ、知ルヲ得ヘケレトモ、畢竟第二百二十五條ハ、日本ニ於テハ、無益ノモノナルニシテ、佛國刑法第三百六十五條ニ證人ノ「まよぼるなまよん」ヲ罰スルノ法文アリ、まよぼるなまよんヲ、囑託ト譯スル人アレトモ、囑託ニハ當ラズ、寧ロ誘導トイフヘキカ、然レモ惡事ニ限リ用フ語ナレハ、誘導トイフモ妥當ナルニハアラス、而シテ此まよぼるなまよんノ事ニ就テハ、佛國ニ於テハ、古來議論アリシヲ以テ、其第三百六十五條ニ明記スルヲ要セシト雖モ、日本ニ於テハ、古來

別ニ議論アリシニアラヌシテ、囑託ハ即チ教唆トシテ罰スルヲ得レハ、特ニ第二百二十五條ヲ設クルニハ及ハサルベキナリ、

〔第一四五三號〕 證人鑑定人通事ノ詐偽ヲ陳述ヲ爲シタル者、并ニ其囑託者、本案事件ノ裁判宣告ニ至ラサル前ニ、自首シタル時ハ、本刑ヲ免ス、(三二六條)如此シ本刑ヲ全免スルハ、自首ニ就テノ一變例ナリ、此變例アルハ、詐言ノ害ノ未タ全ク顯ハレサルノモナラス、自首スレハ、其害ヲ未然ニ防クニ足ルヲ以テ、法律ハ誘導シテ自首セシムコトヲ欲スルナリ、此自首ノ語ハ、佛語ニハれどるゝてトアリテ、既往ニ遡リテ詐言ヲ取消スチイフ、故ニ詐偽ノ陳述中ニ於テ、詐言ヲ取消セハ、即チ自首シタルモノトス、其語ハ異ナレド、其意ハ則チ一ナリ、只其意ノ同シキノミナラス、法文ニハ明ニ自首トアルカ故ニ、總則自首ノ例ニ依ルヘキハ論ヲ俟テス、故ニ其事已ニ官ニ發覺シテ、取消スモ其効ナキ場合ニ於テハ、自首スルモ、亦其効ナシトス、且ツ法文ニ裁判宣告ニ至ラサル前トアルカ故ニ、其事ノ發覺セサルノモナラス、尙ホ未タ裁判宣告ニ至ラサル前ニアラサレハ、全免スルヲ得ス、然レド裁判宣告後ト雖モ、自首ヲ許サハルニハアララス、總則ハ何レノ場合ニモ適用スルヲ得ヘク、而シテ第二百二十六條ハ、總則ノ自首ヲ禁シタルモノニアラサルナリ、

〔第一四五四號〕 又法文ニ所謂ル裁判宣告トハ、始審裁判ヲイフヤ、終審裁判ヲイフヤ、將タ上告シ裁判ヲイフヤ明ナラス、思フニ裁判宣告トハ、要スルニ確定裁判ノ宣告ヲイフナ

ルベシ、佛文原稿第二百五十八條ニハ、控訴又ハ上告ニ於テ
 陳述ヲ取消シタルキ亦同シキ旨ヲ記載セリ、然レハ是レ亦
 裁判確定前チイフモノナリ、今ハ如此キノ明文ナシト雖モ、
 自首ヲ許スノ法意ニ由テ考フルキハ、原稿ノ意ト異ナルコ
 ナカルヘキナリ、裁判ノ確定セサル前ナレバ、自首シテ其害
 惡ヲ取消シ、裁判ノ錯誤ヲ改正セシムルヲ得、法律ノ本刑ヲ
 全免スルハ、則チ是レカ爲メナリ、然ルチ一回裁判宣告アラ
 キハ、則チ全免スルヲ得ストセハ、此自首ヲ特例ヲ設ケタル
 法意ト正ニ相反スルニ至ルヘキナリ、故ニ原稿ト同ク、余ハ
 裁判確定ニ至ル迄ハ、假令ヒ上告中ト雖モ尙ホ自首スレバ
 全免スルヘキモノトス、
 (第一四五五號) 或云ク、控訴ノ裁判アリタル後、檢察官又

ハ被告人ヨリ上告ヲ爲シ、其上告中ニ於テ自首スト雖モ全
 免スルヲ得ス、何トカ、大審院ハ、原裁判ノ當否ヲ判決ス
 ルニ止マリ、毫モ事實ニ干涉スルヲ得サレバ、偽證者アルカ
 知ルモ、其偽證ヲ原由トシテ、原裁判ヲ破毀スルヲ得サレハ
 ナリ、然レヒ他ノ原由アリテ、原裁判ヲ破毀シテ、他ニ移シ
 ルキハ、自首全免スルコトヲ得、是レ更ニ覆審スルカ故ナリト、
 余ハ豫審ト公判トニ論ナク、總テ其言渡ノ確定セサル前ハ、
 皆裁判宣告前トスルナリ、大審院ニ於テハ、事實ニ干涉セザ
 ルハ勿論ノコナレト、上告ノ原由ハ、治罪法第四百十條ニ定
 メタルモノ、ミニ限ラズ、之レヨリ大ナル原由アルキハ、上
 告スルヲ許サ、ルヘカラス、所謂大ナル原由トハ、非常上
 告哀訴又ハ再審ノ訴ノ原由チオフ、非常ノ上訴ヲモ許スヘ

通常ノ上訴ヲ許サ、然レノ理アラシキヤ、而シテ非常ノ上訴
 ノ原由ハ、要スルニ通常ノ上訴ノ原由ニシテ、其異ナル所ニ
 事實ニ涉ル所アルニシテ、事實ニ涉ル所アリテ、又法律ニ違フ
 所アルニ於テハ、其原由タル實ニ重大ナルモノトイハサルニ
 得ズ、治罪法第四百三十五條ニ云ク、法律ニ於テ罰セサル所
 爲ニ對シ、刑ヲ言渡シ、又ハ相當ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シタ
 ル場合ニ於テハ、非常上告ヲ爲スヲ得ト、法律ノ罰セサル刑
 罰ニ對シタルハ、擬律ノ錯誤シ大ナルモノニシテ、而シテ相當ノ刑
 ヲリ重キ刑ヲ言渡シタルモ、亦是レ法律上ノ一部ノ錯誤ナリ、
 此ニ相當ノ刑ヨリ重キ刑トアルハ、法律ニ定メタル範圍外
 ノモノトイフ、長期短期、多數寡數ノ間ニ於テ、裁判官ノ職權
 内ノモノハ、或ハ重キニ失スルカ如キモ、法律上ニ於テハ、相

當ノモノナリ、法律上不相當トイハシニハ、必ス其範圍外ノ
 モノナラサルヘカラス、偽證ニ依テ言渡シタル刑ハ、則チ是
 レ言渡スヘカラサル不相當ノ刑ニシテ、或ハ全部或ハ一部
 ハ、法律上ノ錯誤ニ係ルモノナリ、而シテ其偽證タルハ、原裁
 判所ニ於テ、之ヲ認定スルカ、然ラザレバ、大審院自ラ認定ス
 ル所ニシテ、公正ノ證書ヲ以テ、訟廷内ノ犯罪ヲ證明スルモ
 ノナリ、已ニ其證明アルニ於テハ、原裁判ヲ破毀シテ、更ニ他
 ノ裁判所ニ、其事件ヲ移スニ於テ、何ノ妨カ是レアラソ、而シ
 テ治罪法草案第五百四十一條第三ニハ、證人鑑定人通事、又ハ
 調書ヲ作リタル官吏、賄賂暴行又ハ脅迫ニ因リ、詐僞ノ申立
 チ爲シタル場合ヲ以テ、非常上告ノ一原由トセラレタリ、此
 等ニ參照シテ、余カ説ノ根據アルヲ知ルヘキナリ、

〔第一四五六號〕 此ニ度量衡ヲ偽造スル罪トアレドモ、法律ノ罰スル所ハ、偽造ノ度量衡ヲ販賣所有スルニ在リ、偽造ノミナリ罰スルハ、囑託ヲ受ケタル場合ノミ、而シテ販賣所有ヲ罰スルハ、公益ニ關シ、信用ヲ害スルカ故ナリ、一人一己ノ爲メニ、度量衡ヲ作爲スルハ、公益ニ關シ、信用ヲ害スルコトナシ、舊律ニモ偽造斛斗秤尺ノ條アリ、其原ハ唐律校斛斗秤度ニ由ル、尙ホ遠ク古典ニ徴スレハ、舜典ニ同律度量衡トアルニ基キシナルヘシ、支那ニ於テハ、度量衡ハ律ニ依テ制スルモノニシテ、唐律疏議ニ依ルニ、秬黍ノ中ナルモノ、一千二百ヲ容ル、ト倉ト爲シ、十倉ヲ合ト爲シ、十合ヲ升ト爲シ、十升ヲ斗ト爲シ、十斗ヲ斛ト爲ス、又秬黍ノ中ナルモノ、一百ノ重ヲ銖ト

爲シ、二十四銖ヲ兩ト爲シ、十六兩ヲ斤ト爲ス、又秬黍ノ中ナル、一ノ廣ヲ分ト爲シ、十分ヲ寸ト爲シ、十寸ヲ尺ト爲シ、十尺ヲ丈ト爲ス、而シテ校勘シテ平ナラサル者ハ、杖七十トアリ、實ニ度量衡ハ、造作出納交易ノ則チ爲ス所ニシテ、其關スル所極メテ大ナリ、而シテ古ヨリ其罰則アルハ、皆公益ノ爲メナリ、佛國ニ於テモ、其刑法第四百二十三條第四百二十四條ニ罰則ヲ掲ケ、其度量衡ヲ制スル皆根據アリ、我國ノ度量衡ハ、何ニ基キテ制シタルモノナルヤ、未ダ之ヲ詳ニセズ、然レドモ明治九年二月十九日第十七號布告ニ、度量衡改定規則アリ、檢印ナキモノヲ、商業上ニ用フルヲ禁シタリ、又明治十四年五月二十六日第三十二號布告西洋形權衡製作檢査印章ノ規則アリ、官ノ檢印ヲ證トシ、従前ノ權衡ト同ク用フルヲ許

ス、然レモ西洋形度量ニ就テハ、更ニ其規則ナシ、故ニ西洋形
 權衡ハ、其偽造ヲ罰スヘケレモ、西洋形度量ノ偽造ハ、罰スル
 事得ス、何トナレハ、従前ノモノト同ク用フルコト許シタル
 法律ナケレハ、我國公益ニ關スルモノトイフ事得ス、又偽造
 貨幣ニハ、内外國ノ貨幣ニ就キ刑法ニ罰則アレモ、度量衡偽
 造ノ處ニハ、外國ノ度量衡ニ係ル規則ナケレハナリ、又西洋
 形權衡ノ偽造ヲ罰スルモ、外國ノ權衡トシテ罰スルニアラ
 ス、明治十四年ノ布告ニ依リ、內國ノ權衡トシテ罰スルナリ、
 是レ混スヘカラサル所ナリ、

〔第一四五七號〕 度量衡ヲ偽造變造シテ、販賣シタル者ハ、二
 年以上五年以下ノ重禁錮、十圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處
 シ、官ノ記號印章ヲ偽造シ、又ハ盜用シタル時ハ、偽造官印ノ

各本條ニ照シ、重キニ從テ處斷ス、(二二七條) 度量衡ハ、何レモ
 明治八年八月五日太政官第三百三十五號達、度量衡取締條例
 并檢査規則、明治九年二月十九日第十七號布告、度量衡改定
 規則、及ヒ明治十四年五月二十六日第三十二號布告ニ依リ、
 官ノ檢印アルモノナリ、故ニ其檢印ナキモノハ、法律上度量
 衡ト稱スル事得ス、法律上度量衡ト稱スル事得サルモノハ、
 偽造變造スルモ偽造變造トイフヘカラス、又偽造變造ハ、公
 益ニ關シ信用ヲ害スルモノニアラス、何トナレハ檢印ナキ
 モノハ、公衆ノ信ヲ措クモノニアラサレハナリ、
 〔第一四五八號〕 或云ク、例ハ、辨ノ如キ世人ノ視テ辨ト做
 ス事得ヘキ形狀アルニ於テハ、檢印ヲ付セサルモ、世人ヲ欺
 クニ足ルヘク、世人ハ辨ニハ如何ナル檢印幾個押捺アルヤ、

之ヲ知ル者稀ナリ、且ツ檢印ノ個數等ヲモ論スルニ至ラハ、
 論議紛雜シテ終ニ一定スヘカラス、又之ヲ法文ニ徵スルニ、
 第二百二十七條ニ、官ノ記號印章ノ偽造盜用ヲ罰スルノ明
 文アリ、若シ記號印章ヲ以テ、度量衡ヲ構成スル必要ノ條件
 トセハ、何ノ爲メニ此明文アルヤ解スヘカラス、然ルニ此明
 文アルハ、記號印章ヲシト雖モ、尙ホ度量衡ナリトスルカ故
 ナリ、故ニ其偽造變造ヲ販賣者ハ、之ヲ罰スヘシト、余思フニ
 此說非ナリ、第一段ニハ事實ニ就テ說ヲ爲セ且、其事實ハ即
 チ前ニ掲ケシ布告布達ニ依テ定マラルモノニシテ、而シ其布
 達ハ、或ハ人民ニ於テ之ヲ知ラサルモ、其布告ハ必フ人民ニ
 於テ知ラサルヘカラサルモノナリ、之ヲ知ルノ人民ナレバ、
 之ニ違フノ度量衡ハ、誰カ信用シテ買取シ使用スル者アラ

シ、或ハ萬ニ一是レアルモ、所謂ル公益ニ關シテ公衆ノ信用
 ナ害スルモノニアラス、又第二段ニハ法文ヲ引テ論スレ且、
 是レ亦法律ノ趣旨ニ違フモノナリ、第二百二十七條ニ、記號
 印章偽造盜用ノ明文アルハ、記號印章ナキノ度量衡ナキカ
 故ナリ、即チ度量衡ニ必要缺クヘカラサルモノナルヲ以テ、
 或ハ記號印章ノ罪ナキモノ、如ク思フ者アルヘキカ故ニ、
 特ニ此明文ヲ掲ケタルナリ、此事ニ就テハ、他諸條ニ於テ已
 ニ論シタルハ此ニハ細論セス、

〔第一四五九號〕 度量衡ハ、偽造變造ノミニテハ、罪ト爲ラス、
 販賣シテ而シテ後ニ罪ト爲ル、而シテ販賣セサル者、即チ或ハ貸
 與シ或ハ交換シ或ハ贈與シ又ハ自用ニ供スル等ノ者ハ、其
 罪ナシ、是レ亦公益ニ關シ信用ヲ害スルナキノ趣旨ニ由リ、

之ヲ會得スルヲ得ヘシ、貸與シ交換スル等ノ事ハ、假令ヒ數回
 爲スコトアルモ、世上一般ノ信用ヲ害スルコトナカルヘキナリ、
 且ツ金錢ト交換スル賣買ナリト雖モ、偶々一人一事ニ係ル
 モノハ、又罰スヘカラストス、明治九年第十七號布告ニモ、賣
 捌ヲ禁ストアレハ、公衆ニ向フテ發賣スルヲ禁スルノ趣旨
 ニシテ、僅ニ一人ノ爲メニ一事ヲ爲スニアラサルコト知ルヘ
 キナリ、是等ノ場合ニ於テモ、官ノ記號印章ヲ偽造盜用スル
 ニ於テハ、其偽造盜用ノ罪ハ、之ヲ問サルヘカラスト、又如此キ
 場合ニ、偽造盜用ノ罪ヲ問フニ由リ、第二百二十七條但書ア
 ル所以ヲ知ルヘシ、記號印章ノ罪ハ、度量衡ノ罪ヲ問ハサル
 事ト雖モ、尙ホ之ヲ問フ、度量衡ノ罪ハ、輕罪ニシテ別ニ明文
 ナキヲ以テ、其未遂犯罪ハ罰セスト雖モ、記號印章ノ罪ハ、第

第九十六條ニ於テ輕懲役ニ處スル重罪ナレハ、其未遂犯
 罪モ亦之ヲ問ハサルヘカラスト、

〔第一四六〇號〕 度量衡ヲ偽造變造シテ、店頭ニ陳列シ、未ダ
 販賣セサル時ハ如何、曰ク、陳列シタルノミニシテハ、固トヨ
 リ罰スヘカラスト、且ツ將ニ販賣セントスルモ、未ダ販賣セサ
 ル者ハ、亦罰スヘカラスト、何トナレハ法律ニ未遂犯罪ヲ罰ス
 ルノ明文ナケレハナリ、佛文原稿第二百六十條ノ趣旨ニテ
 ハ、未遂犯罪ヲモ罰スヘキナリ、原稿ニハ、賣却シ又ハ賣却ニ
 付ズル、即チ「みー、あん、うん」とアリシカ故ナリ、然レモ今ハ
 販賣シタルトアリテ、販賣ニ付スルトアラサレハ、販賣セン
 トシテ、未ダ販賣セサルモノハ、罰スル能ハサルヘキナリ、而
 シ販賣シタルトイヘハ、販賣契約ノ成立セシモノチイフカ

故ニ、買賣契約ノ法則ニ依リ、契約構成ノ元素ノ具備シタル
 所ニアラザレハ、罰スヘカラス、故ニ度量衡ノ確定セサル場
 合ニ於テハ、買賣ノ豫約ニ止マリ、未タ其所有權ヲ移轉スル
 買賣ノ契約アリトハイフナ得ス、
 【第一四六一號】 偽造變造ニハ加功セスト雖モ、其情ヲ知テ
 度量衡ヲ販賣シタル者ハ、前條ノ刑ニ一等ヲ減シテ處斷ス、
 (二二八條)此販賣者ハ、偽造變造シタル者ノ教唆ニ由ルコト多
 カルヘキモ、必シモ教唆ニ由ルニ限ラス、單ニ一己ノ意思ノ
 ミチ以テ偽造變造ノ度量衡ヲ販賣スルコトアルヘシ、此場合
 ニ於テ、偽造者變造者ヲ罰セサルハ、權衡ヲ得サルモノ、如
 シ、然レモ公益ヲ害スル點ヨリ視レハ、偽造者變造者ヲ罰セ
 サルノ法意ハ、自ラ明了ナルヘシ、故ニ偽造者變造者モ、販賣

セサレハ、其罪ナシ、法意ハ世間公衆ニ之ヲ販賣スルヲ罰ス
 ルニ在リ、單ニ偽造變造ヲ罰スルノ趣旨ニアラス、
 【第一四六二號】 法文ニ前條ノ刑ニ一等ヲ減ストアリ、前條
 ニハ販賣輕罪ノ刑ト、印章偽造重罪ノ刑トノ二アリ、此二個
 ノ刑ナイフヤ、將タ販賣ノ刑ノミチナイフヤ分明ナラス、余思
 フニ、二個ノ刑ナイフナルヘシ、故ニ偽造者輕罪ノ刑ニ處セ
 ラレタルモ、知情販賣者ハ、輕罪ノ刑ヨリ一等ヲ減シ、偽造
 者重罪ノ刑ニ處セラレタルモ、販賣者ハ重罪ノ刑ヨリ一
 等ヲ減シテ、處斷セラレヘキナリ、其趣旨ハ原稿第二百六十
 一條ニハ明瞭ナリ、原稿ニハ複數ノ文字ヲ用ヒ、前條ニ記載
 シタルで、ベトぬ、即チ數刑ニ就キ、一等減ニテ刑ストアリ、而
 シ前條ニハ販賣輕罪ノ刑ト印章重罪ノ刑トノ二個アルヲ

以テ、數刑ニ就キトイヒシナリ、或ハ、輕罪ノ刑ニモ重
 禁錮ト罰金トアリ、故ニ數刑トイヒシナリ、印章ノ刑ハ入ル
 ヘカラスト、或ハ如此キ論議ヲ生スヘケレド、禁錮罰金ハ主
 刑ト附加刑トニシテ、法律上ハ二個ヲ一個ノ如ク看做シテ、
 合シテ一罪ニ科スルモノナリ、又今ノ第二百十五條第二項
 原稿第二百四六條第二項ニ、醫師ニ刑ヲ加等スルノ法文アリ、
 其第一項ニモ、禁錮ト罰金トノ二刑アレド、第二項ノ刑ノ
 字ハ、らペーぬト單數ニ記シ、又今ノ第二百三十條原稿第二
 百六十二條第二項ニ、職工ニれ、めいむ、ペーぬヲ言渡スト、複
 數ニ記シ、以テ其前ノ詐欺取財ノ刑ヲ包含セシメタリ、此等
 ニ參照セハ、法意ノ在ル所明了ナルベシ、

〔第一四六三號〕 販賣者ハ、偽造者變造者ノ罰セラル、場合

ノ外、罰セラル、イナキヤ、日ク然ラス、偽造者變造者ハ、罰セ
 ラレスト雖モ、販賣者ハ罰セラルヘシ、例ヘハ、偽造者ハ、公訴
 期滿免除其他治罪法第九條ニ掲クル公訴消滅ノ原由ニ因
 テ、其罪ヲ問ハレサルト雖モ、販賣者ハ、尙ホ知情販賣ノ罪
 ヲ問ハルヘク、又實際ニハ殆ント是レナカルヘキモ、偽造者
 ハ、偽造ノ度量衡ヲ販賣者ニ贈與シ交換シタル場合ノ如キ
 モ、偽造者ハ罰セラレシテ、其知情販賣者ノ罪ニ罰セラレヘ
 キナリ、其原因ヲ開キタル偽造者ノ無罪ナルニ、其販賣者ノ
 有罪タルハ、奇怪ナルカ如クナレド、法律ノ罰スル所ハ、偽造
 ヲアラホシテ販賣ニアリ、其販賣ハ實ニ公衆ノ信用ヲ害ス
 ルモノナレハナリ、然レド販賣者ヲ罰スルニ、記號印章ノ罪
 ヲ以テセンニハ、販賣者ニ於テ記號印章ノ偽造盜用ノ情ヲ

知ラサルヘカラス、只度量衡ノ偽造變造ノ情ヲ知リシノミ
 ニテハ可ナラス、記號印章ノ情ヲ知ラサレハ、此一點ニ就テ
 ハ、則チ罪ト爲ルヘキ事實ヲ知ラサルモノナリ、或ハ法文ニ
 偽造變造ノ情ヲ知テトアルカ故ニ、度量衡ニ就テ其情ヲ知
 レハ、記號印章ニ就テハ、其情ヲ知ラサルモ、尙ホ記號印章ノ
 罪ヲ問フヘキカ如ク思フ者モアルヘケレド、是レ只其根原
 ニ係ルヲ以テ知情ノ語ヲ加ヘタルノミ、決シテ總則ニ反ス
 ル一個ノ變例ヲ設クルノ趣旨ニハアラサルヘシ、又原稿ニ
 ハ、偽造變造ノ情ヲ知テノ語ナシ、以テ立法者ノ趣旨ヲ推知
 スヘキナリ、

〔第一四六四號〕 商買農工定規ヲ増減シタル度量衡ヲ所有
 シタル者ハ、一月以上三月以下ノ重禁錮、三圓以上二十圓以

下ノ罰金ニ處ス、其度量衡ヲ使用シテ利ヲ得タル者ハ、詐欺
 取財ヲ以テ論ス、(二二九條) 法律ノ所有ヲ罰スルハ、農工商ニ
 限ル、其他ハ罰スルコトナシ、何トナレハ之ヲ所有スルモ、一己
 ノ使用ニ供スルニ止マリ、世間ノ信用ヲ害スルコトナキカ故
 ナリ、又農工商ノ中ニ就テモ、區別ヲ爲サ、ルヘカラス、各其
 營業ニ關シテ所有スルニアラサレハ、罰スヘカラス、例ヘハ
 吳服商モ商ナリ、米穀商モ商ナリ、書肆モ亦商ナリ、吳服商ニ
 シテ、不正ノ尺度ヲ所有シ、米穀商ニシテ不正ノ斗量ヲ所有
 シタルカ如キハ、罰スヘシト雖モ、吳服商ノ斗量ヲ所有シ、米
 穀商ノ尺度ヲ所有スカ如キハ、假令ヒ其不正ナルモ罰スヘ
 カラス、書肆ニ至テハ、度量衡三器共ニ其不正ノモノヲ所有
 スルモ、罰スルヲ得ス、何トナレハ書肆ハ度量衡ニ依テ商業

ナ營業者ニアラサレハナリ、然レモ以上ハ只其大要ヲ述ヘ
 シノミ、米穀商ハ專ラ斗量ヲ以テ、其業ヲ營ムモ必シモ斗量
 ノミニ限ラズ、權衡モ亦其營業ノ具タルヘシ、若シ權衡ヲ以
 テ其營業ノ具ト爲シ、而シテ不正ノ權衡ヲ所有セハ、之ヲ罰ス
 ルハ論ヲ俟タズ、只農業ニ於テ、三器共ニ之ヲ用フルコトナシ、故
 ニ原稿ニハ商賈工匠トアリシノミ、農ノ字ハ修正ノ際ニ加
 ハリシモノナリ、余ハ其意ヲ解スルヲ得ス、米穀商ニシテ斗
 量ヲケレハ、其業ヲ營ム能ハズ、吳服商若クハ工匠ニシテ尺
 度ヲケレハ、又其業ヲ營ム能ハズ、農人ハ之ニ反テ、度量衡ノ
 三器ナキモ能ク耕耘スルヲ得、耕耘種樹ニ是レ農業ナリ、其
 耕耘種樹ニ依テ得タル米穀ヲ他ニ賣却スルニ至テハ、或ハ
 斗量ヲ用フヘク、或ハ權衡ヲ用フヘシト雖モ、是レ農業ノ本

色ニアラス、昔時米納ヲ以テ租稅ヲ徵シタル時ノ如キハ、農
 人ノ爲メニモ如此キ規則ヲ要スヘケレトモ、今ハ然ラス、租稅
 ハ皆金納トス、農人ニシテ不正ノ三器ヲ所有スルモ、決シテ
 世間ノ信用ヲ害スルコトナシ、若シ法文ニ拘泥シテ、農人ヲ罰
 セハ、農人ハ三器共ニ罰セラレサルヲ得ス、又度量衡改定規
 則第二條ニモ、檢印ナキ器ヲ商業上ニ用フルヲ禁ストアリ
 テ、農事ニ及ハサルノミナラズ、其第三條ニハ、尺杖等ニ時便
 用ノ爲メ目盛致シ、枴ハ芋烏芋等ヲ量ル爲メ箱ヲ製シ、又ハ
 賣買スルハ苦シカラズトアリテ、其禁スル所刑法ノ如クナ
 ラズ、然ルチ豈獨農人ノ爲メニ酷ナルノ理アラシヤ、今考ラ
 ルニ農トテアルハ、農ニシテ商ヲ兼ヌル者ヲイラナクハ、都
 ナ其本業ハ農ナリト雖モ、兼ヌテ商事ヲ行フテ、而シテ專ラ

業ノミニ依ラサル者ヲイフナルヘシ、
 (第一四六五號) 偽造變造ノ度量衡ヲ販賣シタル者ハ、定規
 ナ増減セスト雖モ、直チニ偽造變造シテ販賣シタルノヨリ
 以テ罰セラルヘシ、商買農工ハ、定規ヲ増減セサレハ、偽造變
 造ノ度量衡ヲ所有スルノミニテハ、罰セラル、トナシ、是レ
 其當ヲ得タルモノトハ、難シ如何、或云ク、法文ニ偽造變
 造トイハスシテ、定規ヲ増減シトイヘルハ、曩ニ度量衡ノ改
 正アリテ、尙ホ舊器ヲ存シ、而シテ其存在シテ未ダ檢印ヲ受ケ
 サルモノハ、之ヲ偽造變造トイフヘカラサレハナリト、原稿
 ニ定規ヲ増減スルノ文字ナキニ、特ニ之ヲ加ヘラレタルハ、
 此説ノ如クナルヘシ、然レモ偽造變造シテ定規ニ増減ナキ
 モノハ如何スヘキヤ、明了ナラス、思フニ定規ニ増減ナキモ

ノハ、罰スヘカラサルヘシ、商買農工カ偽造變造ノ度量衡ヲ
 所有スルモ、直チニ公益ニ關シ信用ヲ害スルニアラス、夫ノ
 偽造變造ノ度量衡ヲ販賣スル者ハ、世間ニ不正ノ度量衡ヲ
 流布シ、官ノ取締ヲ破リテ一般ノ信用ヲ失ハシムルニ至ル
 ナ以テ、定規増減ノ有無ニ拘ハラズ之ヲ罰スルモ、商買農工
 ノ之ヲ所有スルヲ罰スルハ、詐欺取財ニ類スル、人ノ私益ヲ
 害スルノ所爲アルヲ恐ル、カ爲メノミ、同シ第七節中ニ在
 ルモ、其罪ノ性質ニ於テ異ナル所アリ、故ニ定規ニ増減ナキ
 モノハ、罰スヘカラストス、
 (第一四六六號) 又法文ニ所有シトアルカ故ニ、所有スル以
 上ハ、其物ノ何レニ在ルヲ問ハズ、皆罰スヘキカ如シ、又其物
 ノ店頭工場等ニ在ルモ、他人ノ物ニ係レハ罰スヘカラサル

カ如ク聞キ、然レモ所有ノ文字ハ、今日ノ所謂ル所有權アリテ所有スルノ謂モアリテ、現在所持シ占有スルカイフ、故ニ營業上、使用スルキ場所ニ於テ、現在占有スルニアラスカレハ罰スヘカラス、又其場所ニ於テ現有スルニ於テハ、他人ノ物タルト雖モ、尙ホ之ヲ罰スヘシ、法律ノ趣旨ハ、不正ノ度量衡ヲ以テ、人夫欺キ利ヲ得ルノ虞アルヲ以テ、其所有ヲ罰スルナリ、所有權ノ有無等ヲ論スルノ趣旨ニアラス、

〔第一四六七號〕 第二百二十八條ニハ、知情ノ語アリテ、第二百二十九條ニハ、知情ノ語ナシ、故ニ知情ノ有無ニ拘ハラズ、所持シ占有スレバ、則チ罰スヘキカ如シ、然レモ原稿第三百六十二條ニハ、故意ノ文字アリテ、知情ノ場合ノミチ罰スルノ意ナルヲ明了ナリ、今ハ此語ナシト雖モ、其意ハ則チ原稿

ト同一ナルヘシ、總則ニ反シテ疎虞懈怠ノ無意犯罪ヲ罰スルモノトハ思ハレサルナリ、余ヲ以テ視レハ、第二百二十八條ニ、故テニ知情ノ語ヲ記載セテレシヨリ、反テ無用ノ一ナリト思フナリ、又實際ノ裁判例ニモ、如此ク解釋セシモノアリト聞ケリ、

〔第一四六八號〕 定規ヲ増減シタル度量衡ヲ使用シテ、不正ノ利ヲ得タル者ハ、詐欺取財ヲ以テ論ス、法文ニハ單ニ利ヲ得タル者トアリテ、其利ノ正否ヲ問ハサルカ如クナレド、決シテ然ルニハアラス、原稿ニハ詐欺取財アルモ、詐欺取財ノ罪ヲ問フノ妨トナルヲ加キ、意ヲ示サレタリ、今モ如此ク解シテ當然ナルヘシ、故ニ其利ノ正否モ亦尋常ノモノヲ以テ論スヘキニアラス、尋常ノ賣買ニ於テ多少ノ損益アルハ、

皆人ノ知ル所ニシテ、損失ノミヲ以テハ、民法上モ容易ニ契約ヲ取消スルヲ許サズ、民法上取消スヘカラスルカ如キ損失ハ、詐欺取財ノ罪ヲ構成スヘキモノニアラス、然レモ其損失ハ、法律ニ一定ノ分量ヲ示サ、レハ、裁判官ノ意見ニ一任スルノ外ナク、又動産ノ賣買等ニハ、何レノ國ノ法律ニモ損失ヲ以テ取消ノ理由トモシモノナケレハ、裁判官ニ於テモ、容易ニ詐欺取財ヲ以テ論スヘキニアラス、然レモ詐欺ハ則チ契約取消ノ一理由ニシテ、而シテ不正ノ度量衡ヲ用ヒタルハ、是レ詐欺ノ手段ニシテ、法律ノ罰スル所ナルカ故ニ、詐欺ヲ理由トシテ契約ヲ取消スチ得ヘキ場合ニハ、詐欺取財ヲ以テ論シテ妨ナカルヘキナリ、或云ク、不正ノ利ヲ得ル者ハ、度量衡ヲ用フルト否ト、商賈農工タルト否トチ分タス、詐欺

取財ヲ以テ論スヘキハ當然ナリ、故ニ法律ニ此明文アルハ、其益ナクシテ、寧ロ其害アリトイフヘキナリト、然レモ此明文アルハ、度量衡ヲ用ヒシハ、詐欺ノ手段ニシテ、今法律ニ於テ、別ニ其罪ヲ問フチ以テ、或ハ詐欺取財ヲ以テ罰スヘカラスルカ如キ誤解ヲ來タサンコトヲ恐レテナリ、又一ノ重キニ從フノ語ナキモ、數罪俱發ノ例ニ照シテ處分スヘキハ當然ナリ、

〔第一四六九號〕 人ノ囑託ヲ受ケテ、度量衡ヲ偽造シ、又ハ變造シタル者ハ、其囑託シタル犯人ノ刑ニ照シ、各一等ヲ減シテ處斷ス、(二三〇條)此偽造者變造者ヲ罰スルノ法文アルハ、正犯即チ囑託者ノ未遂犯罪ト地位ヲ同クシテ、既遂ノ目的ナク、又其從犯ノ如クニシテ、已ニ犯罪構成ノ條件ニ着手ス

ルヲ以テ、從犯トモイフヘカラス、一種特別ノ地位ニ在テ、而
 ナ囑託者ノ目的ヲ遂ケシメ、其犯罪ノ根元ヲ開ク者ナルヲ
 以テ、特ニ此法文ヲ設ケテ、之ヲ罰スルナリ、或云ク、人ノ囑託ヲ
 受ケテ偽造變造スレハ、直チニ罰セラレ、而シテ、第二百二十七
 條ノ、自ラ偽造變造スル者ハ、販賣セサレハ、罰セラレス、又囑
 託ヲ受ケタル者ハ、其囑託シタル犯人ノ刑ニ照シ、各一等ヲ
 減ストアレハ、其囑託者ニシテ、之ヲ販賣セサレハ、罪ト爲ラ
 サルニ、如何シテ一等ヲ減スヘキヤ、決シテ減等スル能ハサ
 ルヘシ、思フニ、畢竟是レ無要ノ法文ナルヘシ、此法文ナシト
 雖モ、偽造者ハ、囑託者ノ從犯又ハ共犯トシテ罰スルヲ得ヘ
 キナリト、此說ハ注意ヲ詳ニセサルモノナリ、前ニ一言セザ
 カ如ク、偽造者ハ從犯ニモアラサス、共犯ニモアラサル一種ノ

者ナルヲ以テ、特ニ此法文ヲ設ケテレシナリ、
 [第一四七〇號] 又此說ニテハ、囑託者ヲ罰セサルニ、尙ホ偽
 造者ヲ罰スルモノ、如クイヘハ、決シテ然ルニアラサス、囑託
 者ヲ罰スル場合ニアラサレハ、偽造者ヲ罰スルコトナシ、法文
 ニ犯人ノ刑ニ照ストアリ、豈無罪ノ犯人アラシヤ、已ニ犯人
 百イヘハ、其罰セラレヘキ者タルハ、言ヲ待タズシテ知ルヘ
 シ、或ハ犯人ノ死去シテ罰セラレサルカ如キ場合ナキニシ
 モ、アラサルヘケレハ、這ハ是レ一ノ變態ナリ、此變態ノ場合
 ト雖モ、囑託者ヲ視テ犯人ト做シ、而シテ偽造者ヲ罰スルナリ、
 故ニ第二百二十七條以下ニ於テ、其囑託者ヲ罰スル時ニ當
 リ、偽造者ハ、其本犯ノ刑ニ照シ、各一等ヲ減シテ處斷スヘキ
 ナリ、

〔第一四七一號〕 囑託者、官ノ記號印章ニ偽造盜用シタルハ、受囑者ハ、偽造官印ノ刑ニ照シテ、一等ヲ減セラルヘキヤ、又商將ヲ第二百二十七條ノ刑ヨリ、一等ヲ減セラルヘキヤ、又商買農工ノ利ヲ得タル場合ニ於テハ、詐欺取財ノ刑ヨリ一等ヲ減セラルヘキヤ、將ヲ第二百二十九條第一項ノ刑ヨリ一等ヲ減セラルヘキヤ如何、或云ク、受囑偽造者ハ、第二百二十七條第二百二十九條第一項ノ正犯タルヲ免レスト雖モ、官印偽造盜用ノ所爲、及ヒ詐欺取財ノ所爲ハ、必シモ度量衡偽造ノ所爲ト、相密着シテ離ルヘカラサルニアラス、自ラ是レ一種特別ノ罪ナリ、故ニ受託者ニ於テ、官印偽造盜用ノ所爲、又ハ詐欺取財ノ所爲ニ加功シタルハ、其正犯若クハ從犯ヲ以テ論スヘキモ、然ラサルハ、其正從犯ヲ以テ論スヘカ

ラス、然リ而シテ正從犯ヲ以テ論スルハ、テモ、第二百三十條ニ依ルニアラス、シテ、總則ニ依ルナリ、何トナレハ、該條ハ度量衡ノ偽造變造ニ就キ、特例ヲ定メタルモノナレトモ、偽造官印又ハ詐欺取財ニ就テ、特例ヲ定メタルモノニアラサレハナリト、此説其當ヲ得タルモノナルヘシ、

身分ヲ詐稱スル罪

〔第一四七二號〕 舊律ニハ、詐稱官ノ條アリテ、鄉貫名氏ヲ詐稱シテ、客塵ニ投宿セシ者ヲモ罰セリ、又佛國刑法ニハ、其第二百五十八條第二百五十九條ニ於テ、官名勳章及ヒ身分ノ詐稱ヲ罰セリ、思フニ今ノ刑法ハ、則チ佛國刑法ニ準據セシモノナルヘシ、今罰スル所ハ則チ佛國刑法ト同ク、一ハ身分ニ係リ、一ハ官位ニ係ル、而シテ身分ニ係ルモノハ、官署ニ對シ、

身分ヲ詐稱スル罪

官位ニ係ルモ以テ、社會ニ對スルコトアラサレハ、罰スルコトナ
 シ、身分ハ、一身ノ私位ナリト雖モ、官署ニ對シテ詐稱スレハ
 公害ナキニアラス、官位ハ、天下ノ公位ニシテ、且ツ社會ニ對
 シテ詐稱濫用スルカ故ニ、其公害タルハ言テ俟タス、今ハ如
 此ク公益ニ關シテ信用ヲ害スル所アルヲ以テ、此罪ヲ罰ス
 ルカ故ニ、舊律ノ如ク、鄉貫氏名ヲ詐稱シテ客塵ニ投宿スル
 カ如キハ、措テ論スルコトナシ、

〔第一四七三號〕 官署ニ對シ、文書又ハ言語ヲ以テ、其屬籍身
 分氏名年齢職業ヲ詐稱シタル者ハ、二圓以上二十圓以下ノ
 罰金ニ處ス(二三一條) 屬籍身分ノ解ハ、諸説一定セス、或云ク、
 屬籍ハ鄉貫ノ意ニシテ、何府縣國郡町村住所ヲイフ、或云ク、
 華士族平民ノ類ニシテ、其家格ノ屬スル所ヲイフ、或ハ云ク、

華士族平民ノ類ハ屬ニシテ、府縣國郡町村住所ハ籍ナリト、
 又身分トハ、戶主雇人後見人等ノ類ヲイフト、原稿ニハ、のん、
 れじだんす、ぶるへしよん、ちいどる、れのりひく、トアリ、のん
 ハ氏名ニ當リ、れじだんすハ住所ノ謂ナリ、ぶるへしよんハ
 職業ナリ、ちいどる、れのりひくハ榮譽稱ノ意ナリ、而シテ剝奪
 公權ノ所ニモ、ちいどる、れのりひくハ剝奪スルトアリ、又身
 分ハ、原語かりてイニ當ルモノ、如シ、第八節ノ表題ニモ、か
 りてイノ語アリ、又第二百十四條ノ所ニハ、屬籍ニ前中スル
 原語ナシ、然レモちいどるノ語モアリテ、其文意廣キカ故ニ、
 屬籍モ自ラ法文中ニ入ルヘシ、而シテ同條ニ身分トアルハ、即
 チかりてイノ語ヲ譯シタルモノナリ、又治罪法第百八十三
 條第二項ニ身分ノ語アレモ、原稿ニハかりてイノ語見ユス、

又同法第二百七十三條ニ在ル身分ハ、かりて一ノ語ヲ譯シタルモノナリ、思フニ刑法第二百三十一條ニ所謂ル身分ハ、即チ原語ノかりて一ニ相當スルモノナイフナルヘシ、かりて一ハ、其語意廣クシテ、專言シテ用フレハ、男女長幼親子ノ分ノ如キモ、皆其語中ニ入ル、國語ノ身分モ正ニ如此クナルヘシ、即チ人タル者ノ一身ニ係ル法律上ノ分限ナイフ、法律上ノ身分ナイフト雖モ、是レ只私法上ノ分限ニシテ、公法上ノ分限ニハアラス、官職位階ノ如キハ、是レ公法上ノ分限ナリ、公法上ノ分限ハ、法律ニ依テ定マルモノナレドモ、私法上即チ民法上ノ分限ハ、法律ヲ俟タスシテ、自然ニ定マルモノナリ、夫ノ丁年幼年ノ如キ法律ナキニ於テハ、一途ニ歸スルイ能ハスト雖モ、尙ホ其事實ニ就テ定ムルヲ得ヘク、三歳ノ輩

兒ハ、法律ナキモ幼年ニシテ、而シテ三十歳ノ壯者ハ、又法律ナキモ丁年ナルヘク、其他父子夫婦ノ倫ノ如キ、法律ナシト雖モ、皆天然ニシテ定マルモノナリ、身分ハ法律ニ關係スルニ相違ナキモ、主トシテ其人ノ一身ニ關係スルモノナリ、屬籍ハ公益ノ爲メニ定メタルモノニシテ、貫屬戶籍ナイフナルヘク、即チ原語ノれじだんす住所ト、ちいどる、れのりひつくと合稱スルナルヘシ、然レモ榮譽稱ハ、其原意ヨリ視レハ、屬籍ノ中ニ入ルヘキモノニアラス、思フニ當時ハ、如此ク原意ヲ深ク差別セスシテ、華士族ノ如キちいどる、のびりいる、即チ貴號ニ相當スルモノトチモ混シタルナルヘシ、剝奪公權ノ所ニハ、ちいどる、のびりいるチ貴號ト譯シタリ、今第二百三十一條ノ所ニテ、屬籍トイヘルハ、即チ華士族平民ノ氏族

ト、其氏族ノ在ル所、即チ户籍ノ在ル所トテ合指スルナルヘシ、
〔第三〇四號以下參看〕然レモ户籍ハ本籍ノミニ限ラズ、寄留
籍モ亦是レ一户籍ナレハ、之ヲ詐稱スレハ其罪アリトテ、而
ノ户籍ハ專ラ公益ノ爲メニ設ケタルモノナリ、但シ何レモ
法律上ニ關係アルモノニ限ルヘシ

〔第一四七四號〕官署トハ、無形ノ官權ヲ代表スル者ノミニ
限ラズ、其代表者ノ代表者タル官吏ヲモイフ、官吏ハ官署ニ
ハアラサレモ、其代表者タル場合ニ於テハ、官吏ハ即チ官署
ナリ、而シテ官署トイヒ官吏トイフ、皆官權ヲ行フルニ係ル、故
ニ其官權ハ法律ニ從ヒ、各管轄内ニアラサレハ行フチ得サ
ルモノナリ、其管轄外ニ於テモ、官吏ハ即チ官吏アリト雖モ、
官權ハ行フ能ハサルガ故ニ、之ニ對スル身分ノ詐稱ハ、法律

ニ罰スル所ニアラス、又禁苑拜觀等ノ場合ニ於テ、身分ヲ詐
稱スルモ、亦法律ノ罰スル所ニアラス、何レナレハ官權ヲ行
フ場合ニアラサレハ、警衛ノ兵士巡查ニ如キ、官權ノ一部ヲ
代表スル者ナレバ、其大本ニ於テ官權上ノ處分ニアラサレ
ハ、身分詐稱ヲ罰スルノ原因ナキガ故ナリ、
〔第一四七五號〕刑事ノ被告人ノ身分詐稱ニ就テハ、世間ノ
論議一定モズ、裁判例モ隨テ亦一定セサルモノニテ、一説
ニ云ク、裁判所ハ固トヨリ一ノ官署ニテ、法文ニテ身分詐
稱ニ就キ區別ヲ立テ置レハ、刑事ノ被告人ト雖モ、身分ヲ詐
稱スレバ罪ナキ事得ズト、又一説ニ云ク、法文ニテ拘泥スレバ、
身分ヲ詐稱スレバ、罪ナキ能ハサルカ如クナレバ、被告人ノ
身分ヲ詐稱スレバ、一個ノ辨護權ヲ行フ事ナキハ、罪トス

ハキニアラス、被告人ハ自己ニ不利益ノ事ハ、陳述セサルヲ得ス、裁判所ハ強ヒテ之ヲ陳述セシムルノ權ナシ、故ニ被告人ハ、直チニ其被告事件ヲ詐述スルモ、罰セラル、コナシ、其根原タル被告事件ヲ詐述スルヲ得ル者ニシテ、如何シ其枝葉タル身分ヲ詐述スルヲ得サルノ理アラザト、又一説ニ云ク、身分詐稱ヲ辯護權トイフハ誤ナリ、若シ身分詐稱ヲ辯護權ナリトセハ、其極、終ニ他人ヲ誣告スルカ如キモ、亦辯護權ナリトイハサルヲ得サルニ至ルヘシ、權利ハ素ト正直ノモノニシテ、邪曲詐偽ノ所爲アルヘキニアラス、辯護權ハ冤枉ヲ辯護スルノ權利ニシテ、決シテ詐言ヲ以テ有罪ヲ無罪ナリトスル權利ニアラス、然レモ身分ヲ詐稱シタル被告人ヲ罰スヘシトイフニハアラス、之ヲ罰セサルハ、他ニ理由シ

アルアリ、即チ罪辟ヲ免レントスルハ、人ノ常情ニシテ、之カ爲メニ身分ヲ詐稱セシ者ヲ罰スルハ、人情ニ悖ル苛酷ナリ、恰モ是レ抗拒スヘカラサル強制ニ遇ヒタルト一般ニシテ、其情勢ニ於テ避クヘカラサル所アルヲ以テ、罪トセサルナリト、又一説ニ云ク、一概ニ冤枉ヲ防クニシテ、以テ、辯護權ノ範圍トスヘキニアラス、被告人ハ實ニ不利ナル事柄ハ、之ヲ陳述セサルノ權利アリ、然レモ詐言ヲ以テ、辯護權内ノ事ナリトイフヘカラズ、或ハ道德ニ於テハ、詐サ、ル所ナルモ、法律ニ於テ罰セサル限リハ、辯護ノ爲メナリトシテ、詐言ヲ爲スモ可ナルヘケレモ、苟モ法律ニ罰例アル以上ハ、辯護權ナリトイフテ恕スヘキニアラス、刑法第三百三十一條ハ、單純ナル偽言詐稱ヲ罰スルモノニシテ、已ニ此法文アル

以上ハ、何人ニ限ラズ、官署ニ對シテ身分ヲ開申スルモ、必
 其眞實ナルコトヲ證スルノ義務アル者ナリ、然ラサレハ此
 罰例アルヘキノ道理ナシ、然レモ刑事ノ被告人ヲシテ、其取
 調ニ就キ陳述ノ眞實ナルヲ證スルノ義務ヲ負ハシムルニキ
 道理ナク、立法者モ如此キ義務ヲ被告人ニ負ハシメタルニ
 アラス、是レ治罪法第百八十一條第百八十二條等ニ參照シ
 テ明了ナリ、故ニ刑事ノ被告人ハ、身分ヲ詐稱スルモ其罪ナ
 シト、又此等ノ説ニ關シ被告人ノ名稱ハ、何レノ時ヨリ生ス
 ルモノナルカノ點ニ就キ論議一定セズ、
 [第一四七六號] 刑事ノ被告人ニ就テハ、如此キ議論アレモ
 民事商事行政裁判ニ關スル原告人被告人、又刑事ニテモ
 告訴人告發人等ハ身分ヲ詐稱シタルモ如何スヘキヤ、未

タ世間ニ議論ノ茲ニ及ヒシモノヲ見テ、余思フニ刑事民事ヲ
 論セズ、原告被告ヲ問ハズ、又告訴人告發人等ヲ分テス、一體
 ニ此等ノ者ニ對シテハ、身分詐稱ノ罪ヲ問フヘキニアラス
 トス、何トナレハ公益ニ關シ信用ヲ害スルコトナケレハナリ、
 故ニ身分詐稱ノ罪ハ、未ダ得サル權利ヲ、今ヨリ新ニ得ント
 シ、又ハ曾テ行フヘカラサル權利ヲ、今ヨリ新ニ行ハントシ、
 又ハ已ニ盡スヘキ義務ヲ、今ヨリ盡サ、ラントシテ、公事ニ
 關シ、官署ニ對シテ、身分ヲ詐稱スルニアラサレハ、成立セサ
 ルモントス、如此クナラサレハ、公益ニ關シ信用ヲ害スルノ
 實ナカルヘシ、民事商事ノ如キハ、一人ノ私事ニシテ、公事ニ
 アラス、行政事件ハ、公事ニ係ルモ未ダ得サル權利ヲ、今ヨリ
 新ニ得ントシ、又ハ已ニ盡スヘキ義務ヲ、今ヨリ盡サ、ラソ

トナルモノニアラス、總テ訴訟ハ或ハ義務ヲ盡スヘシトイ
 ヒ、或ハ盡スヘキニアラストイヒ、又或ハ權利ヲ得タリトイ
 ヒ、或ハ未ダ得ズトイヒテ、兩造相争フカ爲メニ起ルモノナ
 リ、其裁判ヲ經サレハ、盡スヘキモ、果シテ盡スヘキヤ否ヤ知
 ルヘカラス、得タリトスルモ、果シテ得タルヤ否ヤ知ルヘカ
 ラサルナリ、如此ク其本元タル訴訟事件ニシテ、未ダ其眞偽
 ナ知ルヘカラサレハ、其枝葉タル身分ノ眞偽ハ論スヘキニ
 アラス、若シ身分詐稱ヲ罰スヘシトセハ、訴訟事件ノ詐言ハ
 素トヨリ之ヲ罰セサルヘカラス、然ルニ法律ニハ之ヲ罰ス
 ルノ明文ナシ、告訴人告發人ノ如キモ亦同シ、然レモ告發人
 告發人ニ就テハ、區別ヲ爲サ、ルヘカラス、誣告罪アル者ト、
 誣告罪ナキ者ト、偽證罪アル者ト、偽證罪ナキ者トヲ區別シ、

其罪アル者ハ、身分詐稱ノ罪モ亦是レアリ、其罪ナキ者ハ、身
 分詐稱ノ者モ亦是レナシトス、何ナレハ是レ亦主眼タル告
 訴告發事件ノ不實ナルヲ問ハズシテ、其枝葉タル身分ノ正
 否ハ問フヘキニアラサレハナリ、且ツ告訴告發ノ結果ハ、果
 シテ如何ナルヘキヤ未ダ知ルヘカサレハナリ、故ニ又之ヲ
 要スルニ、身分詐稱ノ効力顯ハレ、其結果ノ今ヨリ後ニ生ス
 ル場合ニアラサレハ、其罪ヲ問フヘカラス、尙左ニ其例ヲ掲
 ケテ之ヲ論ゼン、
 〔第一四七七號〕 身分ヲ詐稱シ免狀鑑札ヲ受クル者ハ、身分
 詐稱ノ罪ト、免狀鑑札ヲ受クルノ罪ト、二罪アリ、免狀鑑札
 之ヲ受クル者ヨリイテハ、一己ノ營業等ヲ爲メニシテ、私事
 ナルヘキモ、法律ニ免狀鑑札ヲ受ケシタルノ規則ヲ立テ

ルハ、公益ニ關スル所ヲ以テナリ、故ニ是レ一個ノ公事ナリ、免狀鑑札ハ、身分詐稱ノ効力ヲ因テ、之ヲ受テ、新ニ一權利ヲ得テ、其權利ヲ將來ニ及ヒ、詐稱ノ結果ハ、是ヨリ後ニ續スルモノニシテ、今ヨリ世間ニ免狀鑑札ノ信ヲ失ハシムルナリ、又證人タル者ノ身分ヲ詐稱スルモ同様ナリ、訴訟人ヨリイヘハ、民事訴訟ノ如キハ私事ナレド、裁判所カ証人ヲ呼出スハ、公益ニ關シ、裁判ノ信用ヲ失ハサシカ爲メナリ、證人ニシテ身分ヲ詐稱スレバ、今ヨリ其効力ヲ生シテ、終ニ裁判ナレバテ其當ヲ得サシムルニ至ルハシ、其害ヤ後ニ及ズモノナリ、又代言人ニアラズ、醫師ニアラズ、其者等ハ、身分ヲ詐稱スルモ同様ナリ、代言人醫師ニ就テモ、法律ハ公益ニ關スル所アリト爲テ、其取締ル規則ヲ設ケ、特ニ免狀ヲモ下付

ス、而シテ代言人ノ訴訟ヲ爲スハ、一人民ニ代理スル者ニシテ、私事ニ係ルト雖モ、代言人ニハ特別ノ規則アリテ、此規則ニ關シ、世間ニ代言人タルノ信ヲ失ハシメ、終ニ該規則ヲ徒法ニ屬セシムルノ害アリ、又刑ヲ執行ヲ受クル者、或ハ租稅ヲ納ムヘキ者、或ハ徵兵ニ出ツヘキ者等ノ、身分ヲ詐稱スルハ、公事ニ關シ、盡スヘキ義務ヲ盡サントシテ、官ノ所置キシテ、信ヲ失ハシムルニ至ルモノナレバ、皆身分詐稱ノ罪ヲ問フヘキナリ、然レモ違警罪犯ナリトシ、又ハ其舉動ノ罪犯タルヘキヲ以テ、巡查其氏名ヲ訊問スルニ、之ヲ詐稱シ、又ハ警部巡查出張先ニテ訊問ヲ要スルコトアリテ、之ヲ爲スニ、其身分ヲ詐稱シ、又ハ行政規則ヲ以テ、旅店ニ帳簿ヲ備ヘシメ、旅客ノ郷貫氏名等ヲ記載セシムルニ、之ヲ詐僞ノ身分ヲ記

載スル等ノコトハ、世間往々アル所ニシテ、而シテ或ハ身分詐稱ノ罪ナリトイヒ、或ハ其罪ナシト論シ、其説未タ一定セサレ
ル。前掲ノ理由ニ依レテ、其無罪タルハ論ヲ俟タス、但シ旅客
ノ身分ヲ詐稱スルカ如キ、其地方ノ違警罪目ニ依リ、之ヲ罰
スルハ格別ナリ、

〔第一四七八號〕 又法文ニ其屬籍身分云々トアリ、故ニ自己
ノ身分ヲ詐稱スルナリトイヒ、他人ノ身分ヲ詐稱スルナリトイフニ
アラズ、例ヘハ甲アリ乙ノ爲メニ一鑑札ヲ受ケントシ、乙ノ
身分ヲ詐稱セシメ、詐稱ハ即チ詐稱ナリト雖モ、法律ノ罰ス
ル所ニアラズ、是レ甲ノ身分ニアラサルカ故ナリ、然レモ甲
ハ乙ノ證人トシテ訊問ヲ受クルニ際シ、乙ノ身分ヲ詐稱ス
ル事ノ如キハ、區別セサルヘカラズ、例ヘハ甲ハ乙ヲ父ナリ

ト詐稱セシメ、父ヲ乙ナリトイヒ、乙ノ身分ヲ詐稱スルモ、是
レ併セテ甲ノ身分ヲ詐稱スルナリ、何トナレハ父子ノ身分
ハ相待テ離ルヘカラサルモノニシテ、乙ヲ父ナリトスレハ
甲ノ子タルハ言ヲ待タサルコトナレハナリ、然レモ年齢ノ如
キハ是ニ異ナリ、他人ノ年齢ハ詐稱スルモ、身分詐稱ニアラ
ズ、但シ其場合ニ依リ偽證ノ罪ヲ問フハ格別ナリ、

〔第一四七九號〕 官職位階ヲ詐稱シ、又ハ官ノ服飾徽章若ク
ハ内外國ノ勳章ヲ借用シタル者ハ、十五日以上二月以下ノ
輕禁錮、二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス、(三三二條)此罪
ハ、公位ニ係ル詐僞ノ罪ナリ、公位ハ法律上一定スルモノナ
ルカ故ニ、法律外ノモノハ、罪ト爲ラズ、例ヘハ今日ニ在テ自
ラ太政大臣ト稱スルカ如シ、恰モ貨幣偽造ノ如クニシテ、其

法律上眞ナキモノハ偽ヲ以テ罰スヘカラス、法律上眞アルモノハ、無官ニシテ有官ト稱シ、無位ニシテ有位ト稱スルハ勿論、下官ニシテ上官トイヒ、下位ニシテ上位トイフカ如キモ、皆詐稱ノ罪アリ、服飾徽章勳章ニ於ケルモ亦同シ、然レモ無形ノ官位ハ詐稱シテ罪アルモ、有形ノ記章ハ詐稱ノ罪ニテハ、罪ト爲ラス、法律ノ罰スル所ハ借用ニ在リ、借用ト詐稱トノ別アルハ、其無形ニ係ルト有形ニ係ルトニ由ル、又前ニ一言セシ如ク、法律ニ定メテ公布セサルモノハ、假令ヒ實際ニ其物アルモ、其詐稱借用ヲ罪トセス、例ヘハ司法省又ハ裁判所ノ馬丁ハ、兩個併行線ノ徽章アル法被ヲ着ス、此徽章モ亦是レ官ノ徽章ナリト雖モ、法律ニ定メテ公布シタルニアラス、特ニ司法省裁判所ノミノ專用スル所ニアラサレハ、借

用トイフヘカラス、或ハ惡意ニ出テ、其馬丁ニ擬シテ、此徽章

〔第一四八〇號〕

此官位詐稱、記章借用ノ罪ハ、前ク身分詐稱

ノ罪ト異ナリテ、官署ニ對スルヲ要セス、何人ニ對シテ詐稱シ借用スルモ、其所爲アレハ則チ其罪アリ、或云ク借用ノ罪ニハ、一ノ條件アリ、即チ公然借用スルヲ要ス、公然ナラサレハ罪ト爲ラス、故ニ自宅内等ニテ、或ハ官服ヲ着用シ、或ハ勳章ヲ佩用スルカ如キハ、多クハ戲謔ニ屬ス、又然ラサルモ、世間ニ害ナキコトナレハ、之ヲ罰スヘカラス、草案ニハ明ニ公然ノ文字アリ、今モ亦其意ニ解スヘシト、此罪ハ實ニ公益ニ關シ信用ヲ害スルモノナレハ、如此クナルヘキハ當然ナリ、而シテ是レ只借用ノミニ限ラス、詐稱モ亦然リ、自宅ニ於テ某官

ニ任セラレタリト詐稱シ、其妻妾ニ驕ルカ如キハ、官職詐稱
 ナリテ論スヘキニアラス、曾テ一書生アリ、其父ニ書ヲ送り、
 某官ニ任シタリト告知シタルヨリ、刑事ノ被告ト爲リシコ
 アリト聞ケリ、余ハ其公益ニ害ナキヲ以テ罪ト爲ラスト信
 ス、草案第二百六十三條ニハ、服飾徽章勳章ハ、公然之ヲ帶フ、
 ルトアリテ、官職ハ官署ニ對シ詐稱ストアルカ故ニ、公然ノ
 語ナキモ自ラ是レ公然タルコトナリ、此趣旨ニ依テ考フルモ、
 其公然タルコトヲ知ルヘキナリ、
 [第一四八一號] 公權剝奪停止公權中ノ者ノ勳章ヲ佩用ス
 ルカ如キハ如何、曰ク、普通犯罪中ノ事ト雖モ、其特別ナルモ
 ノハ、特別ナル所ニ依テ處斷セサルヘカラス、公權剝奪停止
 公權ノ者ハ、第百五十四條ニ之ヲ罰スルノ明文アリ、其刑ノ

輕重ニ拘ハラヌ、法律ハ特ニ其人ノ爲メ、其事ノ爲メニ、罰則
 ヲ設ケシモノナレハ、之ニ依ラサレハ、其罰則ハ、徒法ニ屬ス
 ヘキナリ、身分詐稱ニ就テモ亦然リ、例ヘハ、新聞紙條例ニ關
 シテ詐僞ノ届出ヲ爲サハ、新聞紙條例ニ依ルヘク、普通刑法
 ニハ依ルヘカラス、法律ハ其人ニ關シ或ハ其事ニ關シテ、普
 通ノ罰例ハ、或ハ緩或ハ猛ニシテ、適當ナラストスルカ故ニ、
 特ニ其罰例ヲ設ケテ、普通ノ罰例ニ異ナルコトヲ示スナリ、其
 異ナル所ハ、特別ノ罰例ニ依ラサレハ、其特別ノ特別ナル所
 以テ失フ、或ハ公權剝奪ノ如キハ、附加刑ノ執行ヲ逃レタル
 罪ト、官職ヲ詐稱シ勳章ヲ僭用スル罪ト、二罪トシテ罰スヘ
 キカ如ク論スル者アレド、一事件一所爲ニ對シ、二個ノ罪名
 ヲ付スルノ理ハ、是レナカルヘシ、然レハ官職ノ詐稱ト勳章
 二三三條
 八五九

ノ借用トノ如キハ、一個條中ニ於テ罰スル所ナレド、其事ハ
二事ナルヲ以テ、二罪トシテ論スヘキナリ、

公選ノ投票ヲ偽造スル罪

〔第一四八二號〕 此罪ハ舊律ニハ全クナキ所ナリ、當時ハ投
票ヲ以テ公選スル事實ナキカ故ナリ、今日ハ投票ヲ以テ公
選スル制規アリ、隨テ此制規ヲ犯ス者アルカ故ニ、又隨テ之
ヲ罰セサルヲ得サルニ至ル、而シテ投票偽造ノ罰例ハ、佛國刑
法第百十一條以下ニ其原因ヲ取リシモノナリ、然レド公選
ノ投票トハ、其意義廣クシテ、單ニ府縣會國會等ノ議員選舉
ノ投票ノミニ限ラス、其他ト雖モ公事ニ就キ投票ヲ以テ選
擇スルモノハ、皆之ヲ包含ス、立案者ノ註解ニ云ク、本法ハ選
舉ノ投票ノミニ其區域ヲ限ルニアラス、何トナレハ議員選

舉ノ外、例ヘハ政府又ハ府知事縣令ヨリ施行スヘキ事件ノ
利害ニ關シ、人民ニ諮問スル時ノ如キモ、猶ホ投票ヲ爲ス
アレハナリト、故ニ例ヘハ戶長選舉區町村會議員選舉、又ハ
學區會議員選舉等、總テ施政ニ關スル選舉ノ投票ハ皆之ヲ
包含スルモノトス、

〔第一四八三號〕 己レノ爲メニシ、人ノ爲メニスルヲ分クテ、
公選ノ投票ヲ偽造シ、又ハ其數ヲ増減シタル者ハ、一月以上
一年以下ノ輕禁錮、二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス、二三
三條投票ヲ偽造スルトハ、或ハ虛偽ノ氏名ヲ作爲シ、或ハ他
人ノ氏名ヲ假冒シ、或ハ他人ノ囑託ヲ受ケテ、其囑託ニ反ス
ル投票ヲ作爲スルヲイフ、而シテ之ヲ偽造スレバ、必ズ投票ノ
數ヲ增加スヘシ、法律ノ罰スル所ハ、投票ノ數ヲ變スルニ在

其數ヲ變セサレハ、罰セサルモ可ナリ、法文ニ投票ヲ偽造
 シタル者トアルカ故ニ、未タ投票ノ用ヲ爲サスト雖モ、之ヲ
 偽造スレハ則テ罪アルモノ、如シ、然レハ法律ノ精神ハ、如
 此クナルニハアラサルヘシ、最初草案ニハ、偽造ヲ罪トスル
 ノ法文ヲ見ス、其法文ナキハ投票ノ數ヲ増スニハ、必ス投票
 ヲ偽造セサルヲ得サレハナルヘシ、故ニ偽造ヲ罰スルニ法
 文ナキモ、偽造モ亦自ラ之ヲ罰スルナリ、唯偽造ヲ以テ罪ト爲
 サルノミ、今ノ法文ノ如ク、偽造ヲ以テ罪名ト爲スルハ、未
 タ其投票ヲ使用スルヲ待タズシテ、單ニ偽造ノ一所爲ノミ
 ナリテ、罪トスルガ如クナレハ、細ニ之ヲ考テレハ、原稿并
 ニ佛國刑法ト異ナルトナカレヘシ、即チ投票ノ名ハ、何レノ
 時ニ生スルヤ之ヲ考フヘシ、投票ハ猶ホ入札ノ如シ、入札ヲ

爲サ、レハ入札ニアラス、投票セサレハ、投票ノ名ナシ、投票
 シテ、投票ノ名ヲ生スレハ、必ス其數ヲ増スヘキナリ、此結果
 ナ生スルニアラサレハ、罪ト爲ラス、故ニ其意ハ、投票ヲ偽造
 行使シタル者ヲ罰スルニ在リ、他人ノ囑託ヲ受ケテ、其囑託
 ニ反スル投票ヲ偽造シタル場合ニ於テハ、投票ノ數ハ、増加
 セサルニ似タレハ、是レ只全體ノ數ヲ増加セサルノミニシ
 テ、決議ヲ取ル投票ノ數ハ、之ヲ増加セシナリ、而シテ投票ノ數
 ハ全體ノ數ヨリモ、決議票ノ數ヲ緊要トス、此緊要ノ數ニ増
 加アルニ於テハ、投票ノ數ヲ増加シタリトイフニ於テ妨ナ
 キノミナラス、實ハ此決議票ノ數ヲ増減スルヲ以テ罰スト
 イフテ可ナルヘキナリ、

第一四八四號 投票ヲ變造シタルハ如何、或云ク、投票ヲ
 二三三條
 八六三

變造スルハ、投票ノ氏名ヲ變更シ、又ハ之ヲ塗抹スルノ類
 ナイフ、而シテ投票ノ變造ハ、即チ其數ヲ増減スルモノナレハ、
 別ニ變造ヲ罰スルノ明文アルヲ要セストイフ者アレハ、増
 減スルトハ、或ハ投票ヲ竊ニ加ヘ、或ハ投票ヲ竊ニ除クナイ
 ヘハ、變造ヲ以テ増加ト、イフヘカラス、要スルニ變造ハ法律ニ
 明文ナキヲ以テ罪ト爲ラスト、余思フニ原稿第二百六十五條
 ニハ、投票ヲ變質スル即チでなちレトアリテ、單ニ偽造ヲ
 罰スルノ明文ハ見エス、其明文ノ見エサルハ、是レ必ス別ニ理
 由ナルヲナルヘシ、其理由ハ即チ投票ノ數ヲ増減スルヲ以
 テ、法律ノ精神ト爲スニ在リ、果シテ増減スルヲ以テ法律ノ精
 神ト爲サハ、偽造變造ノ明文アルヲ要セス、偽造變造ハ増減ノ
 手段ニ過キサレハナリ、而シテ投票ノ數ハ、前ニ述ヘシカ如ク全

體ノ數ニアラスシテ、議決票ノ數ナリ、變造ニ由テ此數ニ増
 減ヲ來タスハ、猶ホ偽造ニ由テ増減ヲ來スカ如シ、立案者ノ
 註解ニ云ク、本條ニハ投票ヲ偽造スル方法二個ヲ示セリ、即
 チ投票ノ數ヲ増シ、又ハ之ヲ減スルト是レナリ、然レハ只是
 レニ限ルニアラス、此罪ハ畢竟投票ヲ變質スルニアリ、例ヘ
 ハ投票ニ記載アル氏名ヲ變シ、又ハ之ヲ讀ムヘカラサラシ
 ヲ、又ハ法律ノ禁スル記載ヲ加ヘテ、之ヲ無効ナラシムルカ
 如シト、變造ハ其物ヲ無効ナラシムルカ爲メニスルモノニ
 アラス、此ニでなちレ、即チ變質ストアルハ、變造トハ大ニ
 異ナリ、其投票ノ數ハ、表面増減シタルニアラス、而シテ其結果
 ハ投票ヲ無効ナラシムルヲ以テ、特ニ變質ヲ罰スルナリ、故
 ニ今ノ法文ヨリ論スレハ、偽造、變造ハイフニ及ハズ、其數ノ

増減ニ由テ論スヘキナリ、然レモ投票ヲ無効ナラシムルノ
 所爲ハ、今ハ其明文ナキヲ以テ罰スルヲ得サルナリ、
 〔第一四八五號〕 茲ニ甲乙二人アリ、甲先ツ投票中ヨリ、其二
 個ヲ竊取シテ、其數ヲ減シタリ、乙之ヲ知ラス、次テ投票
 二個ヲ加入シテ、其數ヲ増シタリ、故ニ其結果暗ニ投票ノ正
 數ニ復シタリ、此場合ニ於テ甲乙二人ツ爲所ハ無効ニ屬シ、
 其罪ハ隨テ不能犯罪タレハ、二人共ニ罰スヘカラストイフ
 説アリ、余ノ意見ハ之ニ反ス、此罪ハ社會ノ信用ヲ害スル罪
 ナレハ、假令モ投票ノ數ハ正數ニ復シタリトスルモ、世人ヲ
 シテ疑惑ヲ生セシメ、信用ヲ害スルノ實アリ、且ツ正數ニ復
 シタルハ、甲乙ノ意思ヨリ出テタルニアラス、偶然ニシテ然
 ルノミ、又乙ハ甲ノ罪ヲ補フカ爲メニ、故意ニ其二個ヲ加増

セシ者トスルモ、尙ホ擅私ニ之ヲ加増シタルノ罪ヲ免ル、
 夫得スト大、恰モ人ヲ傷シテ醫ヲシテ之ヲ治セシメタルト
 一般ニシテ、其創傷ハ之ヲ治スルモ、已ニ一回創傷ヲ生セシ
 メタル以上ハ、其罪ヲ免ル能ハサルナリ、
 〔第一四八六號〕 投票ノ權ナキ者、投票ヲ爲シタルハ如何、
 或云ク千八百二十二年六月二十六日佛國大審院判決ニハ
 其所爲ハ法律ノ罰スル所ニアラズトセリ、フオースタン、エ
 リトハ反對ノ説ヲ主張シ、本人ニ於テ投票ノ權ナキヲ知テ、
 故意ニ之ヲ爲シタルハ、罰セサルヘカラストセリ、然レモ
 選舉ニ就テハ、必ズ選舉人ノ名簿アリテ其名簿ニ記載ナキ
 者ノ投票ハ、其數ニ算入スルヲ得サレハ、選舉權ナキ者ノ投
 票ハ、法律上當然無効ニシテ、其所爲ハ即チ不能犯罪ナレハ、

之ヲ罰セサルヲ允當トス、或ハ偽造ヲ以テ論スヘシトイフ
説モアルヘケレト、此所爲タル決シテ其實ヲ變シタルモノ
ニアラサレハ、之ヲ偽造トイフヲ得ス、然レトモ投票ノ方法ヲ
ル投票人ノ氏名ヲ記載セサルカ、又ハ投票ヲ調査スルノミ
ニシテ、其投票人ノ氏名ハ調査セサル方法ナルキハ、投票ノ
數ヲ増加シタルヲ以テ罰スヘキナリト、思フニ此説ノ如ク
シテ允當ナルヘシ、

〔第一四八七號〕 賄賂ヲ以テ投票ヲ爲サシメ、又ハ賄賂ヲ受
ケテ投票ヲ爲シタル者ハ、二月以上二年以下ノ輕禁錮、三圓
以上三十圓以下ノ罰金ニ所ス、(二三四條)或云ク投票ハ、公同
ノ利害ニ關スル大ナルモノナレハ、極メテ公平無私ニシテ
之ヲ爲サ、ルヘカラス、然ルニ或ハ賄賂ヲ行ヒ、或ハ賄賂ヲ

受ケテ之ヲ爲スガ如キハ、公益ヲ害スル少ナラス、故ニ法
律ハ投票偽造ヨリモ、其刑ヲ重クセリ、然レトモ賄賂ニアラサ
ル他ノ惡法ヲ以テ投票ヲ爲サシメタル者、即チ暴行脅迫詐
欺等ヲ以テ之ヲ爲サシメタル者ヲ罰スルノ法文ガキハ一
關典ナリト、此法文ハ草案ニハナキ所ナレトモ、佛國刑法第百
十三條ニ因原セシモノナラン、果シテ然ラシニハ同條ヲ譯
シテ賄賂ヲ以テ投票ヲ爲サシメタルモノ、如クセシハ誤
ナリ、代金等ヲ以テ投票ヲ賣買シタル者ト譯スヘキナリ、故
ニ必シモ金錢ヲ以テ賣買スルニハ限ラサレトモ、要スルニ投
票權ノ賣買ヲ罰スルモノナリ、賄賂ヲ以テ他人ニ投票セシ
ムルニアラス、投票權ヲ買取シテ、自己其名義ヲ以テ隨意ノ
投票ヲ爲スナリ、如此キハ其害モ大ニシテ、法律上應禁物ノ

賣買ナレハ、之ヲ罰シテ當然ナルケレド、賄賂ヲ以テ爲サシメタルカ如キハ罰セズシテ可ナリ、賄賂ヲ以テスルモ、其投票ハ即チ本人ノ爲シタルモノニシテ、僅ニ本人ヲシテ其本心ヲ枉ケシメタルニ過キス、僅ニ本人ヲ誘導スルニ利益ヲ以テセシノミ、人ヲ誘導シテ我黨ニ入ラシムルハ、法律ノ禁スル所ニアラス、法律ノ禁スル所ニアラサレハ、利益ヲ以テスルモ、亦何ノ妨カ是レアラン、脅迫ノ如キハ別ニ其罪アリ、投票ニ關シテ特ニ之ヲ罰スルヲ要セサルヘシ、故ニ余ハ第二百三十四條ハ其意ヲ擴張シテ適用スルヲ欲セス、反テ第二百三十三條ニ比シテ其刑ノ重キヲ減ムルナリ、偽造ハ全クナキノ投票ヲ作爲スルモノニシテ、賄賂ハ僅ニ本人ノ意ヲ變セシメタルニ過キス、而シテ本人ハ或ハ其意ニ適シタ

ル投票ニシテ、賄賂ナキモ尙ホ之ヲ爲スヤモ亦測知スヘカラサルヘシ、
 (第一四八八號) 投票ヲ検査シ及ヒ其數ヲ計算スル者、其投票ヲ偽造シ又ハ増減シタルハ、六月以上三年以下ノ輕禁錮、四圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處ス、(二三三三條) 又調書ヲ造リ投票ノ結局ヲ報告スル者、其數ヲ増減シ其他詐偽ノ所爲アルハ、一年以上五年以下ノ輕禁錮、五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス、(二三三六條) 投票計算者ノ罪ハ、終結前ニ係ルヲ以テ發覺シ易クシテ、其害モ亦小ナリ、終結報告者ノ罪ハ終結ノ際ニ係ルヲ以テ、防キ難ク發覺シ難クシテ、其害モ亦大ナリ、是レ此者ノ刑ニ輕重ノ別アル所以ナリ、而シテ投票者ノ刑ニ比シテ、何レモ其刑ノ重キハ、職任アル者ニ係ルカ故ナリ、

〔第一四八九號〕 法文ニ依レハ、計算者報告者ハ、何レノ時ニ詐偽ヲ爲スモ、皆本條ニ依テ處斷スヘキカ如シ、計算者ハ凡人ト同ク何レノ時ニ詐偽ヲ行フモ、皆加重ノ刑ニ處スヘシト雖モ、尙ホ計算ヲ任セラレ其信用ニ乘シテ詐偽ヲ行ヒシハ、非ニアラサレハ、加重シテ處斷スヘキニアラズ、故ニ詐偽ヲ行ヒテ後ニ計算者ト爲ルハ、凡人ヲ以テ論スヘキナリ、報告者モ亦然、且ツ其詐偽ノ所爲ヲ調書ニ記載セシヨク要ス、法文ニハ調書ヲ造リ云々トアルヲ以テ、調書ヲ造ルノ任アル者ナレハ、即チ加重スヘキカ如クナレモ、然ルニアラス、調書ヲ造ルノ任ニ在テ其任ヲ行ヒシ時ニ、詐偽ヲ爲サ、レハ、其職任ト詐偽ト相關係セサルナリ、其相關係セサルモノハ、加重スルノ理由ナカルヘシ、立案者ノ註解ニ云ク、已ニ此

調書ヲ造リタルハ、多クハ投票ハ之ヲ破棄シテ、其偽造モ發見スルヲ甚タ難ク、爲メニ其危害最大ナリト、此等ノ語ニ徴スルモ、亦其意ノ在ル所ヲ推知スヘキナリ、尙ホ佛文原稿第二百六十七條ニハ、其趣旨ヲ明了ニ示サレタリ、同條ニハ投票ノ結果カ調書ノ記載中ニ偽造セラレタルハ云々トアリテ、結局ヲ報告スル等ノ語ナク、又實際計算者ト報告者ト二人アルニモアラサルヘシ、而シテ調書中ニ投票ノ結果ヲ増減シテ記載スルヲ罰スルモノナリ、此詐偽ハ調書中ノ詐偽ニシテ、投票ニ就キ爲スモノニアラズ、今モ如此キ趣旨ヲ以テ法文ヲ解スヘキナリ、

第五章 健康ヲ害スル罪

〔第一四九〇號〕 此ニ掲クル所ハ、公益ニ關シ健康ヲ害スル

モノニシテ、其目六アリ、一ハ阿片煙ニ關スル罪、二ハ飲料ノ
 淨水ヲ汚穢スル罪、三ハ傳染病豫防規則ニ關スル罪、四ハ危
 害品及ヒ健康ヲ害スヘキ物品製造ノ規則ニ關スル罪、五ハ
 健康ヲ害スヘキ飲食物及ヒ藥劑ヲ販賣スル罪、六ハ私ニ醫
 業ヲ爲ス罪ニシテ、何レモ人ノ身體生命ニ關シ、危害ヲ加フ
 ヘキ恐アルモノナリ、而シテ此諸罪ハ必シモ直接ニ人ノ身體
 生命ニ危害ヲ加フルモノニアラス、只之ヲ加フルノ恐アル
 ナリ以テ罰スルモノナリ、若シ現ニ人ノ身體生命ニ危害ヲ加
 フルニ於テハ、反テ他ノ罪ヲ生スルニ至ルヘキナリ、

阿片煙ニ關スル罪

(第一四九一號) 阿片煙ニ關スル罪ハ、西洋諸國ノ法律ニハ
 曾テ見サル所ニシテ、而シテ我國ニ於テハ、古來嚴罰スル所ナ

リ、是レ支那カ阿片煙ノ爲メニ大害ヲ今日マテモ遺シ、而シテ一
 旦之ヲ吸食スルトハ許スニ於テハ、其害タル支那ニ於ケル
 ト一般ナルヘキヲ以テ、舊律ニ於テモ嚴刑ニ處シ、新法ニ於
 テモ、亦重刑ニ處スルナリ、舊律ニ於テハ、鴉片煙ヲ販賣シテ
 利ヲ圖ル者ハ、首ハ斬從ハ流三等、若シ人ヲ引誘シテ吸食セ
 シムル者ハ、絞、從及ヒ情ヲ知り房屋ヲ給スル者ハ、流三等、引
 誘セラレテ吸食スル者ハ、徒一年、若シ販賣シテ未タ售賣セ
 サル者、首ハ流三等、從ハ徒三年、買食スル者ハ、徒二年半、並ニ
 鴉片煙ハ官ニ沒入スルトセリ、今ハ如此クニ嚴ナラスト
 雖モ、其刑ハ他罪ニ比シテ頗ル重キハ、全ク支那ニ鑑ミル所
 アルカ故ナリ、然レモ刑法ニ罰スル所ハ、阿片煙ニシテ、藥用
 阿片ニアラス、混スヘカラス、藥用阿片ハ、明治十一年八月九

日第二十一號布告藥用阿片煙賣買並製造規則ニ據ルモ、
ニシテ、其犯則ハ同則第十六條ニ依リ、其犯情ニ從ヒ、阿片賣
買若クハ製造ヲ禁シ、其所有ル阿片ヲ沒收シ、百五十圓以上
五百圓以下ノ罰金ヲ科ス、

〔第一四九二號〕阿片煙ニ就キ法律ノ罰スル所爲三アリ、輸
入製造販賣是レナリ、而シテ其直チニ阿片煙ニ係ルモ、有期
徒刑ニ處シ、之ヲ吸食スル器具ニ係ルモ、輕懲役ニ處シ、而
シテ又税關官吏情ヲ知テ、之ヲ輸入セシメタルモ、各一等ヲ
加ヘテ處斷ス、二三七條二三八條二三九條尙ホ朝鮮國ノ貿
易ニ關スルモ、明治十六年十月十五日第三十四號布告第
三十六款ニ依テ處分ス、其第三十六款ニ云ク、鴉片ハ輸入ヲ
嚴禁ス、若シ鴉片ヲ密輸シ、或ハ密輸セント謀ルモノアラハ、

其品沒收ノ上、密輸高一斤ニ付七千文ツ、ノ罰金ヲ課スヘ
シ、但朝鮮政府需用ノ爲メ輸入スルカ、又ハ在留日本人民藥
用ノ爲メニ、日本領事官ノ證明ヲ經テ、輸入スルモノハ、此限
ニアラスト、故ニ朝鮮國ニ輸入シ又ハ輸入セシメテ謀ル日
本人ハ、同款ニ依リ特別犯罪トシテ處分セラレヘシ、
〔第一四九三號〕刑法ニ所謂ル輸入製造販賣ハ、皆内國ニ於
テスルコトナリ、故ニ朝鮮國ニ於ケルカ如キ特別ノ罰則ナキ
場合ニ於テハ、外國ニ輸入シ、外國ニ於テ製造販賣スルハ、刑
法ノ罰スル所ニアラスト、然ルニ外國ニ於テスルモ、日本
ノ法律ヲ犯シタル者ナレハ、其歸國シタルモ、假令モ外國
ニ於テ罰セサル所爲ナルモ、尙ホ必ス我法律ニ於テ處斷ス
ヘシト論スル者アリ、又實際ニ於テモ已ニ阿片煙ニ關シ如

此キ處分アリシト聞ク、余思フニ實際ノ處分如何ハ姑ク措キ、如此キ論議アルハ、實ニ其意ヲ得サルイナリ、若シ重罪ナリトシテ如此キ論議ヲ爲サンカ、其輕罪ハ如何スヘキヤ、又其輕罪モ如此シトセンカ、其違警罪ヲ犯スルハ如何スヘキヤ、其論議ノ根據スル所ヲ知ルヲ得ス、已ニ阿片煙ニ就キ外國ノ犯罪ヲ罰スルイトセハ、飲料水汚穢ノ罪、危害品製造ノ罪、其他ノ罪モ亦之ヲ罰セサルヘカラス、然ルニ此等ノ公罪ハ、即時直接ニ其害ヲ生スルモノニアラス、他日其害ヲ生スヘク、而シテ其害ノ生スルヤ、終ニ重大ナルヘキヲ以テ、之ヲ罰スルモノニシテ、實ニ豫防主義ニ出テタル罪ナリ、如此キ豫防主義ノモノハ、外國ニ及フヘキニアラス、若シ外國ニ於テモ、尙ホ其豫防ヲ必要ナリトセハ、特ニ其明文ナカルヘカラス、

ス、故ニ朝鮮國ノ如キニハ、其明文アリ、又朝鮮國ニ於テハ、阿片ノ輸入ノミニシテ、其他ノ器具等ニハ及ハス、故ニ又其明文アル所ノミニ止マリ、廣ク他ノ明文ナキ所ニ及フヘカラス、况ンヤ全ク其明文ナキ他國ニ於テヤ、

〔第一四九四號〕 茲ニ治外保權ノ一外國人アリ、阿片煙ヲ所持シ、日本人ニ依頼シテ、之ヲ他ノ日本人ニ販賣シ、又ハ之ニ抵當ニ差入レ、金圓ヲ借用セシ者アリ、此場合ニ於テ依頼ヲ受ケテ、販賣抵當ノ周旋ヲ爲シタル日本人、及ヒ之ヲ買取シ又ハ抵當ニ取リタル日本人ハ如何、一説ニ云ク、日本人ノ周旋ヲ爲シタル者ハ、即チ第二百四十二條ニ阿片煙ヲ受寄シタル者ナレハ、其受寄ノ罪ヲ問フヘシト、然レモ所謂ル周旋ヲ爲シタルトハ、外國人ト他ノ日本人トノ間ニ立テ周旋シ

タルモノナルヘシ、若シ周旋ノ爲メナルモ、阿片煙ヲ所持セ
 ハ、受寄シタリトイフヘケレトモ、所持セサルモノトセハ、受寄
 ノ罪アリトハイフヘカラス、然レモ第二百四十二條ニ所有
 シ又ハ受寄シタルトアルヲ以テ、或ハ受寄ノ中ニ入ルモノ
 ナリトイフ者モアルヘケレトモ、受寄ハ第三百九十五條ニ受
 寄トアルト同ク、附托ヲ受ケテ現ニ其物品ヲ所持スルヲイ
 フナリ、單ニ周旋セシノミチイフニアラズ、然レモ販賣ノ周
 旋ヲ爲シタルハ、販賣ノ從犯ニシテ兼テ買取ノ從犯ナリ、抵
 當ノ周旋ヲ爲シタルハ、抵當ハ法律ノ罰スル所ニアラサレ
 ハ、其從犯タルヘキ理ナシト雖モ、受寄ノ從犯トハイフヘキ
 ナリ、周旋ハ雙方ノ間ニ立テ其事ヲ容易ナラシムルモノナ
 レハ、雙方ノ從犯トイフヲ得ヘシ、但法律ノ罪トセサル所爲

ニ對シテハ、從犯タルヘカラス、難者曰ク、治外保權ノ外國人
 ハ、正犯トシテ罰スルヲ得ス、然レハ是レ正犯ナキノ從犯ナ
 ラスヤト、曰ク然ラス、正犯ナキノアラズ、只法律ノ之ニ及ハ
 サルノミ、其所爲ハ即チ法律ノ罰スル罪ニシテ、之ヲ容易ナ
 ラシメタルノ實アルニ於テハ、從犯トシテ罰スルニ於テ妨
 ナカルヘシ、是レ正犯カ法律上ノ不論罪ニ當ル場合ト一般
 ナリ、此場合ニ於テ不論罪ニ入ラサル共犯人ハ、皆之ヲ罰セ
 サルヘカラス、

〔第一四九五號〕 税關官吏ニ就キ加等センニハ、第一其職務
 ヲ執行スル時ニ係ルヲ要ス、第二情ヲ知リタルヲ要ス、
 第三輸入セシメタルヲ要ス、然ラサレハ加等スルヲ得ズ、
 而シテ輸入セシメタルトハ、其情ヲ知テ輸入ヲ禁止セズ、放任

シテ輸入セシメシヨクタイフ、故ニ賄賂結約等ニ由ルキハ勿論、假令懈怠ニ出ルモ、其職務ヲ行ハスシテ、輸入ニ便利ヲ得セシメタルキハ、加等スヘシ、然ルニ官吏カ教唆シテ輸入セシメタルキハ如何スヘキヤ、法律ニ明文ナキニ似タリ、總則教唆ノ例ヲ適用スルキハ、正犯ト同ク論シテ加等スルヲ得、又官吏自ラ輸入シタルキモ、加等スルヲ得サルカ如シ、然レハ教唆者下手者タルキニ於テ加等セサルノ理ハ、是レナカルヘシ、第二百三十九條ノ場合ハ、從犯ニ當ル場合ナリ、從犯ノ場合ニ於テ已ニ加等ス、况ンヤ其正犯タル場合ニ於テヤ、是レ實ニ輕キヲ擧ケテ重キヲ示シ、其重キモノハ明言スルヲ要セサルモノトセシナリ、

〔第一四九六號〕 阿片煙ヲ吸食スル爲メ、房屋ヲ給與シテ、利

ヲ圖ル者、及ヒ人ヲ誘引シテ阿片煙ヲ吸食セシメタル者ハ、并ニ輕懲役ニ處ス、(二四〇條)故ニ利ヲ圖リ、金錢ヲ得ントスル者ニアラサレハ、房屋ヲ給與スルモ、本條ニ依テ處斷スルヲ得ス、然レハ其目的利ヲ圖ルニ在レハ、現ニ利ヲ得タルト得サルトハ分ツコトナシ、但シ其房屋ニ於テ、現ニ阿片煙ヲ吸食セシ者アルヲ要ス、僅ニ房屋ヲ給與スルモ、未タ阿片煙ヲ吸食セシ者ナキニ於テハ、既遂ノ罪アリトイフヘカラス、又僅ニ給與スルノ約ヲ結ビタルノミニシテ、現ニ給與セシコアラサレハ、未遂犯罪ヲ以テモ罰スヘカラス、已ニ給與セシモノトセンニハ、吸食者カ、吸食ニ着手シ、未遂犯以上ノ地位ニ至ラサルヘカラストス、

〔第一四九七號〕 房屋ヲ給與スルモ、利ヲ圖ラサル者ハ如何、

曰ク、第二百四十條ハ、從犯ニ就キ、特例ヲ示シタルモノニシテ、給與ノ所爲ハ、從犯ニ過キサルモノナリ、故ニ吸食ニ便ナラシムルカ爲メ、房屋ヲ給與シタル者ハ、吸食者ノ從犯タルヘキハ論ヲ俟タズ、本條ハ加等ノ從犯トイフテ可ナルモノナリ、故ニ此ニ明文ナキ所爲ヲ以テ、吸食ヲ容易ナラシメタル者ハ、總テ總則從犯ノ例ヲ適用スヘキナリ、然レモ阿片煙又ハ器具ヲ給與シ、利ヲ圖ル者ハ、法律ニ明文ナシ、若シ之ヲ販賣セハ、販賣ノ罪ニ依リ、輕懲役ニ處スヘケレモ、房屋ノ如ク、貸與シテ賃銀ヲ得ル者ハ、只輕懲役ニ處スルヲ得サルノミナラス、反テ吸食者ノ從犯トシテ更ニ減等セサルヘケラズ、是レ權衡ヲ得タルコニアラサルヘシ、人或ハイハン、器具ヲ給與シタル者ハ、如此クナルヘケレモ、阿片煙ヲ給與シタ

ル者ハ然ラス、阿片煙ハ、民法ヨリ論スレハ、耗盡物又ハ消費物ト稱スヘキ性質ノモノナレバ、其名義ハ貸借ニシテ、其金錢ハ賃銀ナルモ、其約束ハ即チ賣買ニ等シキ効力ヲ生スヘシ、其賃銀モ阿片煙ノ代價ニ相當ナルモノナリ、故ニ阿片煙ハ販賣ヲ以テ論スヘシト、然レモ如此キハ、民法上ノ論ニシテ、罪ヲ定メ刑ヲ科スルニ當テハ、用フヘキモノニアラストス、

〔第一四九八號〕 又人ヲ誘引シテ阿片煙ヲ吸食セシメタルハ、總則教唆者ノ特例ナリ、通例ハ吸食者ト同ク論スヘケレモ、此ニテハ其罪、吸食者ヨリ重キト太シ、而シテ給與者ハ、固ト從犯ノ地位ニ在ルヲ以テ、利ヲ圖ル所ニ限リ、輕懲役ニ處ス、ト雖モ、誘引ハ教唆者ノ地位ニ立ル者ナレバ、故ニ利ヲ圖ル

ト否トナ別タキルノミナラス、一時ノ坐與等ニ出ルト雖モ、尙ホ輕懲役ニ處セラレシ、此ニテハ、他ニ惡意アルヲ要セズ、人ニ吸食セシメントスルノ意思ハ、則チ其罪ヲ構成スルニ足ルヘキモノナリ、

〔第一四九九號〕 阿片煙ヲ吸食シタル者ハ、二年以上三年以上以下ノ重禁錮ニ處シ、阿片煙及ヒ吸食ノ器具ヲ所有シ、又ハ受寄シタル者ハ、一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處ス、(二四一條ニ四二條)已ニ阿片煙ヲ吸食スレバ勿論、未タ吸食セスト雖モ、阿片煙ヲ所持シ、又ハ其器具ヲ所持スルモ、尙ホ之ヲ罰シテ免スコナシ、而シテ器具ヲ給與セシトシテ、未タ給與セサル者ハ、所持ヲ幫助シタル從犯トシテ罰セラレ、又吸食セシメントシテ、已ニ給與スレバ、吸食者ノ從犯トシテ罰セララル

ヘシ、又吸食セシムルノ目的ナクシテ、給與シタル者ハ、所持人ノ幫助者トシテ罰セラレヘク、又自己之ヲ所持シタルモ、所持ノ正犯ト、他ノ從犯トノ二罪ニ就テ罰セラレヘシ、實ニ阿片煙ニ關スル罪ハ、嚴ノ又嚴ナルモノナリ、

〔第一五〇〇號〕 法文ニ所有トアルハ、今日ノ所謂ル所持占有ノ謂ニシテ、所有權アリテ所有スルニアラス、阿片煙并ニ其器具ハ、如此キ嚴罰アル禁制物ナレハ、法律上所有ノ語ヲ下タスヘキモノニアラス、佛文原稿ニモば、せすゝる、即チ占有者トアリ、且ツ原稿ニテハ、占有者ニテアルモトアリテ、現ニ占有シテ發覺シタルモ、即チ占有現行犯ノモトニアラサレハ、罰セサルノ意明了ナリ、法理ヨリ論スレハ、正ニ如此クナルヘキナリ、又受寄ノ文字ハ、原稿ニハ見エス、恐クハ無用

ノ文字ナルハ、受寄ハ寄託ヲ受ケテ占有スルモノナリ、故
ニ占有トイヘハ、其占有ノ原因ハ、或ハ寄託、或ハ貸借、或ハ其
他ノ事ナルヲ問ハズ、現ニ占有ノ事實アレハ、則チ之ヲ罰ス
ルカ故ニ、特ニ受寄ノ語ヲ掲クルヲ要セサルノミナラス、之
ヲ掲クルハ、反テ議論ヲ生セシムルノ害アルヘシ、余ハ占有
ノ一語ニテ十分ナリト思考ス、

〔第一五〇一號〕 或云ク、法文ニハ輸入販賣等ノ所爲ヲ罰シ
テ、交換貸借買取寄託等ヲ罰スルノ明文ナキハ、其當ヲ得ネ
ト、實ニ如此キノ疑義ヲ生セシムルモ、亦受寄ノ文字アルニ
由ル、若シ占有ノ文字ニミナランニハ、如此キノ疑義ハ生ス
ルコトナカルヘシ、而シテ果シテ占有ノ法意ナリトセハ、原
稿ノ如ク現行犯罪ニアラザレハ罰スヘカラス、占有ハ現

所持スルノ謂ニシテ、嘗テ所持セシモ、今之ヲ所持セザレハ、
占有トハイフヘカラス、而シテ交換貸借等ノ場合ニ於テモ、占
有ノ現場ニ於テ發覺セハ、交換者貸與者ハ、占有者ノ從犯ヲ
以テ論セラルヘシ、嘗テ所持セシモ、今ハ何人モ之ヲ占有ス
ルコトナクシテ、既往ヲ答メテ之ヲ罰スルノ要ナカルヘク、立
案者ノ趣旨モ實ニ如此クナリシナリ、

〔第一五〇二號〕 已ニ輸入シ又ハ已ニ製造シテ、占有スル者
ハ如何、占有ハ則チ輸入製造ノ結果ナレハ、之ヲ罰スヘキニ
アラサルカ如シ、曰ク然ラズ、結果タルニ相違ナシト雖モ、尙
ホ之ヲ罰スヘキナリ、然レモ占有セザレハ、輸入スルヲ得ズ、
輸入スレハ、占有セザルヲ得サルカ如クナルヲ以テ、或ハ看
テ一所爲一事件ト做ス者アルヘシト雖モ、之ニ自ラ區別ア

リ商船内ハ我邦内トシテ刑法ヲ犯ス者ヲ罰ス故ニ商船内ニ在テ發覺セハ占有ヲ以テ論スヘク入港シテ陸揚ヲ爲サハ輸入ヲ以テ論スヘク又輸入シテ占有セハ占有ヲ以テ論スヘク自ラ是レ別事ナリ故ニ概シテ輸入ノ所爲ニ就テハ三罪アリ期滿免除宥恕減輕等ニ就キ法律ノ適用ヲモ異ニス又結果トシテ罰セサル所爲ハ無爲ニ屬シ別事トシテ罰スル所爲ハ有爲ニ屬ス此差別ニ注意スヘク輸入モ有爲ナリ占有モ亦有爲ナリ其有爲ノ所爲ハ則チ更ニ法律ヲ犯スモノナリ故ニ又其人ヲ異ニシテ其罪ノ成立スルコトアリ例ヘハ甲カ輸入シテ乙カ占有スル如キ是レナリ故ニ其二事ナ一人ニシテ行フキモ三罪ナキ能ハサルナリ吸食ト占有トノ關係モ亦如此シ總テ法律ノ罰スル所爲アルキハ其一

所爲毎ニ一罪ヲ構成スルキナリ

飲料ノ淨水ヲ汚穢スル罪

〔第一五〇三號〕 此罪ハ舊律ニ見エサルノミナラス佛國法律ニモ未タ見サル所ナリ佛國ニハ水流規則アリテ其犯罪ハ刑法第四百七十一條第十五ニ依リ違警罪トシテ罰スルノミ今特ニ我刑法ニ於テ之ヲ罰スルハ飲料水ハ人ノ健康ニ關スルモノニシテ而シテ之ヲシテ飲用スル能ハサラシムルニ至ルキハ其害ヤ頗ル大ナルヲ以テナリ然レモ此飲用水ハ一人二人ノ用ニ供スルモノニアラス少クトモ一村若クハ一市ノ公共ノ用ニ供スルモノナラサルヘカラス其意ハ公益ニ關スル罪ナルニ由リ知ルヘキナリ故ニ例ヘハ東京ニ在テハ玉川淨水及ヒ其水道又大坂ニ在テハ淀川淨水

飲料ノ淨水ヲ汚穢スル罪

如キニアラサレハ、汚穢スルモ刑法ノ罰スル所ニラス、刑
 法ノ罰セサル所ナレハ、民事ニ損害賠償ニ止マルヘキナリ
 (第一五〇四號) 人ノ飲料ニ供スル淨水ヲ汚穢シ、因テ之ヲ
 用フル能ハサルニ至ラシメタル者ハ、十一日以上一月以下
 ノ重禁錮、二圓以上五圓以下ノ罰金ニ處シ、人ノ健康ヲ害ス
 ルキ物品ヲ用ヒタル者ハ、一月以上一年以下ノ重禁錮、三圓
 以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス、(二四三條二四四條) 飲料ハ即
 チ人ノ飲料ナレハ、獸畜飼養ノ飲料ノ如キハ、刑法ノ罰スル
 所ニアラズ、而シテ汚穢ハ其意アリテ爲セシヨチ要ス、汚穢ス
 ルノ意ナキ者ハ罰スヘキニアラス、然レモ之ヲ用フル能ハ
 サルニ至ラシメタルハ、汚穢ノ結果ナルヲ以テ、其意思ノ有
 無ハ論スルニ及ハズ、又其果シテ用フル能ハサルヤ否ヤ、其

用フル能ハサル時間ノ幾何ナルヤハ、事實ノ論題ニシテ、法
 律ニ定ムル所ニアラサレハ、總テ裁判官ノ認定スル所ニ在
 モサルヘカラズ、

(第一五〇五號) 又汚穢スルトハ如何ナル事チイフヤ、法律
 ニ明文ナシ、然レモ之ヲ要スルニ、水質ヲ變更スルチイフチ
 ルヘシ、水質ヲ變更スルトハ、清水ヲ濁水ト爲シ、其水ヲ惡水
 ト爲スチイフ、腐敗モ亦其水ヲ變シテ惡水ト爲スニ外ナラ
 ス、而シテ健康ヲ害スヘキ物品ヲ用ヒテ汚穢シタル者ハ、其罪
 重シ、然ラサレハ汚穢タルモ、其罪輕シ、是レ一ハ直接ニ健康
 ニ害アリ、一ハ健康ニ直接ニ害ナシ、僅ニ飲用シ便チ失ハシ
 ムルニ過キチレハナリ、今第二百四十四條ニハ、水質ヲ變シ
 又ハ腐敗セシメタルトアレバ、原稿第二百七十六條ニ趣旨

ニテハ、變更腐敗ハ、即チ汚穢中ノモノトモシニ相違ナカ
 ハシ、汚穢ハ原語ニあるてらズ、よんトイモ腐敗ハ、こりぶ
 よんトイフ、腐敗ノ語ハ其前條ニモ亦之ヲ掲ケラレ、尙ホ前
 條ニハ之ニさり及ヒガ、一テノ二語ヲ添ヘラレタリ、此二語
 ハ何レモ汚穢ノ意ニ用フルモノナリ、而シテあるてらズ、よん
 ハ、變造スルノ義ニシテ、貨幣文書ノ變造ノ所ニハ、あるてら
 ズ、よんヲ譯シテ、變造トセラレタリ、水ノ變造、即チ水ノ變更
 ハ、清水ヲ變シテ濁水ト爲シ、真水ヲ變シテ惡水ト爲スノ謂
 ニシテ、是レ即チ之ヲ汚穢シタルモノナリ、故ニ第二百四十
 三條ト第二百四十四條トハ、何レモ同一ノ事柄ニシテ、只一
 ハ毒物ヲ使用シ、一ハ之ヲ使用セサルノ差アルヲシ、而シテ其
 刑ノ輕重ハ、單ニ此差ニ由テ生スルモノナリ、

〔第一五〇六號〕 第二百四十三條ノ場合ニ於テ、水質ヲ變シ
 又ハ腐敗セシムルノ意思アルヲ要スルヤ否ニ就キ、一説
 ニ云ク、或ハ其意思ヲ要ストイフ者アレド、如此クスルハ、
 毒物ヲ飲水ニ混和スルモ、變更腐敗ニ意ナキニ於テハ、之ヲ
 罰スルヲ得ズ、是レ法律ノ精神ニアラス、而シテ毒物ヲ混和ス
 ルハ、其水質ヲ變更腐敗セシムルハ、當然ノ事ナリ、法律ニハ
 水質ヲ變シ又ハ之ヲ腐敗セシメタルト特書シタルハ、毒物
 ノ少量ニシテ、變更腐敗ニ至ラサルハ、之ヲ罰セサルノ意
 チ示スニ止マリ、其意思ヲ必要トスルヲ示スカ爲メニア
 ラズ、何トナレハ其多量ナルハ、於テ、變更腐敗ヲ來タスハ、
 當然ノ結果ニシテ、人々ノ豫知シ得ヘキ所ナレハ、ナリト、然
 レド已ニ前號ニ論セシカ如ク、變更腐敗ハ則チ汚穢ナルカ

故ニ、余ハ此汚穢ニ意思アルコトヲ必要トス、而シテ變更腐敗ノ程度ハ、即チ又其水ヲ用マシ能ハサルニ至ラシムルニ在リ、又用フル能ハサルト否トハ、裁判官ノ審定スル所ナレド、之ヲ要スルニ、毒物ノ効力ヲ現シ、飲用スレハ、則チ健康ヲ害スルヤ否ヤヲ以テ、斷決スヘキナリ、而シテ又其健康ヲ害スルノ意思、即チ飲料水ヲ以テ用フル能ハサルニ至ラシムルノ意思ハ、必シモ之ヲ要セサルナリ、虎列刺病患者ノ吐瀉物ヲ、大阪淀川ニ投棄シタルカ如キハ、近々明治十九年ニ於テ往々目撃セシ所ナリ、然レド投棄者ノ意思アル淨水ヲ汚穢シ、之ヲ變更腐敗セシムルニ在リトハ思ハレズ、若シ汚穢ニ意アリテ、投棄セシ者トモハ、健康ヲ害スヘキ物品ヲ用ヒタル者ヲ以テ論スヘク、然ラザレハ、全ク無罪ナリトモセサルヘク

ラス、如此キ場合ニ於テモ、淨水ヲ變更腐敗セシメタルモノトイフハ、實ハ妥當ナラサルヘシ、只之ヲ汚穢シタリトイフヘキノミ、淀川ニ僅々タル吐瀉物ヲ投棄スルモ、爲メニ其變更腐敗ヲ來タカヘキニアラス、平常ニ在テ淀川往復ノ通船ニ於テハ、兩便共ニ川中ニ爲ス、而シテ其人ハ一日幾十數人タルヲ知ラス、如此キモ、管テ人ノ之ヲ異シム者ナクシテ、之ヲ飲料ニ供シテ疑ハス、然レハ病患者ノ吐瀉物ナルカ爲メニ、變更腐敗セシムヘキノ理アラシヤ、此場合ニ於テ只汚穢シテ用フル能ハサルニ至ラシメタリトハイフヲ得ヘキコトアリ、即チ黄色ノ小旗ヲ掲ケテ、警察官ニ於テ飲川ヲ禁ズルカ如キハ、是レ之ヲ用フル能ハサルニ至ラシメタルモノナリ、而シテ汚穢スルトハ、前ニイヒシカ如ク、良水ヲ惡水ニシ、淨水

汚水ニスルノ謂ナレハ、此ニ意思アルニ於テハ、之ヲ罰シテ妨ナカルヘキナリ、

【第一五〇七號】以上ノ罪ヲ犯シ、因テ人ヲ疾病又ハ死ニ致シタル者ハ、毆打創傷ノ各本條ニ照シ、重キニ從テ處斷ス（二四五條）疾病死亡ハ、犯人ノ豫想外ニシテ、過失殺傷タルヘキカ如シ、然レモ其事實タル、全ク毆打創傷ニシテ、毆打ニ代フルニ汚穢ヲ以テセシノミ、故ニ毆打創傷ノ例ニ依テ處斷スルナリ、故ニ又人ヲ死ニ致スノ意思ヨリ毒物ヲ使用セハ、毒殺ニシテ、又毒物ヲ使用セサルモ、死ニ致スノ意思アラハ、謀殺ヲ以テ論セサルヘカラス、又疾病ニ致スニ就テモ、其意思アルニ於テハ、是レ即チ豫メ謀リタルモノナレハ、第三百二條ニ依リ、加等シテ論セサルヘカラス、

傳染病豫防規則ニ關スル罪

【第一五〇八號】此罪モ舊律ニハ見エス、又佛國ニ於テモ、刑法ニハ之ヲ掲ケス、佛國千八百二十二年三月三日ノ衛生警察ノ法律第七條ニ、之ヲ罰スルノ明文ヲ掲ケ、其重キモノハ、死刑ニ處セリ、然リ而シテ獸類傳染病ニ係ル犯則ハ、反テ佛法刑法ニ之ヲ明示シ、其第四百五十九條ニ於テ、之ヲ罰シタリ、今我刑法ニ於テ、人類獸類ノ傳染病ニ關スル罰則ヲ擧ケ、刑法ニ明示シタルハ、最其體裁ヲ得タルコトナルヘシ、佛國ニ於テ人類傳染病ノ犯則ヲ刑法ニ掲ケサリシハ、思フニ其當時之ヲ罰スルノ必要ヲ感セサリシカ故ナルヘシ、

【第一五〇九號】傳染病豫防ノ爲メ設ケタル規則ニ違背シテ、入港ノ船舶ヨリ上陸シ、又ハ物品ヲ陸地ニ運搬シタル者

二四五條傳染病豫防規則ニ關スル罪

ハ、一月以上一年以下ノ輕禁錮又ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス、船長自ラ此罪ヲ犯シ、又ハ他人ノ犯スヲ知テ制止セサル者ハ、各一等ヲ加フ(三四六條二四七條)虎列刺病ニ就テハ、明治十五年六月二十三日第三十一號布告ヲ以テ、虎列刺病流行地方ヨリ來ル船舶検査規則ヲ定メラレシ、其第一條ニ云ク、凡ソ虎列刺病流行地方ヨリ來ル船舶ハ、検査官ノ検査ヲ受ケ、其記名セル許可ノ證書ヲ得タル後ニアラザレバ、他港ニ進航シ、陸地又ハ他船ト交通シ、及ヒ乗組人船客ヲ上陸、并ニ積荷ヲ爲ス可ラズ、其第二條ニ云ク、其船中該病患者又ハ該病死者サキキハ、検査官直チニ其船舶ノ他港ニ進航シ陸地又ハ他船ト交通シ、及ヒ乗組人船客ヲ上陸、並ニ積荷ノ陸揚ヲ爲スノ許可ヲ與フ可シ、但検査官ニ於テ、

必要ト認ムルキハ、其船舶ヲ四十八時間以内、其指定スル場所ニ碇泊セシメ、十分ノ消毒法ヲ施スヲ得、其第三條ニ云ク、若シ其船中ニ該病患者又ハ該病死者アルキハ、検査官其船舶ヲ陸地及ヒ他船ニ傳染ノ虞ナシト認ムル距離ニ於テ、其指定スル場所ニ碇泊セシム可シ、該病患者ハ、之ヲ避病院若クハ其住居若クハ其他検査官ノ適當ト認ムル場所ニ送致ス可シ、其死者ハ(若シ緣故人ノ望アルキハ、其望ニ隨ヒ)地方官所定ノ場所ニ火葬シ、若クハ十分ノ消毒法ヲ施シタル後、之ヲ埋葬ス可シ、前項ノ手續ヲ終リ、検査官ハ其乗組人船客ニハ、十分ナル消毒法ヲ施シタル後、上陸ノ許可ヲ與ヘ、其船舶及ヒ傳染ノ虞アリキヲ認ムル積荷ニハ、十分ナル消毒法ヲ施シタル後、其船舶ノ他港ニ進航シ、陸地又ハ他船ト交通

シ、及ヒ積荷ヲ陸揚スルノ許可ヲ與フ可シ、其第四條ニ云ク、
此規則ニ違背シタル者、若クハ此規則ノ執行ヲ妨害シタル
者ハ、刑法ニ依テ之ヲ處分ス可シト、此布告ハ則チ刑法第二
百四十六條第二百四十七條ノ根元ト爲ルモノナリ、然レモ
是レ僅ニ虎列刺病ノミノトニシテ、他ノ傳染病ニ就テハ、未
タ如此キノ規則アルヲ見ス、

〔第一五一〇號〕 右船舶検査規則中、乗組人船客ノ上陸並ニ
積荷ノ陸揚ニ係ル犯則ハ、刑法第二百四十六條第二百四十
七條ノ正面ニ當ルモノナリ、然ルニ他港ニ進航シ、陸地他船
ト交通スルノ禁ヲ犯シタル者ハ如何スヘキヤ、刑法ニハ其
明文ナシ、或云ク、他港ニ進航シ、陸地他船ト交通スルノ二事
ハ、上陸ニアラス、荷揚ニアラサレハ、直チニ刑法ノミニテハ

之ヲ罰スルヲ得ス、然レモ検査規則第四條ニ依テ、之ヲ罰ス
ヘシ、此第四條ニモ、刑法ニ依テ之ヲ處分ス可シトアルノミ
ニシテ、刑法中何レノ個條ニ依テ處分スヘキヤ分明ナラス、
故ニ此第四條ノ趣旨ヲ分明ナラシムルニアラサレハ、是レ
カ處分ヲ爲ス能ハサルナリ、第四條ハ検査規則ノ爲メニ特
ニ設ケタルモノニシテ、而シテ、之ニ類チ同シスル刑法ノ各本
條ニ依リ處分スルノ趣旨ヲ示シタルナリ、單ニ第二百四十
六條第二百四十七條ノ爲メナランニハ、該條ヲ設クルノ要
ナシ、何トナレハ是ナキモ、刑法ニ於テ其違犯者ヲ罰スルハ
論チ俟タサレハナリ、今刑法中ニ就キ、其類チ同シスルモノ
ヲ求ムルニ、他港ニ進航シ陸地他船ト交通スルハ、則チ上陸
シ陸揚シタルト其類チ同シスルヲ以テ、検査規則ノ各本條

並ニ其第四條ニ基キ、刑法第二百四十六條又ハ第二百四十七條ニ準擬シテ處分スヘシ、已ニ檢査規則第四條アルハ、正條ナキニ比附シテ罰スルコトハアラヌ、刑法ニ依テ處分スヘキノ明分ヲ設テ、刑法某ノ條ニ該當スルコトヲ示サ、ルノミ、之ヲ示サ、ルハ、執法者カ其適條ヲ知ルニ難カラサルヲ以テ、之ヲ畧シタルナリ、又檢疫官ノ指定スル場所ニ在テ、四十八時間内ノ消毒法ヲ行ハスシテ、他所ニ進航スルカ如キモ、刑法第二百四十六條ノ正面ニハ、當ラサルモノナレド、亦同條ニ準擬シ處分スヘシ、要スルニ檢査規則ニ違背シタルモノハ皆同條ニ準擬スヘキナリ、然レド檢査規則ノ執行ヲ妨害シタル者ハ、之ニ異ナリ、假令ヒ暴行脅迫ノ所爲ナキモ、尙ホ刑法第三百三十九條ニ依リ、官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害シタルヲ

以テ論スヘシ、難者或ハイハシ、檢査規則ニ違背スル者ハ、其罪輕クシテ、其執行ヲ妨害スル者ハ、反テ其罪重シ、豈如此キノ道理アラシヤト、然レド是レ決シテ然ルニアラス、其規則ニ違背スル者ノ罪輕クシテ、其執行ヲ妨害スルノ罪重キハ、其事ノ大小ニ拘ハルニアラスシテ、官命ヲ蔑如シ、法律ヲ輕侮スルカ故ナリ、例ヘハ違警罪ノ如キハ、之ヲ犯スモ其罪輕シ、然リ而シテ違警罪ニ關スル規則ノ執行ヲ妨害スルハ、如何、又第三百三十九條ニ依テ、之ヲ論スルニアラスヤ、檢査規則ニ就テモ亦是レト同一理ニシテ、異シムヘキニアラス、又若シ該規則ノ執行ヲ妨害スル者ハ、常ニ第二百四十六條ニ依テ論スヘシトモ、其暴行脅迫ヲ以テ妨害シタルハ如何スヘキ、思フニ檢査規則第四條ハ、刑法ト異ナル所アルヲ以

ナ、特ニ之ヲ設ケタルモノナリ、故ニ類推シテ刑法ヲ適用スルハ、則チ該規則ノ本旨タルヘキナリ、又船長自ラ犯シタルハ、刑法ト検査規則トニ拘ハラズ、總テ凡人ノ刑ニ一等ヲ加フ、是レ其職務ニ係ルカ故ニ、加等スルハ當然ナリ、然ルニ検査官ノ之ヲ犯シタルハ如何スヘキヤ、亦刑法ニ其明文ナシ、検査官ハ凡人ト同ク處斷スヘキヤ、將テ船長ニ準シテ加等スヘキヤ、將テ官吏公益ヲ害スルノ罪トシテ、第二百七十三條ニ依テ處斷スヘキヤ、必ス其一ニ依ラサルヘカラス、検査官タルカ故ニ、其罪ナシトハイフヘカラス、若シ検査規則第四條ヲ解シテ、刑法第二百四十六條ノヨトセハ、之ヲ罰スルノ明文ナキヲ以テ、検査官ノ犯則ハ無罪ナリトイハサルヘカラス、然レモ検査規則第四條ハ、刑法第二百四十六條ノ

ミノ爲メニアラサルヲ以テ、検査規則第三條以下ヲ犯シタルハ、刑法第二百七十三條ニ依テ處斷スヘキハ勿論ナリ、或ハ凡人ト通謀シテ検査規則第一條、即チ刑法第二百四十六條ヲ犯スヲナキニシモアラス、又知テ而シテ制止セス、第二百四十七條ヲ犯スヲモ是レナキニ限ラス、此場合ト雖モ尚ホ刑法第二百七十三條ニ依テ處斷スヘク、船長ニ準シテ加等スヘキニハアラストス、其刑ノ權衡ヨリ視レハ妥當ナラサルカ如クナレモ、検査官ト船長トハ自ラ異ナル所アリ、検査官ハ疫病ノ有無ヲ検査スルノミニシテ、而シテ、已ニ疫病アリト認メタル以上、其取締ヲ爲スハ船長ニ在テ、検査官ニ在ラサレハナリト、余思フニ此說ニテ検査規則第四條ヲ解シテ、刑法中各本條ニ適用ストイフハ、其當ヲ得タルコトナリ、然レ

進航交通ノ二事ヲ以テ、刑法第二百四十六條ニ準據シテ、處分ストイフハ非ナルヘシ、此二事ハ、第四百二十六條第四傳染病豫防規則ニ違背シタル者ヲ以テ論スヘキナリ、其情其害ニ於テモ、直チニ上陸シ又ハ直チニ陸揚シタルモノトハ、大ニ異ナル所アレハ、違警罪トシテ之ヲ罰シテ相當ナルヘシ、又検査規則ノ執行ヲ妨害シタル者モ、前ト同ク違警罪トシテ罰スヘキナリ、其暴行脅迫ヲ用ヒタル者ハ、之ニ異ナリ、検査規則第四條ニ、刑法ニ依テ處分ストアルハ、刑法中傳染病ニ係ルモノ、ミニ限ル、而シテ其傳染病ニ係ルモノハ、第四百四十六條第四百二十六條第四ヲイフ、其他ハ、第四百條中ニ入ルモノニアラス、假令ヒ其所爲ヲ罰スルモ、一ニ刑法ノミニ依ルヘキナリ、故ニ検査規則第四條ハ、單ニ世人ヲシテ

注意スル所アレシムルニ止マリ、理論上ニ於テハ此個條ナキモ、皆刑法ニ依テ各處分スヘキハ論ヲ俟タサルナリ、
 [第一五一號] 傳染病ハ、虎列刺病ノミナラス、而シテ傳染病全體ニ係ル豫防規則ハ、明治十三年七月九日第三十四號布告ヲ以テ定メテレ、尙ホ明治十五年第四十八號布告ヲ以テ改正セラレタリ、第三十四號傳染病豫防規則第一條ニ云ク、此規則ニ稱スル傳染病トハ、虎列刺、腸窒扶私、赤痢、實布埤利亞、發疹窒扶私及ヒ痘瘡ノ六病ヲ云フ、但六病ノ外、流行病アリテ、其勢盛ナルノ兆アル者ハ、地方長官ハ、內務省ニ具申シ豫防法ヲ施行スヘシト、故ニ六病ハ、法律上當然ノ傳染病ニシテ、其他ハ、地方長官ノ具申スル所ニ從ヒ、內務省ノ認メテ傳染病トスルモノニアラザルハ、傳染病ト稱シ、豫防規則ヲ

適用スルヲ得ズ、虎列刺、發疹室扶私、流行ノ勢猛劇ナル場合ニ於テハ、地方長官ハ、祭禮、劇場等人民ノ群集ヲ差止ルコトヲ得、虎列刺、發疹室扶私、已ニ市街村落ノ全部若クハ一部分ニ於テ蔓延ノ兆候ヲ顯ハシ、其他ノ部分ニ及ホサ、ル様、遮斷シ得ヘキモノト見認ムルキハ、地方官ヨリ、内務卿ニ稟議シ、交通ヲ絶タシムルノ處分ヲ爲スコトヲ得、但要用ノ者ハ、掛官吏檢察ノ上、交通ヲ許スコトヲ得、又何レノ傳染病タルヲ問ハズ、掛官吏ハ、傳染病者アル家ハ、要用ノ外、他人ト交通ヲ絶タシムヘシ、但患者、治癒死亡又ハ避病院ニ入りタル後、相當ノ消毒法ヲ行ハサル間ハ、仍ホ此規則ヲ遵守セシム、而シテ其罰則ニ云ク、醫師、衛生委員、此規則ニ違背シタルキハ、五十圓以内ノ罰金ニ處ス、官吏其管掌ノ事務ニ於テ、此規則ニ違背シ

タルキハ、百圓以内ノ罰金ニ處ス、人民此規則ニ違背シタルキハ、一圓五十錢以内ノ科料ニ處スト、
 (第一五一二號) 刑法第二百四十八條ニ云ク、傳染病流行ノ際、豫防規則ニ違背シ、流行地方ヨリ他方ニ出テタル者ハ、十五日以上六月以下ノ輕禁錮ニ處シ、又ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處スト、此規則ハ、豫防規則中、市街村落ヲ遮斷シ、交通ヲ絶タシメタル場合ニ於テ、他ノ市街村落ニ出テタル者ニ適用ス、若シ他方ニ出テマシテ交通シタル者ハ、豫防規則ニ依テ處斷スヘシ、然レモ刑法第四百二十六條第四、傳染病豫防規則ニ違背シタル者ハ、二日以上五日以下ノ拘留ニ處シ、又ハ五十錢以上一圓五十錢以下ノ科料ニ處スルノ規則ト、豫防規則トハ、抵觸スルモノナキニアラサルヘシ、其抵觸

スルモノハ、刑法ニ據テ、處罰セザルヘカラス、而シテ人民ニ係
ルモノハ、刑法ヲ抵觸スルヲ以テ、豫防規則ノ罰則ハ、廢止セ
ラレタルモノトス、

〔第一五一三號〕 獸類傳染病流行ノ際、豫防規則ニ違背シテ、
獸類ヲ他處ニ出シタル者ハ、十一日以上二月以下ノ輕禁錮
ニ處シ、又ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス、(二四九條)明
治九年二月二十九日內務省乙第二十號達疫牛處分假條例
アレヒ、未タ獸類傳染病豫防規則ハ、頒布セラレシコトナシ、故
ニ今日ニ在テハ、刑法ヲ適用シテ處斷スルコトナカルハシ、他
日豫防規則ヲ制定頒布セラレ、ニ至ラハ、刑法ノ趣旨ヲ明
ニシテ、其罰則ヲ制定頒布セラレシコトヲ希望ス、刑法ニハ獸
類ヲ他處ニ出シタル者トアリ、獸類ノ他處ニ出シタル者ハ

如何スヘキヤ、又豫防規則ニ違背スルノミシ者ハ如何スヘ
キヤ、又獸類ノ所有者、其看守人等ニ就キ自然區別スヘキモ
ノアルヘシ、又交通ニ就テモ更ニ其明文ナシ、此等ノ所ニ就
キ、詳細ニ其規則ヲ示サレハ、實際豫防處分ニ不都合ヲ
生スヘキナリ、

危害品及ヒ健康ヲ害スヘキ物品製造ノ規則ニ關ス
ル罪

〔第一五一四號〕 此罪ハ舊律ニナキノミナラズ、佛國刑法ニ
モ示サ、ル所ナリ、今刑法ニ此罪ヲ定メタルハ、近世ニ至リ、
日月ニ工業ノ盛ナルヨリ、大ニ社會ノ利益ヲ増進スルコトア
ルモ、亦隨テ大ニ危害ヲ生スルコトアルヲ以テ、是レカ罰則ヲ
設ケサレハ、其取締ヲ爲ス能ハサルカ故ナリ、此製造ヲ類別

スレハ、第一ハ職工ニ危害ヲ與ヘ、第二ハ近傍ニ損害ヲ與フ
 ルモノナリ、其第一類ハ、火藥綿火藥硝石瓦斯製造ノ如キ、爆
 發火災ノ虞アル製造ニシテ、之ヲ危害ヲ生スヘキ製造トイ
 フ、其第二類ハ又之ヲ分ケテ二ト爲ス、第一ハ惡水惡臭惡氣
 等ヲ發スル製造ニシテ、之ヲ健康ヲ害スル製造トイフ、第二
 ハ、塵埃燦烟鳴響等ヲ發スル製造ニシテ、之ヲ妨害ヲ生スル
 製造トイフ、佛國ニテハ、第一種ノ危害ヲ生スル製造所ヲ設
 シルニハ、政府ノ許可ヲ得、第二種ノ健康ヲ害スル製造所ニ
 ハ、州長ノ許可ヲ得、第三種ノ妨害ヲ生スル製造所ニハ、副州
 長ノ許可ヲ得ルコトセリ、今我刑法ニテ罰スル所ハ、第一種
 第二種ノ製造ノミニシテ、第三種ノ製造ハ、其場合ニ由リ民
 事ノ訴ヲ爲スニ止マリ、又ハ特別法ニ於テ、之ヲ罰スルコト

ニシテ、刑法ハ之ニ關係スルコトナシ、又法律ニハ、危害品又ハ
 健康ヲ害スヘキ物品トアレド、前ニ述ヘシカ如キ事由ニシ
 テ、法律ノ本旨ハ、物品ノ危害ヲ生シ、物品ノ健康ヲ害スルカ
 爲メニ、罰スルニアラスシテ、製造ノ危害ヲ生シ、製造ノ健康
 ヲ害スルカ爲メニ、罰スルナリ、然レド余竊ニ思フ、此等ノ罰
 則ハ、刑法ニ之ヲ掲ケスシテ他ノ特別法ニ讓ルヲ可トス、
 [第一五一五號] 官許ヲ得スシテ、危害ヲ生スヘキ製造所ヲ
 創設シタル者ハ、二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處シ、其健
 康ヲ害スヘキ製造所ヲ創設シタル者ハ、十圓以上百圓以下
 ノ罰金ニ處ス、又官許ヲ得テ製造所ヲ創設スト雖モ、危害ヲ
 豫防シ、健康ヲ保護スル規則ニ違背シタル者ハ、各一等ヲ減
 ス、因テ人ヲ疾病死傷ニ致シタル時ハ、過失殺傷ノ各本條ニ

照シ、重キニ從テ處斷ス(自二五〇條至二五二條)法文ニ危害ヲ生スヘキ物品ノ製造所トアルヲ以テ、火藥硝石等其他之ニ類スル物品ノ製造所ヲイフモノ、如ク思フ者多クレレ、假令ヒ其物品ハ危害品ナルモ、若シ其製造ニシテ危害ナキニ於テハ、刑法ノ罰スル所ニハアラストス、又危害品ヲ製造シタルトハ、明治十七年十二月二十七日第三十一號布告、火藥取締規則第二十五條ニ基キ、刑法第五百十七條ニ依テ處分シ、又明治十七年十二月二十七日第三十二號布告、爆發物取締規則第六條ニ依リ、重懲役ニ處ス、而シテ火藥爆發物ノ製造ハ、人民ニハ總テ之ヲ禁止シ、製造ノ許可ヲ得ヘキモノニアラサレハ、其製造所ヲ創立シタル場合ニ於テハ、常ニ火藥取締規則、爆發物取締規則ニ據ルカ故ニ、危害品ノ製造ニ就

テハ、刑法ヲ適用スルノ場合ナカルヘシ、又石油製造ハ、危害ヲ生スル製造トイフヘキモノナルヘシ、而シテ此製造ニ就テハ、明治十六年二月十五日第六號布告、石油取締規則アリテ、石油ノ礦業者精製者ハ、管轄廳ノ許可ヲ受ケ、營業ヲ爲スヘシ、又精製所ノ構造方モ、管轄廳ノ認可ヲ受クヘシ、若シ此規則ヲ犯スルハ、二圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處スルカ故ニ、刑法ハ石油製造ニモ、適用スルヲ得サルナリ、又健康ヲ害スヘキ製造ニ就テモ、別ニ其製造ニ就キ許可ヲ受クヘキ規則アルヲ見サレハ、是レ亦刑法ヲ適用スル能ハサルヘキナリ、(第二五一六號)石油製造等ニ就キ、規則慣習ヲ循守セズシテ、人ヲ死傷ニ致シ、過失殺傷ノ各本條ニ照シ、一ツ重キニ從テ處斷スヘキハ、言テ俟テサルナリ、然レ而シテ前ニ論セ

論九如ク、刑法ニ此部分ハ實際ニ適用スルコトナシ、且ツ或ハ
 實際ニ適用スルコトアルモ、必ズ他ニ一箇ノ規則ナカレハカ
 ラズ、已ニ其規則ヲ要スルコトニシテ、罰則モ亦其規則ニ示シ
 タ可ナリ、必シモ刑法ニ其罰則ヲ示スヲ要セス、且ツ其事々
 一箇ノ營業ニシテ、世間一般ニ行フ所ニアラス、世間一般
 ニ通行セサル事ハ、普通刑法ニ掲クヘキモノニアラス、今刑
 法ニ此規則アルハ、表面頗ル微細ニ具備セルカ如クナレド、
 其實ハ普通法ト特別法トノ性質ヲ混シ、終ニハ刑法ナシテ
 徒法ニ屬セシムルニ至ルヘシ、而シテ余ハ刑法ヲ徒法ニ屬セ
 シメ、他ノ特別法ニ於テ、精密ニ各其罰則ヲ規定セラレシ
 ヲ望ムナリ、
 [第一五一七號] 前述ノ如クニシテ、刑法ハ適用スルコトナカ

ルヘキモ、或ハ地方廳ニ於テ取締規則ヲ設ケテ、官許ヲ得セ
 シムルモノナキニ限ラス、又今後如何ナル取締規則ヲ頒布
 セラルヘキヤハ、測知スル能ハサルニ就キ、法文ニ所謂ル製
 造所ヲ創設スルトハ、如何ナル意ナルヤ、此ニ之ヲ論セシト
 ス、嘗テ一論題アリ云ク、甲者官許ヲ得スシテ、危害ヲ生スヘ
 キ物品ノ製造所ヲ創設シ、未ダ其業ニ着手セスシテ、已ニ之
 ヲ拋棄シタリ、乙者其製造所ヲ引受ケ、依然官許ヲ得スシテ
 製造ニ着手セリ、甲乙ノ擬律如何、第一説ニ云ク、乙者ハ刑法
 第二百五十條ノ罪アリト雖モ、甲者ハ其罪アリトスルヲ得
 ズ、製造ノ用ニ供スル場所ヲ建設スレバ、則チ製造所ヲ創設
 シタリトイフノ法意ニアラス、製造所ヲ創設スルヲ禁ズル
 ハ、其製造ノ危害アルガ爲メナリ、其危害ハ場所ノ建設ニ由

テ生ズルニアラズシテ、製造ニ由テ生ズルモノナリ、故ニ法律ノ禁ズル所ハ、場所ニアラス、テ、製造ニ在リ、而テ所謂製造所ナル名義ハ、製造ヲ爲スニ由テ生ズルモノニシテ、未ダ製造ニ着手セザレハ、一個ノ建造物ノミ、製造所ニアラス、故ニ乙者ハ罰スヘキモ、甲者ハ罰スルヲ得スト、第二説ニ云ク、第一説ハ、立法上ノ論ト裁判上ノ論トヲ混シタルモノナリ、假令ヒ法理ニ於テハ、罰スヘカラサルモ、法律ニ明文アル以上ハ、罰セサルヲ得ス、况ンヤ法理ニ於テモ罰スヘキモノアルニ於テチヤ、未ダ製造ニ着手セザレハ、其害ナシト雖モ、若シ一回製造ニ着手スルニ於テハ、如何ナル危害ヲ生ズルモ、亦知ルヘカラス、故ニ製造所ヲ創設スルヲ罰スルハ、恰モ天ノ未ダ陰雨セサルニ、隔戸ヲ網繆スト一般ノ意ニシテ、立

法者ハ後害ヲ未然ニ防クナリ、或ハ創設ノミヲ罰スルハ、酷ニ失スルノ感ナキニシモアラサルヘケレト、酷ナリトシテ寛ニスルヲ得ハ、寛ナリトシテ又酷ニスルニ至ラン、刑法ハ如此キ解釋ヲ許スモノニアラス、而シテ創設ヲ罰スルハ、公益ノ爲メニスルモノナレハ、夫ノ實利主義ニ適スルナリ、又製造ト製造所トノ差別アルハ、辨ヲ俟タスシテ明ナリ、故ニ甲者ハ、第二百五十條ノ罪アリト雖モ、乙者ハ製造シタルノミニシテ、創設シタルニアラサレハ、罰スヘカラスト、余思フニ、第一説ノ如クシテ當然ナリ、製造所トイヒ裁判所トイフカ如キ、皆其語ニ二義アリ、或ハ建造物ヲ指シテ、製造所トイヒ、裁判所トイフコトアリ、或ハ其製造其裁判ヲ爲ス所ヲ指シテ、イフコトアリ、此場合ニ於テハ、其事アレハ其名アリ、其事ナ

ケレハ其名モ亦是レナキモノトス、今刑法ニ所謂ル製造所ハ、其事即チ製造ト相須テ生スル名ナレハ、其業ニ着手シタル以上ニアラサレハ、罰スヘカラサルナリ、而シテ立法ノ精神モ、實ニ如此シ、佛文原稿ニハ、えくすぶるわたまよん、ぢぬ、あんぢすとりえチ始メタル者トアリ、えくすぶるわたまよんハ、營業トイハシカ如キ意ニシテ、ぢぬハ一ノ、意、あんぢすとりえハ、工業ノ謂ナリ、即チ一工業ノ營作ヲ始メタル者ニシテ、是レ製造ニ着手シタルヨリ以上チイフモノナリ、

健康ヲ害スヘキ飲食物及ヒ藥劑ヲ販賣スル罪
 [第一五一八號] 此罪モ舊律ニハ見エス、飲食物ニ就テハ明治十一年四月十八日內務省乙第三十五號達ヲ以テ、繪具染料ノ健康ニ害アル物ヲ以テ、飲食物ニ着色スルヲ禁シタル

ノミ、藥劑ニ就テハ、明治十三年一月十七日第一號布告ヲ以テ、藥品取扱規則ヲ定メラレ、藥用阿片ニ就テハ、明治十一年八月九日第二十號布告ヲ以テ、其賣買製造規則ヲ定メラレタリ、佛國ニ於テハ、刑法ニハ此種ノ罪ヲ示サス、飲食物ハ刑法ニ依テ、其罪ヲ問フヘケレハ、藥劑ニ至テハ、他ノ規則ニ依ラサレハ、其罪ヲ問フチ得サレハ、是レ亦刑法ニ掲クルハ、恐シハ其當チ得サルコトナルヘシ、

[第一五一九號] 健康ヲ害スヘキ物品チ飲食物ニ混和シテ、販賣シタル者ハ、三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス、(二五三條)明治十一年四月十八日內務省乙第三號達ニ云ク、近年アニリン其他鑛屬製ノ繪具染料ヲ以テ、飲食物ニ着色スル者不抄趣ニ候處、右ハ自然人身ノ健康ヲ害スルハ勿論、中ニハ

健康ヲ害スヘキ飲食物及ヒ藥劑ヲ販賣スル罪二五三條

甚キ中毒ニ罹リ、忽チ非命ノ横夭ヲ致ス者モ有之、危険ノ至
 ニ候條、各地方廳ニ於テ注意取締可致云々ト、如此キノ類ハ、
 卽チ第二百五十三條ノ罰スル所ナリ、然レモ法文ニ混和シ
 タル者トアルカ故ニ、着色シタルハ混和シタルニアラズト
 論スル者アルヘシ、混和スルトハ實ニ酒ニ水ヲ加フルカ如
 キチイフ、然レモ今法律ノ趣旨ヲ案スルニ、必シモ如此キモ
 ノ、ミニ限ラサルヘシ、原稿第二百六十六條ニハ、健康ヲ害
 スル物ノあぢまよん又ハめらんヒトアリ、あぢまよんハ添
 付ナリ、めらんヒトハ混和ナリ、添付ハ卽チ着色ノ類ニシテ、
 混和ハ混和ノ類チイフ、今混和トノミアレモ、其意ハ原稿ノ
 意ニ外ナラス、余ハ混和ヲ解シテ、全部ノモノアリ、一部ノモ
 ノアリトス、着色ノ如キハ是レ卽チ一部ノ混和ニシテ、一部

ト雖モ、已ニ混和スル以上ハ、之ヲ罰シテ當然ナリトス、
 (第一五二〇號) 健康ヲ害スル物品ナルコトヲ知テ、混和シタ
 ルコトヲ要ス、然ラサレハ罪ト爲ルヘキ事實ヲ知ラサルモノ
 ニシテ、罰スルヲ得ス、而シテ其果シテ健康ヲ害スル物タル
 ヤ否ヤハ、裁判官ノ審定スル所ニ在リ、裁判官ニ於テ健康ヲ
 害スルノ實アルヲ認ムルモノニシテ、本人ニ於テモ亦健康
 ヲ害スヘキ物タルヲ知ルル外、罪ト爲ラス、然レモ此ニ一
 ノ區別スヘキモノアリ、卽チ法律ニ於テ認メテ毒藥劇藥ト
 爲スモノハ、本人ニ於テ之ヲ知ラサルモ尙ホ知リタルモノ
 トス、是レ總則ニ所謂ル法律ヲ知ラサルヲ以テ犯スノ意ト
 シトスルヲ得サルモノニシテ、其實之ヲ知ラサルモ、法律上
 知リ得タルモノトシ、其罪ヲ問ハサルベカラズ、

〔第一五二一號〕 金剛砂ヲ混合シテ、米麥ヲ搗精シ、之ヲ販賣
 スル者、世間往々是レアリ、故ニ東京府ハ、明治十三年甲第五
 十八號布達ヲ以テ、之ヲ禁止シタリ、若シ之ヲ犯ス者アラハ
 如何、或曰ク、刑法ニ正條ナシ、金剛砂ヲ混入スルハ、人ニ食セ
 シムルカ爲メニアラス、搗精ニ便ナラシメンカ爲メナリ、又
 其米麥ハ直ニ食スルモノニアラス、必ス洗滌シテ而シテ後
 ニ食ト爲ス、刑法ノ罰スル飲食物ハ、有害物ノ存スル儘ニシ
 テ、飲食スルモノナリト、然レモ實際ハ、刑法ニ依リ罰スルニ
 似タリ、而シテ余ハ實際ノ裁判例ヲ至當ナリトス、刑法ノ罰ス
 ル所ハ、其目的ノ如何ニ拘ハラズ、知情混和ノ實アレハ、即チ
 罰スルモノナリ、他ノ染料等ヲ以テ着色スル者モ、其意思ハ
 必シモ着色物ヲ飲食セシムルニアラス、單ニ裝飾シテ、人ノ

目ヲ欺ハシムルニ過キサルコアリ、此場合ト雖モ尙ホ之ヲ
 罰ス、然レモ精米ニ便ナラシムルカ爲メナルモ、知情混和ノ
 事實アルニ、之ヲ罰セサルノ理アラシヤ、又米麥ナレハ洗滌
 スルヲ以テ、混合物ハ之ヲ除去スルモノ、如ク論スレモ、果
 シテ除去スルモノナランニハ、東京府カ禁令ヲ發スルノ理
 ナカルヘシ、此禁令アルヲ以テ視ルモ、除去セス又ハ除去ス
 ル能ハスシテ人ノ使用スルコアルヲ知ルヘキナリ、故ニ余
 ハ罰シテ當然ナリトス、但シ必ス除去スヘク、又決シテ健康
 ヲ害スルノ實ナキモノナランニハ、其罰スヘカラサルハ論
 ヲ俟タサルコナリ、其除去スルトセサルト、健康ヲ害スルト
 害セサルトハ、共ニ事實ノ論題ナレハ、當該裁判官ノ審定ニ
 任スルノ外ナシ、

〔第一五三號〕規則ニ違背シテ毒藥劇藥ヲ販賣シタル者ハ、十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス、(二五四條)毒藥劇藥ハ、明治十三年二月十七日第二號布告藥品取扱規則ニ從ヒ、之ヲ定メサルヘカラヌ、該規則第一條ニ云ク、凡ソ藥品中最注意シテ精撰スヘキモノヲ第一類(注意藥)トシ、其性効峻烈ニシテ僅少ノ分量ト雖モ、直テニ生命ヲ傷害スルニ足ルヘキモノヲ、第二類(毒藥)トシ、其性効第二類ノ如ク峻烈ナラサルモ、用量ニ因テ容易ニ危害ヲ來スヘキモノヲ、第三類トス云々、但新クニ發見及ヒ舶來シタル藥品ハ、先ツ最寄司藥場ニ出シテ、試験ヲ受ケ、其告示スル所ニ從フヘシト、故ニ此規則ニ依テ、毒藥劇藥ヲ定メ、而シテ其犯則販賣者ヲ罰スヘシ、

〔第一五三三號〕又其販賣規則モ、第二號布告ニ之ヲ定メ、其

第三條ニ於テ、第二類藥品ノ粗製ハ、藥用トシテ販賣スルヲ禁シ、其第三條ニ於テ、第一類ノ粗製品ト雖モ、仍ホ學術上工職上等ノ用ニ供スルニ足ルモノハ、粗製ノ字ヲ其器ニ明記シテ、販賣スルヲ許シ、其第四條ニ於テ、第二類第三類ノ藥品ハ、醫師ノ處方書ニ據テ調合スルノ外、醫師藥舖化學者製藥者工職者等ヨリ、品名量數需用ノ目的年月日及ヒ住所姓名ヲ詳記シタル證書ヲ以テスルニアラサレハ、之ヲ販賣シ或ハ授與スルヲ禁シ、仍ホ其但書ヲ以テ、證書處方書ハ、之ヲ保存シテ、臨時ノ點檢ニ供セシメ、且本條ノ手續ニ依ルモノト雖モ、幼稚ノモノ其他不安心ト認ムルモノニハ、一切交付スルヲ禁シ、又其第五條ニ於テ、第三類ノ藥品ヲ販賣スル時ハ、其器若クハ包紙ニ、必ス普通ノ名稱ヲ記シ、且第二類

ハ毒ノ字、第三類ハ劇ノ字ヲ明記セシムルコト爲セリ、以上ノ規則ニ違背シテ、毒藥劇藥ヲ販賣シタル者ハ、刑法ニ依テ處斷スヘキモノトス、

〔第一五二四號〕 又該布告第六條ニ、其罰則ヲ示シ云ク、第二條第四條本文ニ背戾シ、又ハ贗品敗品ヲ販賣スル者ハ、其贗敗品ヲ没入シ、三十圓以上五百圓以下ノ罰金、若クハ一月以上一年半以下ノ懲役、第一條但書、第四條但書及ヒ第三條第五條ニ背戾スル者ハ、一圓以上二十五圓以下ノ罰金、若クハ一日以上二十五日以下ノ懲役ヲ科シ、又ハ罰金懲役ヲ併セ科スヘシト、又其第七條ニ云ク、右ノ罰則ヲ再犯スル者ハ、其本罰ノ最多限ニ二倍以下ノ罰ヲ科シ、三犯スル者ハ、本罰ノ最多限ニ三倍以下ノ罰ヲ科スヘシト、此罰則中、販賣ニ係ル

モノハ、刑法第二百五十四條ニ依リ、全廢セラレタリ、注意藥ニ係ルモノハ、刑法ト抵觸スルコトナク、隨テ廢止セラレサルカ如クナレド、其重キ毒藥劇藥ニシテ、刑法ニ據リ僅ニ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處セラレ、ニ、其輕キ注意藥ニシテ、三十圓以上ノ罰金、一月以上ノ體刑ニ處セラレヘキ道理ナク、而シテ刑法ニハ、之レニ換フルノ刑ヲ示サ、レハ、刑ノ廢止ニ依リ、治罪法第九條ニ從ヒ、其公訴權ハ消滅シタルモノトス、故ニ第一條但書ニ就キ、注意藥ニ係ル罰則、并ニ第三條ノ罰則ハ、共ニ廢止セラレタルモノトス、其本ニシテ已ニ廢止セラレタル以上ハ、其末ノ廢止セラレタルハ、論ヲ俟タズシテ知ルヘシ、故ニ今日ハ毒藥劇藥ニ就テ、第一條但書、第四條但書、第五條ニ背戾スル者ノミ、其罰則ニ從ヒ、尙ホ明治十四年

第七十二號布告ノ區別ニ依リ、重禁錮罰金拘留科料ニ處テ、
 其再犯三犯ハ、其罰則第七條ニ從フヘキナリ、
 第一五二五號）又藥用阿片モ、藥品取扱規則中、第三類ノ劇
 藥ニシテ、其買賣製造規則ハ、明治十一年八月九日第二十
 號布告ヲ以テ定メラレ、其罰則ハ該布告第十六條ニ示サレ
 タリ、第十六條ハ、藥品取扱規則第六條ニ依リ、廢止セラレ、而
 シ第六條ハ、前述ノ如ク刑法ニ依テ廢止セラレタルカ故ニ、
 藥用阿片賣買ノ犯則モ、亦刑法ニ從テ處斷スヘキナリ、但シ
 其製造ニ係ル犯則ハ、今尙ホ第二十一號布告第十六條ニ依
 リ、其犯情ニ從ヒ阿片製造ヲ禁シ、其所有ノ阿片ヲ沒收シ、百
 五十圓以上五百圓以下ノ罰金ヲ科スヘシ、此罰則ハ、刑法ニ
 比照シテ、其權衡ヲ得サルニ似タリ、然レモ彼此抵觸スル所

ナキ以上ハ、廢止セラレタリトイフヲ得ス、
 〔第一五二六號〕 健康ヲ害スヘキ飲食物、又ハ毒藥劇藥ヲ販
 賣シ、因テ人ヲ疾病又ハ死ニ致シタル者ハ、過失殺傷ノ各本
 條ニ照シ、重キニ從テ處斷ス（二五五條）此刑ノ權衡ニ就キ、飲
 料水汚穢ノ罪ト比照シ、立法上ノ一論議アリ、一説ニ云ク、飲
 料水ニ就テハ、體刑ト金刑トニ處スルノミナラス、疾病又ハ
 死ニ致スルハ、毆打創傷ノ例ニ照シテ處斷シ、而シテ飲食物藥
 劑ニ就テハ、僅ニ金刑ニ止マリ、且ツ疾病又ハ死ニ致スルモ
 過失殺傷ノ例ニ照シテ處斷スルハ、飲料水ニハ、其目的惡ム
 ヘク、其患害大ナリト雖モ、飲食物藥劑ニ就テハ、之ニ反ス、此
 罪ヲ犯スハ、利益ヲ圖ルカ爲メニシテ、其害ノ及フ所小ニ、其
 意モ亦甚タ疾ムヘキモノニアラス、是レ其差別アル所以ナ

ト、又一説ニ云ク、飲食物藥劑ノ罪、其健康ヲ害スヘキコ
 知テ、之ヲ販賣スルニ由テ、成ルモナリ、且ツ草案第二百
 八十六條ニ於テモ、藥劑ニ係ル罪、之ヲ嚴罰スルコト爲シ
 タリ、然ルニ疾病又ハ死ニ致シタル場合ニ於テ、過失殺傷ノ
 例ニ照スハ、是レ異趣ノモト、混シタルナリ、過失殺傷トス
 ルノ立案者ノ本意ニアラサルコト、其註解ニ徴シテ明ナリ
 過失殺傷ハ、疎虞懈怠ニ出テ惡ムヘキノ情ナシ、然ルニ飲食
 物藥劑ノ罪ハ、利慾心ヨリ出テ、社會ノ危害モ頗ル大ニシテ
 又此罪ハ、再三犯スルハ、其本條ニ於テ罰金ニ處スル
 事依ルノ不可ナルニシタラス、其本條ニ於テ罰金ニ處スル
 ハ是レ已ニ輕キニ失ヌルモノナリ、第二百四十四條ト權
 衡ヲ同クシ、禁錮ト罰金トニ處ク、而シテ死傷ノ場合ニハ毆打

創傷ノ例ニ依テ、其刑ヲ減スルコト、
 (第一五二七號) 余思フニ、輕キニ失シタルニハ、アラス、過失
 殺傷ヲ以テ論スルハ、當然ナリ、又罰金ノミナリ科シテ、體刑ヲ
 科セサルモ、其刑ノ權衡ヲ失シタルニアラズ、飲食物藥劑ノ
 罪ハ、他ノ犯則ニ係ル諸特別犯罪ト、其性質ヲ同クシ、且ツ其
 害ノ及フ所モ狹キガ故ナリ、又人ヲ疾病又ハ死ニ致シタル
 場合ニ於テモ、其原因ハ之ヲ開キタルモ、其疾病又ハ死ニ至
 リタルハ、被害者自ラノ所爲ニシテ、飲食物藥劑ノ販賣者ノ
 所爲ニアラズ、販賣者カ販賣ノ所爲ハ、間接ニ其原因タルニ
 過キサレハ、通常ノ場合ニ於テハ、過失殺傷ヲ以テ論スヘキ
 ニアラズ、今ハ、其公益ニ係ルヲ以テ、特ニ明文ヲ掲ケテ過失
 殺傷ノ例ニ從テ處斷スルナリ、此明文ナキニ於テハ、決シテ

過失殺傷ヲ以テ論スヘキニアラス、然ルチ况ンヤ、毆打創傷ノ例ニ照スヘケンヤ、故ニ余ハ此法文ノ如クニシテ允當ナリトス、

私ニ醫業ヲ爲ス罪

〔第一五二八號〕 舊律ニハ、人命律中ニ庸醫殺傷人ノ律アリ、然レモ今刑法ノ罰スル所トハ、其趣旨ヲ異ニセリ、即チ公然醫業ヲ爲ス者ニ、其術ノ淺劣ナルヨリ、本方ヲ誤テ、患者ヲシテ死ニ至ラシメ、又ハ故ラニ處方ヲ違ヒ、財ヲ受ケ、或ハ死ニ致シタル者ヲ罰スルナリ、又佛國ニテモ、刑法中ニハ、醫業ヲ爲スノ罪ナシ、思フニ是レ亦特別犯罪トシテ、醫師開業免許規則中ニ罰則ヲ掲ケテ當然ナルヘシ、今刑法ニ依テ處分スル所ハ、明治十六年十月二十三日第三十五號布告醫師免

許規則ニ依ルモノニシテ、獸醫ハ刑法ノ罰スル所ニアラス、而シテ獸醫ノ刑法中ニ入ラサルハ、宮城縣ノ請訓ニ對スル、明治十七年九月三日司法省內訓ニ依ルモ明了ナリ、

〔第一五二九號〕 官許ヲ得スシテ、醫業ヲ爲シタル者ハ、十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス(二五六條)此官許ハ、明治十六年第三十五號布告ニ依ルモノニシ、而シテ、內外科醫業ハ勿論、入齒々抜口中療治接骨術等モ亦此布告ニ從ヒ、官許ヲ得サルヘカラス、入齒々抜等ノ內外科醫ニ準スヘキハ、明治十八年三月二十三日內務省甲第七號達ニ示ス所ナリ、又甲第七號達ニ示ス所ハ、入齒々抜口中療治接骨ノ四業ニシテ、鍼灸按摩等ハ其中ニ包含セズ、其包含セサルハ、宮城縣ノ伺ニ對スル、明治十八年三月二十八日司法省指令ニテ明了ナリ、

〔第一五三〇號〕 醫業ヲ爲スル罪ハ、嘗テ論セシ如ク、慣行犯
 罪ニシテ、偶然ニ二次ノ醫術ヲ爲スルハ、法律ノ罰スル所ニア
 ラズ、然レモ其幾回以上ヲ以テ罪トスルハ、キヤハ、其情況ニ依
 リ、裁判官ノ認定スル所ニシテ、法律ニ於テハ、其度数ヲ定メ
 ス、又定ムヘキニアラサルナリ、且ツ醫業ノ業ハ、營業ノ業ニ
 シテ、生計ノ爲メニ醫術ヲ以テ、職業トスルニアラサレハ罰
 スヘカラス、明治十六年第三十五號布告モ、亦開業免狀ヲ得
 テ、公然醫師ト稱スル者ノ爲メニ設ケタルモノナリ、故ニ營
 業ト爲スニアラサレハ、醫師ト稱スヘカラス、又醫業トイフ
 ヘカラスナルナリ、最初草案ニハ、慣習トシテ醫術ヲ行フ者ハ、
 報酬ヲ受クルト否トチ分タズ、皆罰スヘシトアリシト雖モ、
 今ハ其語ヲキノミナラズ、醫業トサルカ故ニ、草案トハ自ラ

其趣旨ヲ異ニセザルヘカラス、故ニ診察料藥價
 等ヲ得ルノ目的ニ出ネサルモノハ、其罪ナシトス、仍テ此罪
 ナ構成スルニハ、左ノ條件ノ具備セヨト要ス、第一官許ヲ
 得サルコト、第二營業ノ目的ニ出テ、第三數回醫術ヲ行フコト、
 其三件具備セサレハ罰スルヲ得ス、
 〔第一五三一號〕 醫師ノ門ニ入り、授業中ノ者、師道ノ不在又
 ハ其指揮ニ依リ、病者ノ請求ニ應ジ、診斷施藥セシカ如キハ
 如何、曰ク罪ト爲ラサルモノトス、而シテ其罪ト爲ラサルハ、明
 治二十年五月十九日大審院判決例ニ徴シテ明了ナリ、大審
 院檢事長ハ、和歌山輕罪裁判所田邊支廳ノ裁判官渡ニ對シ、
 非常上告ヲ爲シタリ、其要旨ニ云ク、原裁判所ニ於テ被告ニ
 用シ、刑法第二百五十六條ヲ適用シ、罰金十圓ニ處スルノ言

渡ヲ爲シ、其裁判確定スト雖也、抑モ刑法第二百五十六條ハ、自ラ門戸ヲ張り、私ニ醫業ヲ爲シタル者ヲ罰スル法條ニシテ、本案ノ如キ、其師ノ指揮ニ從ヒ、代診ヲ爲ス場合ヲ支配スルモノニアラサレハ、法律ノ制裁ヲ施スヘカラサルヤ明ナリ云々ト、而シテ大審院ハ其上告ノ趣旨ヲ採用シ、原裁判ヲ破毀シテ、直チニ無罪ノ言渡ヲ爲シタリ、是レ即チ被告本人ニ在テハ、營業ノ目的ナク、而シテ其師道ハ開業醫ニシテ、其監督ヲ受ケ、其授業中ノ一事ヲ行フニ外ナラサルカ故ナリ、〔第一五三三號〕私ニ醫業ヲ行ヒ、治療ノ方法ヲ誤リ、因テ人ヲ死傷ニ致シタルモ、亦過失殺傷ノ例ニ照シ、重キニ從テ處斷ス〔二五七條〕法律ハ本條ニ於テモ、過失殺傷ノ例ニ從ヒ、毆打創傷ノ例ニ依ラズ、又其本刑モ罰金ニ止マリ、體刑ヲ

ヒス、藥劑ヲ販賣シタル者ニ比スレハ、直接ニ人ニ害ヲ加フルモノナレド、尙ホ如此シ、亦以テ前件藥劑販賣者ニ係ル法律ノ失當ナラサルヲ證スヘシ、今醫業ヲ爲シタル者ニ、過失殺傷ノ例ニ照シテ處斷セシムルハ、左ノ條件ヲ具備スルヲ要ス、第一私ニ醫業ヲ行ヒ法律ノ罰スル所ノ者ナルヲ、故ニ法文ニハ前條ノ犯人トアリ、前條ニ於テ犯人タラサル者ハ、第二百五十七條ニ依ルヘキ者ニアラス、然レド規則慣習ヲ遵守セス、自己ノ所爲ヲ以テ、人ヲ死傷ニ致シタルモ、過失殺傷ノ罪ハ免ルヘカラズ、只重キニ從テ處斷セラレサルノミ、第二治療ノ方法ヲ誤ルモ、此方法ニシテ誤ナキニ於テハ、過失殺傷ノ原因ト爲ルヘキニアラス、其死傷ハ必ス他ニ原因スルモノナリ、此場合ニ於テモ、醫業ヲ行ヒタル罪ハ、免ルヘカ

ラエ、第三人ヲ死傷ニ致シタルハ、若シ死傷ナキニ於テハ、或ハ過失アルモ、過失殺傷ノ罪ヲラサルハ論ヲ俟タズ、然レモ尙ホ醫業ヲ行ヒタル罪ハ免ルヘカラサルナリ、

第六章 風俗ヲ害スル罪

〔第一五三四號〕 風俗ヲ害スル罪ハ、第一ハ猥褻ノ罪、第二ハ賭博富籤ノ罪、第三ハ神佛ニ對スル不敬ノ罪ニシテ、其第二ノ中、賭博ノ罪ハ、舊律ニ於テ罰スル所ナレモ、其他ハ舊律ニハ見エサルモノナリ、佛國刑法ニテハ、之ヲ罰スト雖モ、刑法中各處ニ散見シ、一處ニ總括セシニアラス、之ヲ總括シ一處ニ規定シタルハ、此刑法ヲ始トス、但佛國刑法第三百卅條以下ノ表題ニハ、あつたんだ、ね、むしるす、即チ風俗ノ亂害トアリ、略ホ我第六章ノ表題ノ如クナレモ、風俗亂害ノ罪ノ中ニテ、其

第三百三十條ハ、我第二百五十八條ニ當レモ、其他ハ我第三百四十六條以下ノ猥褻姦淫ノ罪ニ當ルモノナリ、又我第二百五十九條ハ、佛國刑法第二百八十七條以下ニ當リ、我第二百六十條以下ノ賭博富籤ノ罪ハ、佛國刑法第四百十條ニ當リ、我第二百六十三條ハ、佛國刑法第二百六十條以下ニ當ルモノニシテ、其罪ノ性質タル、或ハ私益ニ關スルモノトシ、或ハ公益ニ關スルモノトシテ、一定セスト雖モ、我刑法ニ於テハ、總テ之ヲ公益ニ關シ、風俗ヲ害スル罪トセラレタリ、
〔第一五三五號〕 公然猥褻ノ所行ヲ爲シタル者ハ、三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス、(二五八條)猥褻ハ佛語ニこんどれ、
いる、あら、びで、いるトイヒ、淫事ニ係ルノ意ニシテ、強和ヲ分
タズ、男女ヲ論セス、總テ姦淫ヲ爲スチ猥褻ノ所行トイフ、其

後ニ至リサハカ

風俗ヲ害スル罪二五八條

意ハ第三百四十六條以下ニ徴シテ明了ナリ、或ハ公然陰部ヲ顯ハシ、傍若無人ノ所爲ヲモ、猥褻ノ所行ナリト論スル者アレド、余ハ如此キヲ以テ猥褻ノ所爲トハ爲サス、必ス淫事ニ係ルモノ、ミニ限ルコト思考ス、而シテ其淫事ニ係ル猥褻ノ所爲ト雖モ、其公然タラサルモノハ、第三百四十六條以下ノ區別ニ從テ處分シ、第二百五十八條ニ依テ處分スヘキモノニアラス、又其公然ノ何タルコトハ、當テ之ヲ論シタレハ、此ニハ贅セズ(第一一二五號以下參看)

〔第一五三六號〕 風俗ヲ害スル冊子圖書其他猥褻ノ品物ヲ公然陳列シ、又ハ販賣シタル者ハ、四圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處ス(二五九條)風俗ヲ害スル冊子圖書ハ、即チ猥褻ノ冊子圖書ニシテ、春畫其他春情ニ係ル冊子ヲイフ、單ニ風俗ヲ

害スルトイヘハ、猥褻ノモノハ、ミニ限ラス、異端邪說ヲ述ヘタルモノモ、亦風俗ヲ害スルモノナリ、然レモ法律ノ精神ノ如此クナラサルハ、風俗ヲ害スルノ語ニ次キテ、其他猥褻ノ物品トアルニ徴シテ知ルヘキナリ、而シテ之ヲ要スルニ、猥褻ノ物品ニ外ナラス、何トナレハ冊子圖書モ亦是レ一物品ナレハナリ、此物品ハ公然陳列シ、又ハ公然販賣スルキニアラサレハ、罪ト爲ラス、故ニ竊ニ販賣スルハ、第二百五十九條ノ罰スル所ニアラス、又陳列スルハ、販賣ノ目的ノミニ限ラス、總テ公然陳列スルヲイフナルヘシ、而シテ陳列ハ原稿ニハ賣却ニ付スルトアリシカ故ニ、或ハ陳列ハ即チ賣却ニ付スルヲイヒシモノ、如ク解スル者アルヘシ、余ハ陳列ハ佛國刑法第二百八十七條ニ展示、即チ之ヲ之バトアルニ

基キシモノナリト思惟ス、果シテ如此クナラズニハ、販賣ノ爲メ店頭ニ陳列スルハ勿論、展覽場等ニ於テ陳列スルモ、亦法律ノ罰スル所ナリトス、

〔第一五三七號〕 明治二十年十二月二十八日勅令第七十五號新聞紙條例第三十三條ニ云ク、猥褻ノ新聞紙ヲ發行スルハ、發行人編輯人ヲ一月以上六月以下ノ輕禁錮、又ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處スト、又同年同月同日勅令第七十六號出版條例第二十五條ニ云ク、猥褻ノ文書圖書ヲ出版シタルハ、著作者發行者、共犯ヲ以テ論シ、一月以上六月以下ノ輕禁錮、又ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處スト、而シテ其第一條ニ云ク、凡ソ機械舍密其他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス、文書圖書ヲ印刷シテ、之ヲ發賣シ、又ハ頒布ス

ルヲ出版ト云フト、故ニ冊子圖書中、新聞紙條例出版條例ニ依ルモノハ、刑法ヨリ之ヲ除カサルヘカラス、而シテ之ヲ除クハ、筆記ノ冊子圖書ニアラサレハ、刑法ニ依リ罰スルヲ得ス、又新聞紙及ヒ出版物ハ、公然販賣シタル者ヲ罰スルニアラスシテ、其編輯人著作者發行人ヲ罰スルノミナルヘシ、〔第一五三八號〕 編輯人發行人等ヲ罰スルハ、賣捌人ハ別ニ之ヲ罰セサルヤ如何、曰ク、新聞紙條例出版條例ハ、編輯人發行人等ニ關スル特別法ナレハ、此、等ノ者ニ對シテハ、刑法ハ其効力ヲ失フト雖モ、餘人ニ對シテ刑法ノ効力ヲ失フニアラス、故ニ編輯人發行人等ハ、新聞紙條例出版條例ニ依テ之ヲ罰シ、賣捌人ハ刑法ニ依テ之ヲ罰スヘシ、但シ新聞紙配達人ノ如キハ、罰スルノ限ニ在ラス、又賣捌人ヲ刑法ニ從テ

處斷セシムルハ、其賣捌人ハ猥褻ノ情ヲ知テ、賣捌カサルヘカ
ラス、刑法ノ罪ハ、有意犯罪ニシテ、而シテ猥褻ノ情ヲ知ラサル
ハ、罪ト爲ルヘキ事實ヲ知ラサルモノナリ、編輯人著作人
其情ヲ知ルハ論テ俟タサルコトナレド、印刷人ノ如キハ、或ハ
其情ヲ知ラサルコトアルヘシ、其情ヲ知ラスト雖モ、特別犯罪
ニ就テハ、其責ニ任セサルヘカラス、印刷ハ其實、職工ノ爲メ
所ナリト雖モ、自ラ之ヲ監視セサルヘカラサレハナリ、賣捌
人即チ書舖ノ如キハ、之ニ異ナリ、故ニ刑法ニハ、特ニ公然ノ
語ヲ掲ケ、以テ其事實ヲ知テ、而シテ忌憚スル所ナクシテ、販賣
スル者ヲ罰スルノ意ヲ示サレシナリ、

〔第一五三九號〕 賭博ニ就テハ、第二百六十條第二百六十一
條ニ其罪ト刑トヲ定メテシト雖モ、明治十七年一月四日

第一號布告ヲ以テ、賭博處分規則ヲ定メラシメシカ故ニ、刑法
ノ此個條ハ、當分ノ内之ヲ施行スルコトヲ得テ、左ニ該布告ヲ
掲シ、

賭博犯ノ儀ハ、刑法第二百六十條第二百六十一條ニ明文
有之候ヘトモ、當分ノ内、行政警察官ノ處分ニ屬シ、東京ハ
警視廳、其他ハ地方官ヲシテ、別紙賭博犯處分規則ニ依リ、
取締懲罰ノ事ヲ行ハシム、

第一條 賭博ヲ爲シタル者ハ、一月以上四年以下ノ懲罰、
及ヒ五圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス、家屋ヲ貸與シ、及
ヒ見張ヲ爲シ、其他總テ幫助ヲ爲シタル者亦同シ、
博徒ニシテ、黨類ヲ招結シ、又ハ賭場ヲ開張シ、又ハ兇器ヲ
携帶シ、又ハ四隣ニ横行スル者ハ、一年以上十年以下ノ

罰、及ヒ五十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス、其招結ニ應
シタル者ハ、賭博ヲ爲サスト雖モ、前項ニ依テ處分ス、
第二條 賭具及ヒ賭場ニ現存スル財物ハ、何人ノ所有ヲ
問ハス之ヲ沒收ス、

第三條 賭博犯ヲ取押フルニハ、何人ノ家宅ヲ問ハス、何
時タリトモ、之ニ立入ルコトヲ得、但警察官巡查其賭票ヲ
携帶スヘシ、

第四條 此規則ヲ施行スル方法細則ハ、警視總監府知事
縣令ニ於テ、便宜之ヲ定メ、内務卿ノ許可ヲ得テ施行スル
コトヲ得、

如此クナルカ故ニ、當分ノ内ハ、賭博ハ之ヲ罪トスルコトヲ得
ス、之ニ科スルモノモ刑ニアラス、總テ是レ行政上ノ懲罰、即

チ懲治ニ屬スル處分ナリ、故ニ刑法ノ總則、其他治罪ノ手續
等モ、適用スルモノニアラス、夫ノ偽證、誣告ノ如キモ、賭博ニ
就テハ成立スルコトナシ、其成立セサルコトハ、已ニ明治十七年
一月十一日新潟縣伺、同月十五日司法省指令ニ於テ明ナリ、
賭博者ハ、刑法上ニ於テハ、無罪人ニシテ、賭博ハ犯罪ニアラ
サレハ、偽證、誣告等ノ罪ノ成立セサルヤ論ヲ俟タサルナリ、
故ニ今日ニ在テハ、刑法上ノ事件ニアラサルヲ以テ、此ニ之
ヲ論スルヲ要セサルナリ、

(第一五四〇號) 財物ヲ濫集シ、富籤ヲ以テ、利益ヲ僥倖スル
ノ業ヲ興行シタル者ハ、一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ、
五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス、(二六二條)賭博ハ今日
罪トスル所ニアラス、然レモ他日ハ刑法ニ於テ、之ヲ罰スル

ニ至ルヘク、又刑法ニ於テ罪トモセサルモ、尙ホ懲治處分ヲ受ケサルヲ得テ、故ニ其何タルヲ明ニセサルヘカラス而シテ富籤ハ、刑法上ノ犯罪ナレバ、富籤ト賭博トノ別ヲ明ニシ、尙ホ富籤ト無盡即チ賴母子講トノ別ヲ明ニスルヲ要ス、第一何チ賭博トイフヤ、曰ク、賭博ノ中ニ自ラ二種ノ別アルヘシ、佛國ニハ、^{ちゅうど}と、^{あさる}、又單ニ^{ちゅうど}トモイフモノアリ、^{ちゅうど}トハ二人以上ノ者合意シテ、骰子骨牌等ヲ以テ、勝敗ヲ争ヒ、敗者ヨリ勝者ニ其賭物ヲ授與スルチイフ、又^{ちゅうど}トイフモノアリ、^{ちゅうど}トハ、二人以上ノ者合意シテ、其一方ハ某事アリ、又ハ某事カシト主張シ、他ノ一方ハ、之ニ反スル意見ヲ主張シ、其意見ノ如クナリシ者ニ於テ、他ノ意見ノ如クナラザリシ者ヨリ、一定ノ金額物品ヲ受取ラント約束スルチイフ、賭

博ハ此二種ヲ總稱スルノ語ニシテ、即チ從前ノ賭ケノ諸勝負事ナリ、而シテ之ヲ要スルニ、之ヲ爲シテ公私ニ益ナク、徒ニ利益ヲ僥倖スルニ過キサル所爲ハ、即チ是レ賭博ナリ、故ニ利益ヲ僥倖スルニ出テサルモノハ、刑法ノ罰スル所ニアラサルノミナラズ、懲罰ノ處分ヲ受クルコトナカルヘシ、論語云、飽食終日、無所用心、難矣哉、不有博奕者乎、爲之猶賢乎已、註云、博局戲也、奕圍碁也、故ニ猶ホ是レ已ムニ賢ルノ事ナリ、豈懲罰スルノ理アラシヤ、又利益ヲ僥倖スルノ心アルモ、其事タル公事又ハ私事ニ益アルニ於テハ、亦罰スヘカラス、只罰セサルノミナラス、其事ニ係ル訴訟ハ、民事裁判所ニ於テ民法ニ從ヒ裁判スヘキモノトス、佛國民法第千九百六十六條ニ於テハ、兵器ノ取扱ニ練熟セシムル爲メノ遊戲、競走、競馬

競車、打毬及ヒ其他之ト同性質ノ遊戯ニシテ、身體ヲ輕捷壯健ナラシムルモノニ係ルキハ、訴權ヲ與フルトセリ、昔日ニ於テモ武家ニ在テハ失代又ハ賭的ト稱シ、射藝ノ巧拙ヲ競争シテ、錢財ヲ賭スルヲ許シタリ、又現今ニテモ、競馬ニハ官ヨリ其勝者ニ物品ヲ下賜シタルノ例アリ、然レモ之ニ區別スヘキ所アリ、甲乙ニ於テ競馬ヲ爲サンニ、丙丁間ニ於テ、其勝敗ノ爲メ、財物ヲ賭スルハ、是レ賭博ナリ、何トナレハ、自己ノ巧拙優劣等ニ依ルモノニアラサレハナリ、故ニ自己ノ所爲ニ依リ、又公私ニ實益アリテ、利益ヲ得ントスル者ノ外ハ、懲罰ヲ免ル、ヲ得ス、故ニ又法律ノ許シテ訴權ヲモ與フルモノハ、其實、利益ヲ僥倖スルニアラス、自己ノ力ニ依テ勝敗ヲ決シ、正當ニ利益ヲ得ルモノナリ、只其勝敗ノ期スヘ

カラサルノミ、故ニ這ハ是レ正當ナル不確實契約(或ハ偶生契約或ハ偶然契約トモイフ)ナリ、

〔第一五四一號〕

富籤ハ、佛語ニるてリトイヒ、其方法ハ種々アルヘシト雖モ、財物ヲ醜集シテ、其利益ヲ僥倖スル興行ヲイフ、故ニ興行者即チ發起人アリ、又世話人等ノ者アルヘシ、興行者ハ加入者ヨリ財物ヲ醜集シテ、抽籤其他ノ方法ヲ以テ、加入者中ノ一人又ハ數人ニ多少ノ財物ヲ與フルモノナリ、故ニ賭博ト異ナルヲ左ノ如シ、賭博者ハ各自其所爲又ハ意見ノ當否ニ依テ、財物ヲ得ルト雖モ、富籤ノ加入者ハ、假令ヒ自ラ抽籤スルモ、其財物ヲ得ルノ原因、己レニ在ルコアラズ、况ンヤ興行者中ノ者ノ抽籤スルキニ於テチヤ、毫モ自己ノ所爲又ハ意見等ト相關スルヲナシ、又賭博ハ各自平等

ニシテ、興行者發起人等ノ特別ナル事ヲ行フ者ナシト雖モ、富籤ハ必ス興行者アリ、賭博ハ二人以上ナレハ之ヲ爲スヲ得レド、富籤ハ許多ノ人衆ヲ要ス、賭博ハ一場中ニ於テ時ニ其人ニ増減アリト雖モ、富籤ニハ人員一定シテ、時ニ増減アルコトナシ、故ニ賭博ニハ、豫定ノ人員ナクシテ、富籤ニハ必ス豫定ノ人員アリ、又賭博ニハ必ス双方共ニ財物ヲ賭スレド、富籤ニハ必スシモ、双方即チ興行者ト加入者トヨリ財物ヲ出スニアラス、又賭博ハ双方共ニ勝敗ハ期スヘカラサレド、富籤ノ興行者ハ、常ニ利益ヲ占メ、損失ヲ受クルコトナシ、其損益ハ加入者ノ間ニ在ルノミ、故ニ富籤ノ興行ハ、一個ノ講會ナルヲ以テ、之ヲ富講トイフ、是レ賭博トノ別ナリ、

〔第一五四二號〕 無盡即チ頼母子講ハ、一定ノ人員ヨリ、定期

間豫定ノ金圓ヲ出シ、抽籤シ方法ヲ以テ、當籤者ニ一定ノ金圓ヲ與フルモノナリ、發起人世話人等アリト雖モ、同等ノ職員ニ外ナラス、富講ハ一時ニ回リ限ルモノニシテ、頼母子講ハ、定期間數回行フモノナリ、頼母子講ノ發起人ハ、其實講員ニシテ、此發起人ト講員トニハ、利害ニ差等ナシ、富講ノ發起人即チ興行者ハ、常ニ利益ヲ占ム、頼母子講ハ、講員中ニ在テ、當籤者ハ一時利益ヲ得ルカ如シト雖モ、講會滿期ノ時ニ至ル迄ニ通算スレハ、利害平均シテ、互ニ損益ナシ、細ニ論ズレハ、計算上ニ於テ多少ノ損益アルニシテ、雖モ、富講ノ如ク、得ル者ハ得ルノミニシテ、更ニ失フ者ハ只失フニ止マリテ、更ニ得ルコトナキカ如キモノニテラズ、故ニ其名義ハ無盡トイフト雖モ、取退無盡ナルモノニシテ、即チ是レ富講ナリ、

〔第一五四三號〕 嘗テ一發起人アリ、某購ノ名義ヲ付シ、講會
 ナ設ケ、滿會ヲ十個年ト爲シ、株數ヲ五千株ト爲シ、一株ニ付
 キ、毎月五十錢ヲ醱集シテ、集會ヲ爲シ、其ノ合金二千五百圓
 (毎一個月ノ醱金)ノ内、八百圓ヲ大用立金ト唱ヘ、株主五千人
 ナシテ、抽籤セシメ、其ノ二名ヲ當籤者ト定メ、各四百圓ヲ付
 與シ、千二百三十圓ヲ小用立金ト稱シ、四千九百九十八人(當
 籤者二名ヲ除ク)ニ競籤ノ投票ヲ爲サシメ、三十圓ニ競下ケ
 タル者(二十八圓ニ競下クルヲ以テ止メ票トスルモ三十圓
 トセシハ平均シタイフ)ニ之ヲ付與ス、四十一人ノ競籤高千
 二百三十圓又二百五十圓ヲ周旋人ノ手数料トシテ引去リ、
 二百二十圓ヲ會場諸費ニ當テ、滿會迄籤ニ當ラヌ、競籤ヲ爲
 サ、ル者ハ、出金ノ額ニ幾分ノ利子ヲ添ヘ、返還スルノ方法

ナリ、某論者云ク其名ハ大用立小用立ト爲シ、尋常貸借ノ如
 シト雖也、其實然ラス、初會ニハ、五千人ノ内、二名ハ五十錢ヲ
 出シテ、各四百圓ヲ得、四十一人ハ、五十錢ヲ出シテ、各三十圓
 ナリ得、第二會ニハ、初會ノ當籤者ト競籤者トヲ除キ、四千九百
 五十七人ノ内、二名ハ一圓(初會ノ五十錢ト合算ス)ヲ出シテ、
 各四百圓ヲ得、四十一人ハ、一圓ヲ出シテ各三十圓ヲ得ルモ
 ノニシテ、四百圓ヲ得タル者モ、三十圓ヲ得タル者モ、十年間
 ハ毎月等ク五十錢ヲ醱集セラレ、其醱金十個年合計六十圓
 ナルニ、一ハ三百四十圓ノ利益ヲ得、一ハ三十圓ノ損失ヲ受
 ケ、毎月ノ醱金ハ、悉皆費用シテ、滿會ニ至ルモ、十年間當籤セ
 ス、競籤セサル者ノ受クヘキ利益金ノ生スヘキ道理ナク、是
 レ即チ抽籤ヲ以テ利益ヲ僥倖スルモノナレハ、富購トシテ

罰不ルモ妨ナシト、是レ實ニ富議ニ類似スル雖モ、富議ニテ
ラネシテ類母子謀ナリ、何トモハ十個年ノ期限ヲ以テ、一
定ノ人員ニテ、毎會繼續スルモノナレハナリ、而シテ實際ニ於
テモ、行政處分ヲ以テ禁スルハ格別、刑法ニ依テ罰スヘキモ
ノニアラサルト決定セラレタリト聞ク、

〔第一五四四號〕 富議ニ就キ、刑法ニテハ、與行者ヲ正犯トシ、
幫助者ヲ從犯トシテ罰スルノ外ハ、總テ之ヲ罰セザリシト
雖モ、明治十五年五月二十四日第二十五號布告ヲ以テ、特ニ
牙保者幫助者購買者ヲ正犯トシテ罰スルノ法文ヲ掲ケテ
レタリ、即チ左ノ如シ、

第一條 凡富議賣買ノ牙保若クハ幫助ヲ爲シタル者ハ、
一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ、五圓以上五十圓以下

ノ罰金ヲ附加ス

第二條 凡富議ヲ購買シタル者ハ、其價ヲ拂ヒタルト、未
ク拂ハサルトモ問ハス、二十日以上四月以下ノ重禁錮ニ
處シ、四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス、他人ノ名ヲ借
リ購買シタル者、及ヒ他人ヨリ讓受ケタル者亦同シ、

第三條 第一條第三條ノ罪ヲ再犯シタル者ハ、同條ニ定
メタル刑期金額ノ二倍ニ處ス、但初犯ニ科シタル刑期金
額ニ下ルコトヲ得ス、

第四條 富議ニ關スル犯罪ヲ告發シタル者ニハ、其徴ス
ル所ノ罰金ノ半額ヲ給與ス、

第五條 富議ニ關スル罪ヲ犯シ、事未ダ發覺セサル前ニ
於テ、官ニ自首シタル者ハ、其罪ヲ免ス、

再犯ニ係ル者ハ自首スト雖モ其罪ヲ免セズ、

第六條 富籤ニ關スル犯罪ニ因テ得タル財物ハ之ヲ沒

收ス、

自首ニ因テ罪ヲ免シタル者ト雖モ財物沒收ハ仍ホ前項ニ依ル、

牙保者幫助者ハ興行者ノ從犯ナリ、然レモ第二十五號布告ヲ以テ之ヲ正犯トシ、其刑ハ興行者ト同一ナリ、購買者ハ刑法ニテハ罰セサル所ナレモ該布告ニテハ之ヲモ亦一正犯トシテ罰スルノミナラス、讓受人ノ如キモ尙ホ之ヲ罰スルトト爲シタリ、然レモ余竊ニ思フ、牙保者讓受人等ヲ正犯トシテ罰スルハ尙ホ可ナリト雖モ、該布告第三條ニ定ムル所ハ、興行者ニ比照シテ、大ニ其權衡ヲ得サルニ似タリ、興行者

ハ其元ヲ開ク者ナレモ、通常ノ再犯加等例ニ依ルニ過キス、而シテ牙保者等ハ、從犯ニ外ナラサル者ナルニ、特別ノ再犯加等例ヲ適用シテ、二倍ノ刑期金額ヲ科シ、尙ホ初犯ノ刑期金額ニ下ルコトヲ許サ、ルハ、抑モ何ノ爲メナルヤ、之ヲ解スル能ハサルナリ、或云ク、此布告ハ、其當時我國人ニシテ外國ノ富籤ヲ牙保シ、購買スル者アリシヲ以テ、特ニ之ヲ發セラレシモノニシテ、如此クナラサレハ、外國政府ノ許可シテ、外國ニ於テ興行スル富籤ニ就キ、我國人ノ之ニ加入スルヲ禁スル能ハサルナリト、余思フニ是レ或ハ然ラシ、然リト雖モ興行者ニ比較シテ、如此ク權衡ヲ得サル刑ヲ設クルノ必要ハ、決シテ是レナカルヘキナリ、又富籤ハ通常之ヲ嚴禁スヘキハ當然ナレモ、其所爲タル必シモ不正不善ナルコトアラズ、其

場合ニ由テハ、之ヲ許シテ可ナルニシテ、而シテ之ヲ許セハ、他ニ
 大ニ利益アルヘキモノアリ、故ニ參考ノ爲メ左ニ佛國法律
 ヲ譯出スルニシ、

〔第一五四五號〕 佛國千八百三十六年五月二十一日ノ法律
 第一條、富講ハ其種類ノ如何ヲ問ハズ總テ之ヲ禁止ス、○第
 二條、抽籤又ハ掛金其他偶然ニ係ル利益ヲ醜集スル方法ヲ
 以テ爲ス、動産不動産又ハ商品ノ賣買、及ヒ總テ抽籤ノ方法
 ニ依テ利益ヲ得シトスル念慮ヲ生セシムヘキ公行ノ諸所
 爲ハ、之ヲ富講ト看做シテ禁止ス、○第三條、此禁止ヲ犯ス者
 ハ、刑法第四百十條ノ刑ニ處ス、○不動産ノ富講ニ就テハ、該
 條ニ定メタル沒收ニ換ヘ、其所有者ヲ、不動産ノ評價額ニ至
 ル迄ノ罰金ニ處ス、○再犯又ハ其以後ノ犯罪ニ就テハ、第四

百十條ニ定メタル禁錮罰金ノ最上限ノ二倍ニ處スルヲ得、
 ○何レノ場合ニ於テモ、刑法第四百六十三條ヲ適用ス、○第
 四條、此刑ハ佛蘭西又ハ外國ノ富講、若シハ之ニ類似ノ興行
 ノ發起人支配人、及ヒ世話人ニ適用ス、○其切符ヲ賣却シ又
 ハ分配シタル者、及ヒ其廣告報知貼附ヲ爲シ、其他總テ公告
 ノ方法ヲ爲シテ、富講ヲ告知シ、又ハ切符ノ發行ヲ容易ナラ
 シメタル者ハ、刑法第四百十一條ニ定メタル刑ニ處ス、又其
 場合ニ於テハ、前條第三項第四項ノ規則ヲ適用ス、○第五條、
 前掲第一條第二條ノ規則ハ、特ニ賑恤又ハ勸業ノ爲メ設ケ
 タル動産ノ富講ニシテ、行政規則ニ定メタル法式ニ從ヒ、許
 可ヲ得タルモノニハ及ホスヲ得、

〔第一五四六號〕 右第五條ノ如ク、佛國ニ於テハ、其場合ニ由

行政規則ヲ以テ、公然富講ヲ許スコトアリ、而シテ行政規則ニ定メタル法式トハ、千八百四十四年五月二十九日ノ命令ニ定ムル所ノモノナイツ、此命令ニ依レハ、巴里及ヒセトヌ州ニ於テハ、警視長又他州ニ於テハ、州長ノ許可ヲ得テ、富講ヲ興行スルコトヲ得、而シテ尚ホ之ヲ許可スルノ條件等モ、該命令ニ之ヲ示シタリ、博覽會ノ出品物ノ如キハ、其閉會ニ際シテ、富講ヲ興行シ、之ヲ販賣スルコト往々是レアリトイツ、是レ所謂ル勸業ノ爲メニスルモノナリ、利益ヲ僥倖スル所、爲ナレハ、常ニハ許スヘキコトニアラサレド、其場合ニ由テハ、之ヲ許シテ害ヲ見サルノミナラス、反テ大ニ公益ヲ増進スルノ一助タルヘケレハ、刑法ニ變例ヲ設クルハ、決シテ妨ナキノミナラス、余ハ其變例ヲ設ケラレシコトヲ希望ス、最初草案第二

百九十五條ニモ、免許ヲ得スシテ公然財物ヲ醸集シ云々トアリテ、已ニ他ニ變例アルコトヲ示サレシナリ、

〔第一五四七號〕

尙ホ法文ニ就キ一言スヘキモノアリ、法文ニ利益ヲ僥倖スルノ業ヲ興行シタル者トアリ、所謂ル興行トハ何レノ事、何レノ時ヨリイツヘキコトナルヤ、即チ富講ヲ爲スノ計畫ヨリ興行トイツヘキヤ、切符ヲ販賣シタル時ヨリイツヘキヤ、又ハ抽籤ノ當日ナイツヘキヤ、或云ク、富講ノ性質ヲ明ニセサレハ、一定シテ論シ難シト雖モ、計畫ヲ興行トイツヘカラサルハ勿論ナリ、然レド切符ヲ販賣スル以上ハ、興行シタリトイツテ可ナリト、余思フニ此説是ナリ、法文ハ之ヲ要スルニ、富講ノ解ヲ爲シ、而シテ其富講ノ興行者ヲ罰スルニ過キス、法意ハ富講ヲ爲シタルトキハ、其興行者ハ禁錮

罰金ニ處ストイフニ外ナラズ、講ノ字ハ、世間ニ用フル所ニ
 テハ、猶ホ會社トイハシカ如キ意ナリ、故ニ富籤會社ヲ設立
 スレハ、則チ罪アリトス、此會社ハ興行人世話人等ヨリ成立
 スルモノニシテ、此人員アレハ、其會社ハ已ニ成立ス、抽籤ハ
 會社ノ營業ノ如シ、未タ其營業ヲ爲サスト雖モ已ニ會社ニ
 シテ成立スル以上ハ、富講モ亦成立シタルモノナリ、富講ニ
 シテ成立スレハ、是レ即チ利益ヲ僥倖スルノ業ヲ興行シタ
 ルモノナリトス、故ニ切符ヲ販賣スレハ、富講ノ成立シ其業
 ヲ興行シタルノ實跡顯然タレハ、之ヲ罰シテ當然ナルヘシ、
 〔第一五四八號〕 神祠佛堂墓所其他禮拜所ニ對シ、公然不敬
 ノ所爲アル者ハ、二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス、若シ説
 教又ハ禮拜ヲ妨害シタル者ハ、四圓以上四十圓以下ノ罰金

ニ處ス、(二六三條) 此罪ハ宗教ニ對スル罪ニシテ、而シテ其宗教
 ハ、法律ノ認ムル所ノモノダラサルヘカラス、法律ノ認メサ
 ルモノハ、公然タル宗教ニアラズ、宗教ハ人ノ自由ニシテ、他
 ノ看テ邪ナリ曲ナリト傲ス所ナルモ、自ラ信シテ正ナリ直
 ナリトスルニ於テハ、之ヲ固執シテ妨ナシ、然レモ是レ其一
 人ノ私意ニシテ、天下公衆ノ信認スル所ニアラズ、故ニ之ニ
 對スル不敬ノ所爲ハ、則チ罵詈ナリ、讒謗ナリ、嘲弄ナリ、別ニ
 其罪ヲ問フヘキモ、宗教ニ對スル罪トイフヲ得ス、一個ノ宗
 教ナリトシテ、法律ノ保護ヲ受ケンニハ、天下公衆ノ公認ス
 ルカ、然ラサルモ法律ノ公認スル所ニシテ、而シテ其社寺ハ内
 務省ノ支配ヲ受クルモノナラサルヘカラス、故ニ神道各派
 佛道各宗ノ、明治十七年八月十一日第十九號布達ヲ以テ、政

府ヨリ管長ニ其取締ヲ委任シタルモノニ限ル、

〔第一五四九號〕 切支丹宗即チ基督教ハ、近來頗ル行ハレ、之ヲ信スル者、日ニ多キヲ加フ、然レモ法律ノ公認スルモノトハ未タイフヘカラス、慶應四年三月太政官高札中其第三札ニ云ク、切支丹宗門之儀ハ、是迄御制禁之通、固ク可相守事、邪宗門之儀ハ、固ク禁止之事ト、而シテ明治六年二月第六十號布告但書中ニ、從來高札面ノ儀ハ、一般熟知ノ事ニ付、向後取除クヘキ旨ヲ示シ、終ニ之ヲ取除キタリ、然レモ之ヲ取除キタルハ、一般ノ熟知スル所ナルカ故ニシテ、決シテ其禁止ヲ解キ、高札ヲ廢止シタルニハアラサルナリ、然レモ其以後ニ至リ、制禁ヲ犯シテ、切支丹宗ヲ奉スルモ、之ヲ罰セシメナク、又之ヲ罰スヘキ法文モ見エサレハ、其制禁ハ暗ニ解除シタルモ

ソナリ、又道理ト實際トニ徴スルモ、之ヲ勸誘スルノ要ナク、又之ヲ禁止スルノ要ナシ、總テ人ノ自由ニ任シテ可ナリ、但シ之ヲ勸誘スルノ要ナキヲ以テ、公衆ノ公認スルニ至ラサル限ハ、別ニ之ヲ保護スルヲ要セサルナリ、

〔第一五五〇號〕 神祠佛堂其他公ノ建造物ヲ汚損シタル者ハ、及ヒ墓碑又ハ路上ノ神佛ヲ毀損シ、若クハ汚瀆シタル者ハ、第四百二十六條ニ依リ違警罪トシテ處斷ス、然リ而シテ神祠佛堂等ニ對シ、不敬ヲ爲シタル者ハ、第二百六十三條ニ依リ輕罪トシテ處斷ス、汚損ト不敬トノ別如何、曰ク、是レニ犯人ノ意思如何ニ由ルモノナリ、第二百六十三條ノ輕罪ハ、宗教ニ對スル罪ニシテ、其意思タル宗教ヲ凌辱スルニ在リ、宗教ヲ凌辱スルハ、即チ人ノ宗教自苗ヲ妨害シテ、其害タル

引テ其宗教全般ニ及ヒ、終ニ世上ノ爭論ヲ醸生スルニ至ル
ヘシ、風俗ハ宗教ニ依テ維持シ、其宗教ハ法律ノ公認スル所
ナリ、之ヲ凌辱スルハ、是レ風俗ヲ紊亂スルナリ、違警罪ハ之
ニ異ナリ、不敬凌辱ニ意ナクシテ、單ニ汚損シ毀瀆スルノ所
爲アルノミ、故ニ宗教ニ對スルモノニアラス、僅ニ佛像墓碑
等ヲ毀損スルニ過キサルナリ、是レ其刑ニ輕重ノ別アル所
以ニシテ、而ソ又其罪ノ分ル、所以ナリ、

第七章

死屍ヲ毀棄シ及ヒ墳墓ヲ發掘スル罪

〔第一五五一號〕

舊律ニハ、移地界内死屍ノ律アリテ、地界内

ニ在ル死屍ヲ、官司ニ申報セズシテ、他所ニ移シ、又ハ埋藏シ、
又ハ水中ニ棄ル者ヲ罰シ、又墳塚ヲ發掘シテ、棺槨ヲ見ハス
者ヲ罰シタリ、佛國刑法ニテハ、其第三百八十八條以下ニ於

テ、埋葬ニ關スル法律ノ違犯トシテ、埋葬規則ニ依ラスシテ
埋葬シタル者、死屍ヲ隱匿シタル者、墳墓ヲ凌辱スル者ヲ罰
セリ、然レモ死屍ヲ毀棄スルノ罪ハ、見エス、又草案ニ於テハ、
死屍ヲ毀棄シ、墳墓ヲ發掘スル罪ハ、前章風俗ヲ害スル罪ノ
中ニ置キテ、別ニ一章ヲ設ケス、又第二百六十四條モ、草案ニ
ハ見エサリシナリ、思フニ今此個條アルハ、舊律ノ死屍ヲ水
中ニ棄ルノ罪ニ原因セシナルヘシ、又我國ニ於テ、墓地及ヒ
埋葬取締規則ハ、明治十七年十月四日第二十五號布達ヲ以
テ定メラレ、其方法細目ハ、警視總監府知事縣令ノ便宜設立
スル所ニ任セ、其規則ニ違犯スル者ハ、同日第八十二號達ヲ
以テ、違警罪トシテ處分スヘキヲ定メラレ、又第四百二十
七條ニモ死亡ノ申告ヲ爲サズシテ、埋葬シタル者ヲ罰スル

死屍ヲ毀棄シ及ヒ墳墓ヲ發掘スル罪

ノ明文アリ、故ニ佛國刑法第三百五十八條ニ規定スル所ハ、我國ニ於テハ、之ヲ違警罪トス、

〔第一五五三號〕 埋葬スヘキ死屍ヲ毀棄シタル者ハ、一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ、二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス、(二六四條)法文ニ埋葬スヘキ死屍トアルヲ以テ、埋葬セサルヘキ死屍アルモノ、如ク聞ユヘシ、此ニ埋葬スヘキトアルハ、第二百六十五條第二項ノ、已ニ埋葬シタル死屍ト區別スルカ爲メニシテ、他ニ事由アルニハアラズ、墳墓ヲ發掘スル場合ヲ除キテ、他ニ死屍ヲ毀棄スルコトアラハ、皆第二百六十四條ニ依テ處斷スヘキナリ、而シテ其死屍墳墓ハ、多クハ他家ノモノナルヘケレド、自家親族ノモノニ係ルキト雖モ亦同ク處分スヘシ、是レ公益ニ關スル罪ニシテ、而シテ之ヲ

罪トスルハ、人身ヲ重ンシ、死體ヲ重ニスルニ出テ、且ツ人類ノ同等ナル以上ハ、自他ヲ差別スヘキニアラサレハナリ、舊律ニテハ、子孫ノ死屍ヲ棄ル者ハ、懲役七十日ニシテ、餘人ノ死屍ニ係ルキヨリモ、其刑輕カリシト雖モ、今ハ如此キ差別アルニアラス、

〔第一五五三號〕 或云ク、死屍ヲ棄捨スルノ罪ハ、埋葬スヘキ責任アル者ノ外ハ、成立セサルモノナリ、故ニ川中ニ漂流スル死屍ヲ引揚ケテ、更ニ又之ヲ水中ニ投棄シ、路上ニ病斃人アルヲ觀テ、之ヲ他所ニ移シタル場合ノ如キハ、第二百六十四條ノ罰スル所ニアラスト、余思フニ死屍ヲ毀傷スルキハ勿論、單ニ之ヲ棄捨スルキト雖モ、何人ヲ論セス、毀棄ノ罪ヲ問フヘキナリ、但シ他所ニ死屍ヲ動移シタルノミニシテ、棄

捨セシニアラサルモノハ格別ナリ、毀棄ノ罪ハ、死屍ヲ賤辱スルノ所爲ニシテ、官ニ申告スルノ勞ヲ厭ヒ、又ハ證人ト爲リテ、官ニ招喚セラレ、ヲ厭フカ如キ意思ニ出ルニアラス、如此キノ意思ニ出ル者ハ、他ノ法條ニ依テ罰スルハ格別、死屍毀棄ノ罪ヲ以テハ罰スヘカラス、其他總テ死屍ヲ賤辱スルモノハ、埋葬ノ責アル者ハ勿論、其責ナキ者ト雖モ、尙ホ之ヲ罰スヘキナリ、

〔第一五五四號〕 人ヲ創傷シ、又ハ殺死セントシテ毆打セシニ、其者已ニ死シテ、其死屍ヲ毆打シタルキハ如何、曰ク、此問題ニ就テハ、明治十九年四月三十日大審院判決例アリ、先ツ此判決例ヲ示シ、而シテ後ニ余カ意見ヲ述フヘシ、該判決例ノ事實ヲ約言スルニ被告甲某ハ、乙某ト共ニ被害者丙某ヲ打

毆サント、各眞木ヲ携へ、丙某カ寓居ニ到ル、途中不圖丙某ニ出會シタルニ、丙某ハ怒聲ヲ發シ、汝等兇輩何ヲカ爲スト、直チニ乙某ニ打掛ルヲ以テ、乙某ハ眞木ヲ以テ、丙某カ面部ヲ數回毆打シタルカ爲メ、丙某ハ即時昏倒斃死シタリシニ、甲某ハ乙某カ毆打セヨトノ聲ニ應シ、丙某ノ後頭部ヲ毆打シタリ、前橋重罪裁判所ハ、被告甲某ノ所爲ハ、法律ニ正條ナシトシ、刑法第二條ニ基キ、無罪放免ノ言渡ヲ爲シタリ、同裁判所檢察官上告ノ趣旨ヲ約言スルニ、被害者カ昏倒斃死ノ後、其頭部ヲ毆打シタルハ、即チ是レ死屍ヲ毆打シタルモノナレハ、刑法第二百六十四條ノ制裁ハ免ル、ヲ得ス、何トナレハ故意之ヲ毆撃殘害シタルモノナレハナリ、尙ホ大審院檢事ハ被告甲某ハ、乙某ニ同意シ、共ニ其場ニ臨ミ、被害者ノ死

後ナリトハ雖モ、之ヲ毆打シタレハ、第三百五條ニ依リ、乙某ノ幫助者ナリトノ趣旨ニテ、附帶上告ヲ爲シタリ、大審院ハ刑法第二百六十四條ハ、故ラニ死屍ヲ毀棄シタル者ヲ制裁スル法章ナリ、然ルニ被告カ丙某ヲ毆撃シタルハ、其意生ケル丙某ヲ毆撃スルニ在テ、死セル丙某ヲ毆撃スルニアラサレハ、被告カ所爲ニ對シ、該條ヲ適用スヘカラス、又附帶上告ノ如ク、幫助者ヲ以テモ、論スヘキニアラストシ、上告附帶上告共ニ相立サルモノトシテ、棄却ノ言渡ヲ爲シタリ、

〔第一五五五號〕 余思フニ、大審院ノ判決ノ如ク、其所爲ハ罪ト爲ラサルモノトス、此点ニ就テハ、世間ニモ死屍毀棄ノ罪アリト論スル者多シ、其意思ハ生者ヲ毀傷スルニ在テ、殊ニ惡ムヘキカ如シ、又生者ヲ毆打スルハ、固トヨリ風俗ヲ害ス

ルノ實アリ、故ニ罰シテ當然ナルモノ、如シ、然レモ死屍ヲ毀棄スルハ、其死屍ナルヲ知テ、之ヲ爲スニアラサレハ、罪ト爲ラス、生者ヲ毆打スルモ創傷ヲ爲サ、レハ、逆警罪ニ止マリ、又創傷スルモ、疾病休業ニ至ラサレハ、十一日以上一月以下ノ重禁錮ニ過キス、然ルニ死者ヲ毀傷スレハ、些少ノモノト雖モ、一體ニ一月以上一年以上ノ重禁錮、二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處スルモノハ何ヤ、是レ毀傷ノ輕重ニ拘ハラズ、其死屍ヲ賤辱スルニ至テハ一ナレハナリ、而ソ一ハ私罪ニシテ、一ハ公罪ナリ、公罪ニハ私罪ヲ包含セズ、又私罪ニモ公罪ヲ包含セス、彼此全ク別罪ナリ、若シ其情ニ於テ惡ムヘシトシ、之ヲ罰セハ、是レ罪ノ性質ヲ混スルナリ、故ニ生者ヲ殺傷セント欲シテ、毆打セシニ、其者已ニ死亡セシニ於テ

ハ、殺傷ヲ以テ論スヘカラサルハ勿論、又毀棄死屍ヲ以テモ論スヘカラサルナリ、

〔第一五五六號〕墳墓ヲ發掘シテ、棺槨又ハ死屍ヲ見ハシタル者ハ、二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ、三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス、因テ死屍ヲ毀棄シタル者ハ、三月以上三年以下ノ重禁錮ニ處シ、五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス、(二六五條)是レ死者ヲ賤辱スルノ大ナルモノナリ、死屍ノ死屍タルヲ知り、墳墓ノ墳墓タルヲ知テ、發掘シ毀死スレハ、則チ是レ死者ヲ賤辱スルモノナリ、必シモ死者ヲ賤辱スルカ爲メニスルヲ要セス、然レモ墳墓ヲ發掘スル場合ニ於テモ、尙ホ毀棄ニ意アルヲ要スルヤ否ヤ分明ナラス、死屍ヲ棄捨スルハ固トヨリ其意思ナキヲ能ハス、棄捨スルノ意思

述

ナクシテ、棄捨スルハ理ニ於テ是レナキヲナリ、毀傷ハ其意思ナシト雖モ、墳墓ヲ發掘スルニ因テ、終ニ毀傷スルニ至ルアルヘシ、且ツ法文ニモ因テ死屍ヲ毀棄スルトアルガ故ニ、毀傷ニ意思ナキモ、尙ホ之ヲ罰スルモノ、如シ、然レモ棄捨ニ意思ナキニ於テハ、理ニ於テ棄捨スヘカラサルハ前述ノ如シ、已ニ棄捨ニ意思アルヲ要スルトモ、其權衡ニ於テ毀傷ニモ亦其意思ナカルヘカラス、又原稿第三百九十七條第二項ニハ、死屍ヲ移轉シ又ハ之ヲ殘毀シタルトアリテ、移轉殘毀共ニ其意思アルヲ要スルハ、自ラ其文意ニ於テ明了ナリ、今ハ如此キノ明了ヲ缺クト雖モ、余ハ原稿ノ如ク、棄捨毀傷共ニ其意思アルヲ要スルト信スルナリ、

〔第一五五七號〕

怨恨アル者ノ墳墓ヲ發掘シ、其骸骨ヲ得テ、

之ヲ殘毀シ、復讐スル者アリ、第二百六十五條ニ問擬スヘキ
 ヲ如何、或云ク、棺槨又ハ死屍ヲ見ハシトアリ、棺槨ハ其形ヲ
 存セズ、死屍モ在ルトナケレハ、墳墓ヲ發掘シテ、骸骨ヲ見ハ
 シ、又ハ之ヲ毀棄スルモ、法律ニ之ヲ罰スルノ正條ヲ見ス、骸
 骨ノ棺槨ニアラサルハ、固ト論ヲ待タズ、又骸骨ハ死屍トモ
 イフヲ得テ、死屍ハ人體ノ尙ホ存在シテ、舊狀ヲ失ハサルモ
 ノナリト、此所爲タル疾惡スヘキモノナリト雖モ、死屍ト骸
 骨トハ固トヨリ其分アリ、死屍毀棄ヲ罰スルノ法文ヲ援引
 シテ、骸骨毀棄ヲ罰スヘキニアラス、且ツ細ニ考フレハ、骸骨
 毀棄ヲ罰スルニ至テハ、立法上ニ於テモ尙ホ或ハ酷ニ失ス
 ルノ恐アルヘシ、

〔第一五五八號〕 此章ニ記載シタル罪ヲ犯サントシテ、未ダ

遂ケサル者ハ、未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス、(二六六條)故ニ
 埋葬スヘキ死屍ヲ毀棄セントシテ、毀棄ニ着手シタルトモ、
 亦未遂犯罪ヲ以テ處斷セサルヘカラス、草案ニテハ、此罪ナ
 カリシカ故ニ、隨テ其未遂犯罪ヲ罰スル道理ナク、只第二百
 六十五條ノ罪ノミニ就キ、其未遂犯罪ヲ罰セシナリ、第二百
 六十五條ニ於テハ、其未遂犯罪ヲ罰シテ可ナレトモ、第二百六
 十四條ノ場合ニ於テ、之ヲ罰スルハ、恐クハ身體ニ對スル罪
 ニ比照シテ、其權衡ヲ得タルモノニアラサルヘシ、毆打創傷
 其他身體ニ對スル輕罪ハ、總テ未遂犯罪ヲ罰スルコトナシ、身
 體ヲ毀傷シ、生者ヲ遺棄スル罪ニ於テ、其未遂犯罪ヲ不問ニ
 付シ、而シテ死者ヲ毀棄スル未遂犯罪ヲ問フハ、是レ重キモノ
 ナ輕クシ、輕キモノヲ重クスルモノニシテ、其輕重ノ權衡ヲ

得たりトハイヒ難カルヘキナリ、

第八章 商業及ヒ農工ノ業ヲ妨害スル罪

〔第一五五九號〕 此罪ハ、舊律ニハナキモノニシテ、佛國刑法第四百十三條以下ニ原因シテ、設ケラレタルモノナルヘシ、又原稿ノ趣旨ニ依レハ、此罪ハ商業工業農業ノ自由ヲ妨害スルニ依テ成ルモノニシテ、而シテ法文ニ於テ罰スル所爲モ、今ノ如ク二三ノ事ニ限ルニアラス、其及フ所頗ル大ナリ、其事ハ法文ニ定ムル所ニ依ルハ勿論ナレモ、之ヲ罰スルノ趣旨ハ、今モ尙ホ原稿ノ趣旨ノ如クナルヘキナリ、故ニ僅ニ一小事ノ妨害ヲ爲スモ、之ヲ罰スヘカラス、是レ公益ヲ害シテ、三業ノ自由ヲ妨害スルモノニアラサレハナリ、一小事ノ妨害ハ、只其一事ニ就キ、一人ノ私益ヲ害スルニ過キヌシテ、社

會ノ公罪ヲ組織スヘキモノニアラサルナリ、

〔第一五六〇號〕 偽計又ハ威力ヲ以テ、穀類其他衆人ノ需用ニ缺ク可ラサル食用物ノ賣買ヲ妨害シタル者ハ、一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ、三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加シ、其以外ノ物品ニ係ルモハ一等ヲ減ス、(二六七條)此ニ先ツ物品ヲ區別シテ、二類ト爲スヘシ、其第一類ハ、食用物即チ飲食物ニ限り、而シテ公衆ノ需用ニ缺クヘカラサルモノナリ、第二類ハ、飲食物ノミニ限ラス、布帛薪炭器具ノ如キモ、其中ニ在リ、而シテ公衆ノ需用ニ缺クヘカラサルト否トチ分タス、薪炭ノ如キハ、都鄙ニ論ナク、貴賤貧富ヲ問ハス、一日モ缺クヘカラサルモノナリ、然レモ是レ飲食物ニハアラサルカ故ニ、第二類ニ加ヘテ一等ヲ減セサルヘカラス、或ハ其必要缺ク

へカヲサルモノナルヲ以テ、薪炭ノ如キハ、減等スルノ限ニ在ラスト論スル者アレハ、法文ニ明ニ食用物トアル以上ハ、薪炭ヲ以テ食用物ナリトスルヲ得サルナリ、
 (第一五六一號) 第一類ノ食用物中ニ於テ、穀類ハ法律ニ於テ、之ヲ必要缺クヘカヲサルモノト認メタリ、而シテ古來五穀又ハ八穀ノ名アリテ、其中ニ麻ヲ加ヘタリ、楚辭ノ註ニハ、稻稷麥豆麻ヲ五穀トシ、月令ニハ黍稷麻麥豆ヲ五穀トシ、素問ニハ禾麻粟麥豆ヲ五穀ト爲シ、只孟子ノ註ノミ黍稷菽麥稻ヲ五穀トシテ、麻ヲ加ヘス、又小學紺珠ニ八穀ノ名アリテ、稻黍大麥小麥大豆小豆粟麻ヲ八穀ト爲セリ、而シテ本草綱目ニハ、穀類ヲ四十四品ト爲セシトイフ、之ヲ要スルニ、今ノ法文ニハ、食用物トアレハ、絲麻等ノ入ラサルハ論ヲ待タズ、第一

類ハ穀類中ノ食用物ト、其他食糧菜蔬ノ如キ公衆ノ需用ニ缺クヘカヲサル食用物トニ限ルヘキナリ、而シテ穀類ノ外ハ、其要否ハ事實ニ由ルヲナレハ、裁判官ノ判定ニ任セサルヲ得ス、

(第一五六二號) 偽計又ハ威力ヲ用フルニアラサレハ、罪ト爲ラヌ、又賣買ヲ妨害スルニアラサレハ、罪ト爲ラヌ、而シテ賣買ヲ妨害スルトハ、其一人一事ノ賣買ヲ妨害スルニアラヌシテ、其貿易全體ノ妨害ヲ爲スチイフ、然ラサレハ公罪タルノ性質ナシ、例ヘハ米穀ニ就テイハンニ、一人アリ某ノ米商ヨリ一俵ノ米ヲ買ハントスルニ、之ヲ其途中ニ要シテ、其買取ノ妨害ヲ爲ス者アラン、如此キハ一人ノ爲メニ妨害アリト雖モ、爲メニ世間ノ米穀ノ價額ヲ昂低セシメ、又ハ世間ノ

米穀ヲ關乏セシムルニアラヌ、其公益ヲ害スルノ實ナキモ
ノナレハ、法律ノ罰スル所ニアラヌ、故ニ世間ノ貿易商業ヲ
妨害スルノ目的ハ是レナキモ、之ヲ妨害スルノ結果ヲ生ス
ヘキモノ、外、罰スルコトナカルヘキナリ、

〔第一五六三號〕 其糶賣入札又ハ農工業ニ係ルキハ、十五日
以上三月以下ノ重禁錮、二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス、
二六八條二六九條法文ニ單ニ糶賣入札トアリテ、其何ニ係
ルコトヲ示サス、故ニ第二百六十七條二類ノ物品ニ係ルモノ
ナリトモ解スルヲ得ヘシ、而シテ此二類ノ物品ハ、皆動産ニシ
テ、不動産ハ其中ニ入ラス、然ルニ原稿ヲ視ルニ、原稿ニハ動
産不動産ノ所有權又ハ使用權ノ糶賣、若クハ物品ノ供給工
事其他ノ請負ノ入札云々トアリ、尙ホ官ニ係ルキハ、一等ヲ

加ヘテ處斷スル旨ヲ示シタリ、思フニ、今法文ニ其何タルコ
トヲ示サ、ルハ、反テ廣ク動産不動産ノ糶賣、其他供給工事等
ノ入札ヲ總稱スルノ意ナルヘキナリ、故ニ原稿ヨリモ、其及
ブ所掌口廣シトハイフヘキモ、狹シトハイフヘカラス、又官
私ヲ區別シテ、加等スルコトナク、皆一樣ニ處分ス、
〔第一五六四號〕 或云ク、數人連合シテ、糶賣又ハ入札ノ價額
ヲ密約シ、其價額ヲ以テ、糶賣又ハ入札ノ價額ヲ昂低セシメ
又ハ贈與結約等ヲ以テ、買取者入札人ニ依頼シ、糶賣入札
爲サ、ラシメタル者ハ、即チ是レ偽計ヲ以テ妨害シタル者
ナリ、而シテ其贈與結約等ニ依リ、糶賣入札ヲ爲サ、ル者モ、亦
其共犯ヲ以テ罰スヘシ、何トナレハ糶賣入札ヲ妨害スル所
爲ハ、贈與結約ヲ承諾シタル者ニ於テ、其事ニ加功スルニア

ヲサレ、遂シル能ハサルモノニシテ、而シテ其加功ハ妨害ノ
所爲中ニ入ルモノナレハナリト、余思フニ、若シ其所爲タル
ヤ、雇賣入札全體ニ涉リテ、妨害タルニ於テハ、之ヲ罰シテ可
ナルヘシ、此ニテモ、其一人二人ノ妨害タルニ過キサルモノ
ハ、之ヲ罰スヘカラス、故ニ僅々數人ノ連合シ、又ハ二三ノ人
ニ贈賄結約ヲ爲スカ如キ場合ニ於テハ、或ハ之ヲ偽計トイ
フヘキモ、法律ノ罰スル妨害ノ効果ハ、之ヲ生スルコトナカル
ヘキナリ、

〔第一五六五號〕 第二百六十九條ハ、原稿ニハ見エス、又佛國
刑法ニモ見エサル所ナリ、或云ク、本條ハ立法者ノ趣旨、那ノ
邊ニ在ルヲ知ル能ハス、例ヘハ一人スリ、某ノ製造場ヲ設立
シテ、盛ニ一物品ヲ製造セントス、然ルニ之ヲ欺ク者アリ云

ク、其物品ハ近時絶ヘテ輸出スルナシ、之ヲ製造スルハ不利
ナリト、詐言ヲ以テ之ヲ欺キ、其製造ヲ停止セシメタリ、又一
傘工アリ、雨傘ヲ作ルニ際シ、之ヲ製造スルハ、開明ノ時世ニ
妨害アリト威迫シテ、雨傘ヲ作ルヲ止メシメタリ、又一農夫
ノ田ヲ耕スヲ欺キ、其家ニ火災アリトイヒ、歸テ之ヲ防カシ
メ、其耕作ヲ妨ケタリ、是等ノ所爲ヲ擧ケテ、皆之ヲ罰スヘキ
ヤ、實ニ法意ノ在ル所ヲ解スル能ハスト、余モ亦思フ、此法文
ハ恐クハ無用ノモノタルヘシ

〔第一五六六號〕 農工ノ雇人、其雇賃ヲ増サシメ、又ハ農工業
ノ景況ヲ變セシムル爲メ、雇主及ヒ他ノ雇人ニ對シ、偽計威
力ヲ以テ妨害ヲ爲シタル者ハ、一月以上六月以下ノ重禁錮、
三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス、(二七〇條)其雇主ニ係ル

キモ亦同シ三七一條一ハ雇人ヲ罰シ、一ハ雇主ヲ罰スルモ
 ノニシテ、雇人ニ在テハ、雇賃ヲ増サシメントシ、雇主ニ在テ
 ハ之ヲ減セントスルノ目的ニ出テ、其目的ニハ異ナル所ア
 ルモ、他ヲ妨害スルニ至テハ一ナリ、故ニ農工業ノ景況ヲ變
 セントスルノ目的ハ、雇人ニモ是レアルヘシ、又雇主ニモ是
 レアルヘシ、此目的ニ出テサルモノハ、妨害ノ實アルモ、之ヲ
 罰スヘカラス、而シテ實際ニ於テ農業ニ關スルモノハ、恐クハ
 是レナカレハ、只工業ニ關シテハ、古來西洋諸國ニハ、問々
 是レアラリ、又近ク我國ニ於テモ、某ノ鑛山ニ於テハ、職工ノ通
 謀シテ騷擾セシトアリト聞ケリ、然レハ鑛山ノ職工ノ如キ
 其賃銀ノ少キヨリ不平ヲ鳴ラシ、雇主ニ強迫スルトナキニ
 アラサルモ、又聞ク所ニ由レハ、鑛山ニ於テ、職工ヲ使役スル

ヤ、犬馬モ畜ナラサルカ如キ形狀アリトイヘハ、其苦役ニ堪
 エスシテ、束縛ヲ免レンカ爲メニ、暴行ニ及フトナキニシモ
 限ラス、若シ果シテ如此キ趣旨ニ出テタランニハ、妨害ノ罪
 ナリトハ罰スヘキニアラサルナリ、

【第一五六七號】

此ニ某ノ討論會ニ呈出シタル一問題アリ、
 甲者アリ乙者ニ對シテ怨ヲ抱ク、乙者ハ製茶ヲ業トシ、許多
 ノ雇人ヲ使役ス、仍テ其採茶ノ時ニ際シ、雇人ヲシテ賃銀ノ
 増加ヲ要求セシメハ、製茶業ヲ妨害シテ、怨ヲ報スルニ足ル
 ト、乃チ其時機ニ於テ、甘言以テ雇人ヲ欺キ、雇主乙者ニ對シ
 テ、威力ヲ以テ賃銀ヲ増サントシテ要求セシメ、乙者ハ爲メニ
 數日間休業シ、製茶上ニ許多ノ妨害ヲ受ケタリ、而シテ別ニ丙
 者アリ、雇人ニアラスト雖モ、雇人ト通謀シテ、賃銀要求ノ事

件ニ加功セリ、右甲者丙者ノ處分如何ト、

第一五六八號 第一說ニ云ク、第二百七十條ニ、農工ノ雇人云々トアリテ、雇人ナル身分ハ、該條ノ犯罪ヲ構成スルノ元素ナリ、故ニ其身分ナキ者ハ、身自ラ罪ヲ犯ス能ハサル者ナレハ、教唆者ナリ從犯ナリトイフコト得ス、但丙者ハ自ラ製茶業ヲ妨害シタルカ故ニ、第二百六十九條ニ依テ罰スヘシト、第二說ニ云ク、法文ニ雇人トアルハ、妨害者ノ雇人タルチイフモノニシテ、其教唆者ノ如キハ、雇人タルト否トシ分タズ、第二百五條ニ從ヒ、甲者ハ、第二百七十條ノ教唆者トスヘシ、或ハ第二百六條ニ身分ニ因リ刑ヲ加等スルルハ、其教唆者ニ及ホサ、ルノ法文アルチ以テ、甲者ハ教唆者ニアラスト論スヘケレ也、這ハ是レ加等ノ場合チイフモノニシテ、別ニ一

罪ヲ構成スル場合ニ適用スヘキモノニアラス、而シテ丙者ハ、第二百六十九條ニ依テ處分スヘシト、第三說ニ云ク、甲者ノ教唆者タラサルハ、第一說ノ如シ、第二說ニテ、第二百六條ヲ加重ノミニ限ルトスルハ、否ナリ、別ニ一罪ヲ成スモノニモ、其趣意ヲ適用スルハ、勿論ナリ、其罪タル人ノ身分ニ依テ成ルモノタルキハ、其身分ナキ者ノ犯スヘカラサルハ、當然ナリ、何トナレハ犯罪構成ノ元素ヲ缺クカ故ナリ、故ニ甲者ハ、教唆者タルニアラス、然レモ甲者ヲ無罪トセンカ、未タ可ナラズ、甲者モ亦第二百六十九條ノ罪ハ、之ヲ免ル、チ得ス、何トナレハ雇人チシテ要求セシメタル所爲ハ、是レ即チ直接ニ農工ノ業ヲ妨害シタルモノニシテ、其甘言ハ即チ偽計ヲ施シタルモノナレハナリ、故ニ甲者丙者共ニ第二百六十九

條ニ該當スト、余思フニ此第三説ハ其當ヲ得タルモノナル
ヘシ、然レモ自他ノ別ヲ混シテ、教唆者ト下手者ト同一視セ
リ、甲者ハ第二百六十九條ノ教唆者ニシテ、而シテ丙者ハ同條
ノ正犯ナリ、

(第一五六九號) 虚偽ノ風説ヲ流布シテ、穀類其他衆人ノ需
用物品ノ價直ヲ昂低セシメタル者ハ、十圓以上百圓以下ノ
罰金ニ處ス、(二七二條)原稿第三百三條ニハ、其第二百九十八
條第一項、即チ今ノ第二百六十七條第一項ノ物品トアリ、而
シテ其註解ニモ、第二項ノ物品ニ係ルルハ、罰セサル旨ヲ明示
セリ、然レモ今法文ニハ、需用物品トノミアルカ故ニ、原稿ノ
如ク差別スル能ハサルヘシ、但實際ニ於テ、第一項ノ物品ニ
アラサレハ、多クハ衆人普通ノ需用品ヲラサルヘキノミ、其

衆人ノ需用品ニアラサレハ、法律ノ罰スル限ニ在ラス、而シテ
其價直ヲ昂低シ風説ヲ流布シタル効力ノ顯ハレタルハ、
アラサレハ、亦罰スルノ限ニ在ラス、但シ此場合ニ於テ、第四
百二十七條第十一ニ依リ、違警罪トシテ罰スルコトアルヘシ
ナリ、

第九章 官吏瀆職ノ罪

(第一五七〇號) 官吏瀆職ノ罪ニハ、三種アリ、第一ハ公益ニ
對シテ瀆職スルモノ、第二ハ人民ニ對シテ瀆職スルモノ、第
三ハ財産ニ對シテ瀆職スルモノナリ、第一ハ舊律ニハ見え
ス、只明治八年四月二十三日第六十五號布達ヲ以テ、官吏商
業ヲ爲スヲ禁止シタルノミ、第二ハ舊律ニテハ、追捕罪人、故
禁無罪人、陵虚罪囚、笞杖不如法、承告不理、官吏取財、事後受財、